

道路防災計画

10-01-00 道路通行規制箇所（一般国道・国管理）

近畿地方整備局

市 町 村	名 称	位 置	延長 (m)	予想される危険	備考
橋 本 市	24号（京奈和自動車道）	五條西 I C～高野口 I C （奈良県五條市～橋本市高野口町大野）	12,700	崩落・落石等	
橋 本 市 か つ ら ぎ 町	24号（京奈和自動車道）	高野口 I C～紀北かつらぎ I C （橋本市高野口町大野～かつらぎ町大藪）	4,000	崩落・落石等	
か つ ら ぎ 町 紀 の 川 市	24号（京奈和自動車道）	紀北かつらぎ I C～紀の川 I C （かつらぎ町大藪～紀の川市神領）	12,900	崩落・落石等	
紀 の 川 市 岩 出 市	24号（京奈和自動車道）	紀の川 I C～岩出根来 I C （紀の川市神領～岩出市根来）	5,700	崩落・落石等	
岩 出 市 和 歌 山 市	24号（京奈和自動車道）	岩出根来 I C～和歌山 J C T （岩出市根来～和歌山市弘西）	6,500	崩落・落石等	
広 川 町	42号	井関～河瀬	2,800	崩落・落石等	
由 良 町	42号	畑	3,200	崩落・落石等	
		里～阿戸	1,600	崩落・落石等	
日 高 町	42号	池田	1,700	崩落・落石等	
み な べ 町	42号	山内～東岩代	3,100	崩落・落石等	
白 浜 町	42号	志原～富田	11,500	崩落・落石等	
す さ み 町	42号	見老津～周参見	9,600	崩落・落石等	
串 本 町	42号	有田～田並	1,600	崩落・落石等	
串 本 町	42号	田原～津荷	3,100	崩落・落石等	
計			80,000		

第1次緊急輸送道路

市町村	道路名	要対策箇所数	備考
田辺市	一般国道168号	2	
新宮市	一般国道168号	51	
田辺市	一般国道311号	2	
田辺市	一般国道371号	1	
有田川町	一般国道424号	2	
日高川町	一般国道424号	4	
かつらぎ町	一般国道480号	3	
白浜町	南紀白浜空港線	1	
田辺市	龍神中辺路線	1	
紀の川市	和歌山橋本線	2	
第1次緊急輸送道路 計		69	

第2次緊急輸送道路

市町村	道路名	要対策箇所数	備考
新宮市	一般国道169号	4	
北山村	一般国道169号	23	
新宮市	一般国道311号	3	
高野町	一般国道370号	2	
古座川町	一般国道371号	20	
みなべ町	一般国道424号	6	
田辺市	一般国道425号	7	
印南町	一般国道425号	12	
かつらぎ町	一般国道480号	3	
有田川町	一般国道480号	35	
紀の川市	かつらぎ桃山線	23	
かつらぎ町	かつらぎ桃山線	2	
岩出市	岩出野上線	1	
紀の川市	岩出野上線	1	
有田川町	海南金屋線	0	
日高川町	御坊美山線	1	
田辺市	田辺龍神線	16	
みなべ町	田辺龍神線	4	
白浜町	田辺白浜線	1	
白浜町	白浜温泉線	2	
上富田町	上富田南部線	1	
すさみ町	上富田すさみ線	8	
白浜町	日置川大塔線	1	
すさみ町	すさみ古座線	24	
古座川町	すさみ古座線	7	
古座川町	串本古座川線	1	
串本町	串本古座川線	1	
串本町	樫野串本線	2	
串本町	潮岬周遊線	6	
那智勝浦町	那智勝浦古座川線	3	
橋本市	橋本五條線	2	
田辺市	下川上牟婁線	5	
古座川町	田原古座線	11	
串本町	田原古座線	1	

古座川町	高瀬古座停車場線	1	
新宮市	高田相賀線	7	
太地町	梶取崎線	2	
第2次緊急輸送道路 計		249	

第3次緊急輸送道路

市町村	道路名	要対策箇所数	備考
紀の川市	高野口野上線	11	
田辺市	日置川大塔線	1	
古座川町	那智勝浦古座川線	7	
田辺市	市鹿野鮎川線	12	
紀の川市	垣内貴志川線	1	
第3次緊急輸送道路 計		32	

火災予防計画

11-00-00 令和4年火災概況

県危機管理・消防課

令和4年1月～令和4年12月

		合計	前年比較	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月															
総出火件数		352	52	37	48	39	34	23	19	19	34	20	29	19	31															
建物火災		182	49	21	17	18	15	10	14	7	16	15	14	13	22															
林野火災		6	▲4	0	2	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0															
車両火災		28	3	1	0	0	5	1	0	4	3	3	5	3	3															
船舶火災		1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0															
航空機火災		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
その他火災		135	4	15	29	20	12	12	5	8	14	2	9	3	6															
焼損棟数		274	63	39	34	35	22	12	16	8	24	17	18	20	29															
り災世帯数		162	41	31	28	26	9	7	5	3	12	9	8	9	15															
焼損面積	建物床 (㎡)	9,953	3,768	1,701	1,008	545	719	531	153	74	1,451	2,391	685	232	463															
	建物表 (㎡)	459	108	119	57	96	29	22	22	0	45	0	12	51	6															
	林野 (a)	19	▲43	0	0	16	1	0	0	0	0	0	2	0	0															
損害額 (千円)		973,705	524,616	106,983	78,617	46,139	169,380	15,211	12,210	9,205	36,112	349,526	87,151	33,737	29,434															
死者数	傷者数	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	
		総計	10	56	▲7	22	2	9	1	10	1	7	1	5	1	2	0	1	0	1	0	9	1	4	3	4	0	0	0	4
		建物	7	46	▲8	18	2	8	0	10	1	5	1	4	0	2	0	1	0	0	0	6	1	4	2	2	0	0	0	4
		林野	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		車両	0	3	▲1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0
		船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		航空機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	3	6	2	2	0	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0		

12-02-00 林野火災特別地域対策事業実施要件に該当する
市町村等における林野火災用消防施設等の現況

県危機管理・消防課
(令和4年4月1日現在)

消防施設等 市町村等	防火水槽 (基)	自然水利 利用施設 (施設)	空中消火 等補給 基地 (施設)	チェーン ソー (台)	可搬式 散水装置 (個)	可搬式 送水装置 (台)	可搬式消 防ポンプ (台)	小型動力 ポンプ付 水槽車 (台)
御坊市		18	1	10	20			
田辺市	37	1		30	220	1		5
新宮市	20			25	151		4	1
紀美野町								
かつらぎ町	7	9	1	16	6	1	2	
九度山町	2			19	41		2	
高野町	1		1	13	78	10	2	
伊都消防組合				2	10	1	1	
湯浅町				7	8			
広川町								
湯浅広川消防組合				2	11		2	
有田川町	115			13	9			
美浜町								
日高町				1	4		4	
由良町	2			1				
日高川町				6				
みなべ町				7				
印南町	2			8				
日高広域消防組合				10	45	4	2	2
白浜町				29	56		31	1
上富田町				8	53		2	1
すさみ町				1	5		2	
串本町					10		1	
那智勝浦町								
太地町	3			2			3	2
古座川町	6			1	120		5	
北山村	5			6			1	1
合計	200	28	3	217	847	17	64	13

※林野火災特別地域対策事業実施要件

林野火災特別地域は、おおむね次のア、イ又はウに該当する市町村を1以上含むものとする。
土の市
町村。

イ 上記ア以外で過去5年間における林野火災による焼損面積が300ヘクタール以上の市町村又は過去5年

ウ 上記以外の市町村で、特に林野火災特別地域対策事業を実施する必要があると認められる

都市防災化計画

13-01-00 都市計画法適用市町村一覧表

県都市政策課
令和3年3月31日時点

市町村名	都市計画区域名	範囲	面積 (ha)
和歌山市	和歌山	行政区域の全部	20,885
海南市	海南	行政区域の一部	7,815
橋本市	橋本	行政区域の一部	8,944
	高野口	行政区域の一部	1,927
有田市	有田	行政区域の一部	3,351
御坊市	御坊	行政区域の一部	1,383
美浜町		行政区域の一部	225
田辺市	田辺	行政区域の一部	3,290
新宮市	新宮	行政区域の一部	1,712
紀の川市	紀の川	行政区域の一部	15,319
岩出市	岩出	行政区域の全部	3,850
かつらぎ町	かつらぎ	行政区域の一部	6,690
九度山町	九度山	行政区域の一部	652
高野町	高野	行政区域の一部	3,203
湯浅町	湯浅	行政区域の一部	638
有田川町	吉備	行政区域の一部	890
由良町	由良	行政区域の一部	1,289
みなべ町	南部	行政区域の一部	772
白浜町	白浜	行政区域の一部	1,911
	日置川	行政区域の一部	1,968
上富田町	上富田	行政区域の一部	1,173
すさみ町	すさみ	行政区域の一部	1,207
那智勝浦町	那智勝浦	行政区域の一部	1,164
太地町	太地	行政区域の全部	581
串本町	串本	行政区域の一部	581
	古座	行政区域の一部	276
9市14町	25区域		91,696

13-02-00 市街化区域及び市街化調整区域

県都市政策課
令和3年3月31日現在

都市計画区域名	和歌山都市計画区域
都市計画区域面積	20,885ha
市街化区域面積	7,415ha
市街化調整区域面積	13,470ha

13-03-00 防火地域・準防火地域の現状

県都市政策課
令和3年3月31日現在

都市計画区域名	市町村名	防火地域 (ha)	準防火地域 (ha)
和歌山	和歌山市	約 41.4	約 461.1
有田	有田市	—	約 15.8
新宮	新宮市	—	約 35.0
合計	3市	約 41.4	約 511.9

13-04-00 都市計画の道路現況

県都市政策課
令和3年3月31日現在

市町村名	都市計画区域名	計画延長(km)	改良済み延長(km)	概成済み延長(km)
和歌山市	和歌山	139.61	101.36	14.85
海南市	海南	46.80	35.81	0.00
橋本市	橋本	50.50	25.47	19.23
	高野口	14.31	7.63	5.89
有田市	有田	21.39	10.27	3.04
御坊市	御坊	31.52	13.45	13.70
美浜町		2.30	0.60	0.00
田辺市	田辺	54.14	19.91	21.05
新宮市	新宮	26.10	12.42	5.75
紀の川市	紀の川	41.58	10.18	18.03
岩出市	岩出	22.61	16.40	6.21
かつらぎ町	かつらぎ	36.45	9.10	18.10
高野町	高野	9.22	6.32	2.03
湯浅町	湯浅	10.05	1.25	3.27
有田川町	吉備	8.40	5.15	3.25
みなべ町	南部	8.73	4.22	2.93
白浜町	白浜	34.46	13.26	19.96
	日置川	8.01	0.00	7.35
上富田町	上富田	4.57	0.67	3.90
すさみ町	すさみ	14.52	1.34	13.18
那智勝浦町	那智勝浦	25.09	7.52	14.01
太地町	太地	10.31	4.80	0.43
串本町	串本	3.51	3.51	0.00
	古座	-	-	-
9市12町	23区域	624.18	310.64	196.16

市町村名	都市計画区域名	計画		供用	
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
和歌山市	和歌山	58	1,088.41	51	252.12
海南市	海南	6	43.78	6	15.38
橋本市	橋本	37	84.92	35	75.41
	高野口	6	13.72	6	13.42
有田市	有田	7	4.45	6	1.55
御坊市	御坊	3	42.60	3	39.50
美浜町		1	0.51	1	0.51
田辺市	田辺	22	72.72	21	70.92
新宮市	新宮	4	6.63	4	5.53
紀の川市	紀の川	13	47.58	13	47.58
岩出市	岩出	8	36.39	8	36.27
かつらぎ町	かつらぎ	11	24.03	9	13.43
九度山町	九度山	1	1.00	1	1.00
高野町	高野	5	2.15	3	1.68
湯浅町	湯浅	2	0.62	2	0.62
有田川町	吉備	4	1.20	4	1.20
みなべ町	南部	2	0.13	2	0.13
白浜町	白浜	14	97.58	10	46.05
すさみ町	すさみ	1	9.60	1	9.60
那智勝浦町	那智勝浦	7	20.31	6	8.11
太地町	太地	5	15.20	3	0.66
串本町	串本	1	0.26	1	0.26
9市12町	21区域	218	1,613.79	196	640.93

市町村名	都市計画 区域名	計画		供用	
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
和歌山市	和歌山	62	1095.73	49	220.16
海南市	海南	3	43.37	3	14.97
	下津	3	0.40	3	0.40
橋本市	橋本	41	80.79	32	64.04
	高野口	6	13.72	6	13.67
有田市	有田	6	1.55	6	1.55
御坊市	御坊	3	42.60	3	39.50
美浜町		1	0.51	1	0.51
田辺市	田辺	22	72.82	21	46.22
新宮市	新宮	4	6.63	4	5.52
紀の川市	打田	4	8.34	3	0.79
	粉河	3	11.86	3	11.86
	那賀	4	4.46	4	4.46
	桃山	1	9.90	1	9.90
	貴志川	1	13.00	1	13.00
岩出市	岩出	7	12.99	7	12.87
かつらぎ町	かつらぎ	10	16.73	9	13.43
九度山町	九度山	1	1.00	1	1.00
高野町	高野	5	2.15	3.3	1.38
湯浅町	湯浅	2	0.62	2	0.62
有田川町	吉備	4	1.19	4	1.19
みなべ町	南部	2	0.13	2	0.13
白浜町	白浜	13	93.65	10	65.35
すさみ町	すさみ	1	9.60	1	9.60
那智勝浦町	那智勝浦	7	20.31	6	8.11
太地町	太地	5	15.20	3	0.66
串本町	串本	1	0.26	1	0.26

和歌山県

すさみ
かつらぎ
下津
串本
九度山
南部
吉備
和歌山
太地
岩出
御坊
打田
新宮
有田
桃山
橋本
海南
湯浅
田辺
白浜
粉河
那智勝浦
那賀
高野
高野口
貴志川

計	220	1578.75	192	572.09
すさみ町	1	9.6	1	9.6
かつらぎ町	10	16.73	9	13.43
海南市	3	0.4	3	0.4
串本町	0	0	5	11.69
九度山町	1	1	1	1
みなべ町	2	0.13	2	0.13
有田川町	4	1.19	4	1.19
和歌山市	62	1095.73	49	220.16
太地町	5	15.2	3	0.66
岩出市	7	12.99	7	12.87
御坊市	3	42.6	3	39.5
紀の川市	4	8.34	3	0.79
新宮市	4	6.63	4	5.52
有田市	6	1.55	6	1.55
紀の川市	1	9.9	1	9.9
橋本市	41	80.79	32	64.04
海南市	3	43.37	3	14.97
湯浅町	2	0.62	2	0.62
田辺市	22	72.82	21	46.22
白浜町	13	93.65	10	65.35
紀の川市	3	11.86	3	11.86
那智勝浦町	7	20.31	6	8.11
紀の川市	4	4.46	4	4.46
高野町	5	2.15	3.3	1.38
橋本市	6	13.72	6	13.67
紀の川市	1	13	1	13

13-06-00 市町村土地地区画整理事業一覽

県都市政策課
令和4年3月31日現在

市町村名	都市計画区域名	地区数	都市計画決定面積(ha)	事業計画決定面積(ha)
和歌山市	和歌山	14	697.67	640.86
海南市	海南	4	74.47	74.27
橋本市	橋本	19	140.53	706.91
田辺市	田辺	4	3.34	10.79
新宮市	新宮	2	31.62	31.62
白浜町	白浜	1	15.48	15.48
那智勝浦町	那智勝浦	4	40.20	40.20
5市2町	7区域	48	1,003.31	1,520.13

建造物災害予防計画

14-00-01 和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱

県建築住宅課

和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震により被害を受けた建築物による二次的な人的被害を防止するために、和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「応急危険度判定」とは、余震等による被災建築物の倒壊や落下物による人命の危険性を防止、軽減するために、被災建築物の危険性を判定することをいう。

2 この要綱において、「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

(認定等)

第3条 応急危険度判定士は、県内に在住又は在勤し、次の各号のいずれかに該当する者で、第10条の講習を終了したもののなかから認定するものとする。ただし、他の都道府県において被災建築物応急危険度判定士の認定を受けている者は、第10条の講習の受講を要しないものとする

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士
- (2) 昭和45年建設省告示第1825号第1の特殊建築物等調査資格者
- (3) 前2号に規定する者のほか、知事が認めた者

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、第10条の講習終了後1年以内に、応急危険度判定士認定申請書（別記第1号様式）に掲げる書類を添付し、知事に申請するものとする。

- (1) 建築士免許証（建築士法第5条第2項）又は特殊建築物等調査資格者認定証の写し
- (2) 第10条の講習の修了証の写し
- (3) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無拝啓の縦4cm横3cmのカラー写真。以下「写真」という。）

(認定証の交付)

第4条 知事は、前条第2項の規定による申請があった場合において、申請者が応急危険度判定士として適格と認めた場合は、応急危険度判定士登録者名簿（別記第2号様式）に登録するとともに申請者に応急危険度判定士認定証（別記第3号様式。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

2 知事は、前条第2項の規定による申請があった場合において、申請者が応急危険度判定士として適格でないと認めるときは、認定しないことができる。この場合において、知事は、申請者に通知しなければならない。

(申請事項の変更)

第5条 応急危険度判定士は、第3条第2項の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、応急危険度判定士認定申請事項変更届（別記第4号様式）により知事に届けるものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、応急危険度判定士登録者名簿の修正をするものとする。

(認定証の更新)

第6条 認定証の有効期間は、5年間とする。

2 認定証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の30日前までに応急危険度判定士認定更新申請書（別記第5号様式）に認定証を添えて知事に申請するものとする。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、応急危険度判定士登録者名簿に更新した旨を記載するとともに、申請者に認定証を交付するものとする。

(認定証の再交付)

第7条 応急危険度判定士は、認定証を紛失し、又は汚損したときは、応急危険度判定士認定証再交付申請書（別記第6号様式）により知事に再交付を申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定証を再交付するものとする。

3 前項の規定により認定証の再交付を受けた応急危険度判定士は、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該

認定証を知事に返納するものとする。

(認定の辞退)

第8条 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、応急危険度判定士認定辞退届（別記第7号様式）に認定証を添えて知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届け出があったときは、応急危険度判定士登録者名簿から抹消するとともに、届出者に通知するものとする。

(認定の取消)

第9条 知事は、応急危険度判定士が次のいずれかに該当した場合においては、認定の取消し又は認定の停止を行うことができる。

- (1) 建築士法第9条に基づく免許の取消しを受けた者
- (2) 建築士法第10条第1項に基づく懲戒を受けた者
- (3) 昭和45年建設省告示第1825号第4に基づき資格を喪失した者
- (4) 前3号に規定する者のほか、知事が認めた者

2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、応急危険度判定士登録者名簿から抹消するとともに認定書を返納させるものとする。

3 知事は、第1項の規定により認定の停止を行った場合は、停止期間満了まで認定証を領置するものとする。

(指定講習)

第10条 応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、和歌山県が主催する和歌山県応急危険度判定講習（以下「講習」という。）を受けなければならない。

2 講習は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を行うものとする。

- (1) 総論
- (2) 応急危険度判定制度
- (3) 応急危険度判定技術
 - ア 共通の事項
 - イ 建築構造毎の判定技術

(実施細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年12月20日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に改正前の和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士要綱の規定によりされている申請については、改正後の同要綱の規定によりされている申請とみなす。

和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災宅地を調査し危険度判定を行う被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の登録に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地とは、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要があると認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 危険度判定とは、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被害状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 宅地判定士とは、危険度判定を実施する能力を有する者として、和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）に基づき知事が登録し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登録したもの又は被災宅地危険度判定連絡協議会長が登録し、宅地判定士名簿に登録したものをいう。

(登録の対象)

第3条 知事は、県内に住居地又は勤務地を有し、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第12条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を終了した者を宅地判定士として登録するものとする。

- (1) 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに該当する者
 - (2) 国又は地方公共団体等の職員およびこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
 - (3) 国又は地方公共団体等の職員およびこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者
 - (4) その他、建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者又は二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有するとして知事が認めた者
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、県内に居住又は勤務する者で、前各号と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録するものとする。

(登録の手続き)

第4条 前条に該当する者で、宅地判定士の登録を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）により知事に対して申請するものとする。

2 登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、知事が添付の省略を認めたものについては、この限りではない。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者については、資格要件申請書（様式第2号）及び各々の登録要件を証明する書類
- (2) 前条第1項第2号及び第3号に該当する者については、実務経験証明書（様式第3号）
- (3) 前条第2項に該当する者については、前条第1項各号と同等以上の知識及び経験を有することを証する書類
- (4) 申請者の写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2センチメートルの写真）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(登録証の交付)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めたときは、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登録するとともに、当該申請者に被災

宅地危険度判定士登録証（様式第4号。以下「登録証」という。）を交付する。

- 2 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当でないと認めるときは、登録しない旨の文書を当該申請者に通知するものとする。

（登録事項の変更）

第6条 宅地判定士は、第4条第1項の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更を生じたときは、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）及び登録証を知事に提出するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 移住地住所又は電話番号
- (3) 勤務先の名称、所在地又は電話番号

- 2 知事は、前項の届出があった場合においては、宅地判定士名簿を訂正し必要に応じ記載事項を変更した登録証を新たに交付するものとする。

（登録の更新）

第7条 登録の有効期限は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の終了の日（第3条第2項に該当する場合にあっては、知事が認めた日）から5年後のその日の属する年度の末日とする。

- 2 前項に規定する登録の有効期間終了後も、引き続き宅地判定士として和歌山県被災宅地判定実施要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、登録の更新をすることができる。この場合において、現に有効な登録の有効期間の終了までに、第12条に規定する講習会を受講し、修了した場合、又は知事が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認められた場合、知事に被災宅地危険度判定士登録更新申請書（様式第6号）及び現に有効な登録証（以下「更新申請書等」という。）を提出することにより、登録を更新するものとする。

- 3 知事は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、速やかに登録を行い、新たな登録証を交付する。

- 4 前項の登録の有効期間は、第1項に準ずる。

（登録証の再交付）

第8条 宅地判定士は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書（様式第7号）により知事に再交付を申請することができる。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。

- 3 前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納するものとする。

（登録の辞退）

第9条 宅地判定士は登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届（様式第8号）に登録証を添えて知事に届け出るものとする。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その者を宅地判定士名簿から抹消する。

（登録知事の変更）

第10条 知事から宅地判定士として登録を受けた者で、本県以外の都道府県に居住地又は勤務地を有することにより、他の都道府県知事の登録を受けようとするときは、変更届及び登録証を新たに登録を受けることとなる都道府県知事に提出するものとする。また、宅地判定士が新たに独立行政法人都市再生機構の職員となったときは、変更届及び登録証を独立行政法人都市再生機構理事長に提出するものとする。なお、他の都道府県知事又は独立行政法人都市再生機構理事長から変更届の受理の通知があったときは、第9条による登録辞退があったものとみなし、同条第2項を準用する。

- 2 知事は、他の都道府県知事から宅地判定士として登録を受けた者で、県内に居住地又は勤務地を有する宅地判定士から変更届及び登録証の提出があったとき、又は独立行政法人都市再生機構の職員が職員でなくなり、変更届及び登録証の提出があったときは、第5条を準用し、記載事項を変更した登録証を変更届及び登録証を提出した宅地判定士に交付し、併せて変更前の登録を行っていた都道府県知事又は独立行政法人都市再生機構理事長にその旨を通知するものとする。

（登録の取消）

第 1 1 条 知事は、宅地判定士としてふさわしくないと認めた場合は、その登録を取り消すことができる。

2 知事は、第 3 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項に該当し、第 5 条第 1 項により登録を受けた宅地判定士に、前項に該当する事由が生じたときは宅地判定士の登録を取り消すものとする。

3 第 1 項及び第 2 項の規定により登録を取り消された宅地判定士は、速やかに当該登録証を知事に返納するものとする。

(講習会)

第 1 2 条 県は、市町村の協力を得て第 3 条第 1 項に該当する者を対象に、危険度判定に必要な知識及び技術向上のための講習会を実施する。

2 第 3 条第 1 項に規定する講習会は、前項の講習会又は被災宅地危険度判定連絡協議会等による講習会とする。

(宅地判定士名簿)

第 1 3 条 知事は、第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 3 項、第 9 条第 2 項、第 1 0 条第 1 項及び同条第 2 項に規定する手続きを行った場合には、その内容を記載した宅地判定士名簿を速やかに被災宅地危険度判定連絡協議会会長に通知する。

(雑則)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 7 月 1 日から施行する。

和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震、降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要があると認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- (4) 危険度判定支援本部 被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、県の災害対策本部に設置する組織をいう。
- (5) 宅地判定士 危険度判定を実施する能力を有する者として、和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要項」という。）に基づき知事が登録し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登載したもの又は被災宅地危険度判定連絡協議会長が登録し、宅地判定士名簿に登載したものをいう。

(県の事前準備)

第3条 県は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村及び関係団体等と協議し、調整に努める。

- 2 県は、登録要綱に基づき宅地判定士の登録及び更新等に関する事務を行う。
- 3 県は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。
- 4 県は、危険度判定について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

(市町村の事前準備)

第4条 市町村は、危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努める。

- 2 市町村は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行う。
- 3 市町村は、危険度判定制度について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

(宅地判定士の事前準備)

第5条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。

- 2 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める。

(危険度判定の実施)

第6条 市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

- 2 市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及

び宅地を定める。

3 市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。

4 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じる。

5 市町村長は、宅地判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

6 知事は、被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったとき、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じる。

(判定結果の表示等)

第7条 市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

2 前項の規定による危険度判定結果の表示は、被災宅地危険度判定連絡協議会の定める手引きによる。

(他の都道府県等に対する支援要請)

第8条 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し危険度判定の実施のための支援を要請する。

(危険度判定の責任体制等)

第9条 この要綱による危険度判定は、被災した市町村長が行うものとする。

2 宅地判定士の派遣を要請した市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。

3 宅地判定士の派遣を要請した市町村は、原則として、危険度判定に係る経費を負担するものとする。

(資機材の調達及び備蓄)

第10条 県、市町村及び関係団体等は、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努める。

(他の都道府県に対する支援))

第11条 知事は、他の都道府県知事及び国土交通省から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、登録した宅地判定士に協力の要請や、宅地判定士の派遣等の支援措置を講じる。

(宅地判定士名簿)

第12条 知事は、宅地判定士名簿を調製し保管する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

下水道等施設災害予防計画

15-01-00 下水道事業の供用開始状況表

県下水道課
令和5年3月31日現在

市町村名	住民基本台帳人口 令和5年3月31日	処理区名	全体計画 処理面積 (ha)	処理面積 (ha)	全体計画 処理人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	供用開始年月日	備考
和歌山市	358,203	和歌川処理区	468.0	383.6	19,760	20,696		昭和59年11月1日	
		中央処理区	2,961.0	1,574.4	126,320	84,011		昭和62年11月1日	
		北部処理区	2,658.0	501.1	95,340	32,432		平成13年4月1日	
			6,087.0	2,459.1	241,420	137,139	38.3%		
橋本市	60,005	伊都処理区	2,250.9	916.0	48,990	39,233	65.4%	平成13年4月1日	
かつらぎ町	15,815	伊都処理区	758.8	248.6	9,751	6,457	40.8%	平成13年4月1日	
九度山町	3,792	伊都処理区	114.8	88.9	1,910	2,614	68.9%	平成13年4月1日	
伊都処理区計	79,612		3,124.5	1,253.5	60,651	48,304	60.7%		
紀の川市	59,803	那賀処理区	938.6	262.5	22,600	10,051	16.8%	平成20年12月10日	
岩出市	54,116	那賀処理区	1,420.0	746.7	53,200	29,913	55.3%	平成20年12月10日	
那賀処理区計	113,919		2,358.6	1,009.2	75,800	39,964	35.1%		
御坊市	21,851	塩屋処理区	92.0	57.1	2,200	1,654	7.6%	平成23年4月1日	
田辺市	69,156	龍神温泉処理区	9.0	9.0	130	50		平成14年4月1日	
		川湯処理区	3.7	3.7	100	43		平成8年9月5日	
			12.7	12.7	230	93	0.1%		
高野町	2,707	高野山処理区	143.0	143.0	4,600	2,047		昭和56年4月1日	
		西細川処理区	8.0	8.0	150	54		平成10年4月1日	
			151.0	151.0	4,750	2,101	77.6%		
広川町	6,626	広港処理区	8.1	8.1	260	136	2.1%	平成9年1月17日	
有田川町	25,518	吉備第1処理区	440.8	393.3	14,500	15,464	60.6%	平成21年4月1日	
美浜町	6,563	松原処理区	99.4	99.4	3,690	2,905	44.3%	平成17年6月1日	
由良町	5,250	由良処理区	132.0	127.8	3,500	3,680	70.1%	平成20年3月31日	
みなべ町	11,912	みなべ処理区	288.4	288.4	8,100	9,586	80.5%	平成14年10月1日	
白浜町	20,366	白浜処理区	176.6	174.1	3,540	3,520	17.3%	平成6年11月1日	
上富田町	15,661	上富田処理区	291.0	119.3	8,200	4,415	28.2%	平成19年4月1日	
那智勝浦町	13,942	那智山処理区	12.0	12.0	200	99	0.7%	平成10年4月1日	
太地町	2,881	常渡処理区	45.6	45.6	3,800	1,311	45.5%	昭和44年4月1日	
串本町	14,525	大水崎処理区	33.0	33.0	580	563	3.9%	平成6年10月1日	
県計	919,628		13,352.7	6,243.6	431,421	270,934	29.5%		

下水道等施設災害予防計画

15-02-00農業集落排水事業の供用開始状況表

県下水道課
令和5年3月31日現在

市町村名	行政人口	地区名	計画区域面積 (ha)	計画処理人 口(人)	処理区域内人 口(人)	左のうち接続 人口(人)	接続率 (%)	供用開始年月	備考	
和歌山市		東山東中部	23.0	550	555	486	87.6	H12.12		
		楠本	9.4	760	337	315	93.5	H15.9		
		西山東南部	17.3	480	462	344	74.5	H17.7		
		市計	358,203	49.7	1,790	1,354	1,145	84.6		
橋本市		吉原	15.7	750	407	386	94.8	H13.4		
		山田・出塔	27.3	890	435	420	96.6	H15.4		
		上中・下中	12.0	620	266	258	97.0	H10.4		
		西川	4.2	130	66	63	95.5	H13.4		
		市計	60,005	59.2	2,390	1,174	1,127	96.0		
御坊市		富安	23.0	1,110	707	513	72.6	H10.9		
		上野楠井	26.2	2,100	1,116	920	82.4	H11.7		
		野島	5.9	470	263	235	89.4	H12.8		
		加尾	7.7	1,190	288	187	64.9	H19.7		
		市計	21,851	62.8	4,870	2,374	1,855	78.1		
田辺市		平野	10.7	200	123	116	94.3	H4.4		
		岩内	40.5	1,110	807	708	87.7	H6.4		
		三栖左岸	16.9	950	681	678	99.6	H6.4		
		中芳養	34.0	1,350	1,036	974	94.0	H7.10		
		上秋津川東	75.0	1,910	1,328	1,234	92.9	H7.10		
		三栖右岸	67.5	2,460	1,663	1,333	80.2	H10.4		
		上芳養	25.8	1,360	915	771	84.3	H10.4		
		長野	35.7	830	475	388	81.7	H14.4		
		古屋谷	9.7	270	196	120	61.2	H15.4		
		芳養	19.0	600	370	251	67.8	H17.8		
		市計	69,156	334.8	11,040	7,594	6,573	86.6		
紀の川市		西山	10.0	500	305	287	94.1	H10.5		
		善田	7.1	230	103	83	80.6	H23.4		
		市計	59,803	17.1	730	408	370	90.7		
紀美野町	8,057	平・吉見	15.0	880	471	463	98.3	H7.6		
九度山町		権出	11.0	580	264	232	87.9	H11.8		
		河根	5.5	240	83	63	75.9	H19.2		
		町計	3,792	16.5	820	347	295	85.0		
高野町	2,707	花坂	8.2	300	83	82	98.8	H10.6		
湯浅町	11,105	田	24.0	1,320	935	440	47.1	H17.4		
有田川町		田殿	38.0	2,250	公共下水道へ変更				H10.4	
		徳田	14.0	530	公共下水道へ変更				H11.4	
		吉見	6.0	210	公共下水道へ変更				H12.4	
		熊井・奥	23.0	870	952	685	72.0	H14.6		
		吉原	47.0	2,070	1,024	963	94.0	H11.4		
		町計	25,518	114.0	5,400	1,976	1,648	83.4		
美浜町		和田	56.0	2,400	2,045	1,898	92.8	H2.4		
		入山上田井	45.9	1,760	1,037	930	89.7	H9.4		
		町計	6,563	101.9	4,160	3,082	2,828	91.8		
日高町		谷口小池	55.0	1,370	976	732	75.0	H17.2		
		内原東・内原西	149.0	4,180	3,362	2,055	61.1	H20.3		
		町計	7,952	204.0	5,550	4,338	2,787	64.2		
印南町		古井	12.0	540	330	302	91.5	H17.6		
		山口	15.0	710	557	437	78.5	H17.6		
		宮ノ前・古屋	11.2	250	176	140	79.5	H22.4		
		町計	7,847	38.2	1,500	1,063	879	82.7		
みなべ町		共和東	18.0	1,570	公共下水道へ変更				H13.5	
		受領	3.7	190	110	109	99.1	H13.1		
		本郷	11.6	610	公共下水道へ変更				H13.7	
		西本庄	24.8	1,150	公共下水道へ変更				H16.4	
		共和西	10.8	340	公共下水道へ変更				H16.4	
		西岩代	19.4	560	373	338	90.6	H10.9		
		東岩代	17.3	780	465	429	92.3	H11.9		
		晩稲熊岡	49.2	1,660	公共下水道へ変更				H17.10	
		町計	11,912	154.8	6,860	948	876	92.4		
		日高川町		山野	8.5	450	311	302	97.1	H9.7
和佐	21.5			1,810	1,009	855	84.7	H11.1		
土生・矢田	22.2			1,340	778	676	86.9	H12.5		
江川	18.0			800	618	484	78.3	H17.4		
田尻	5.5			180	77	77	100.0	H15.5		
鐘巻	7.5			960	182	182	100.0	H18.4		
三百瀬	12.4			430	267	267	100.0	H19.4		
町計	9,273			95.6	5,970	3,242	2,843	87.7		
白浜町	20,366	安居	9.0	560	191	135	70.7	H12.12		
上富田町		市ノ瀬南岸	24.9	1,270	1,035	949	91.7	H10.3		
		市ノ瀬北岸	12.8	1,640	1,062	918	86.4	H13.6		
		生馬	27.2	950	724	575	79.4	H15.7		
		岩田・岡	38.6	2,570	1,551	828	53.4	H15.7		
		田熊	8.0	410	382	269	70.4	H16.7		
		町計	15,661	111.5	6,840	4,754	3,539	74.4		
県計	699,771		1,416.3	60,980	34,334	27,885	81.2			

(注)人口については、令和5年3月31日現在の住民基本台帳による

計画処理人口には、定住人口及び流入人口を含む。
処理区域内人口、及び接続人口は定住人口ベースである。

流木災害予防計画

16-00-00 貯木場の所在、面積及び貯木能力

県林業振興課、県河川課
 県港湾空港振興課、県港湾漁港整備課

箇所	貯木場所	面積(m ²)	貯木能力 [回収容能力] (m ³)	備考
田辺市	貯木場(陸上)	11,200	11,200	龍神村森林組合
新宮市	堤防貯木場(陸上)	24,000	24,000	
新宮市	新宮港木材貯木場(陸上)	33,000	33,000	
上富田町	木材共販所(陸上)	31,000	29,000	西牟婁森林組合
田辺市	貯木場(陸上)	7,800	4,800	本宮町森林組合
御坊市	木材共販所(陸上)	12,300	10,700	県森連
新宮市	原木市場(陸上)	13,900	13,900	
7箇所		133,200	126,600	

	有形文化財										記念物					民俗文化財				無形文化財	伝統的建造物群保存地区	文化的景観	合計														
	美術工芸品										史跡	名勝	天然記念物	史名	跡勝	名勝	有形民俗文化財	無形民俗文化財	無形民俗文化財				無形民俗文化財	国	県	計											
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書典古文書	跡勝	考資	古料	歴資	史料																	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県	国
和歌山市	13	8	3	3	5	1	19	17	1	3	1	5		1	7	10	3		11				2	3		1				52	65	117					
岩出市	5	3	1		2	2								1	2	1	1		4											11	11	22					
紀の川市	5	5	1		5	2	3						1	2	3	1	1		6			1			3				13	26	39						
橋本市	2	2			6	2													2				3	2					3	29	32						
海南市	9	5			2	10				1	2				2	9	1		2				1	6					15	35	50						
有田市	2			2	5	3	2	2							2	3								1					9	13	22						
御坊市	2				1	2									3				2					3					0	13	13						
田辺市	2	1		6	1	6	2	11		4	3			4	9	1	1	4	7			1	1	15				14	65	79							
新宮市	1			1	4	1	4	10			1	1			2	5			2	1		1	1	1				16	21	37							
紀美野町	6	2			2	2				1									7										8	12	20						
かつらぎ町	3	7			3	5	6	4	2	2			1	1	3				2					1	4			17	27	44							
九度山町	2	3	1		1	2	1	2							1				2						1				5	12	17						
高野町	13	5	57	12	55	2	32	10	43	3	2	1	2		2	5	1	1	3									207	42	249							
湯浅町		4			5	2									1	6								1			1		9	18	27						
広川町	8	1				1	1								2	2								2					11	6	17						
有田川町	8	3	1	4	11	4		6				1	1	1	5				5				1	2	3			24	33	57							
美浜町								1												4									0	5	5						
日高町										1					6									1					1	7	8						
由良町			1		1				1										1	1				6					4	7	11						
日高川町	2	3	1		5	5			1					1	1									5					10	15	25						
みなべ町		2					2								4				3			1	1	5					0	18	18						
印南町					1										3				4					1					0	9	9						
白浜町		1	2	9		1						1		1	4	1	3	4					1	1				7	22	29							
上富田町					1										2			2						2					0	7	7						
すさみ町											1								2				1						2	2	4						
串本町			3	1										1	1		1							1	2				6	5	11						
那智勝浦町	3	1		4	3	6	1	16	1		2	3		1	6	1	1	7					3	2	3			15	49	64							
太地町													1		1									1					0	3	3						
古座川町																		2				1							2	1	3						
北山村																								1					0	1	1						
地域を定めず																			1										0	1	1						
計	84	56	71	42	103	66	72	89	52	23	8	22	4	4	30	101	10	5	15	80	0	0	2	3	1	15	7	73	0	1	1	0	1	0	461	580	1041

(注1) 国指定の地域を定めずに指定したものを除く。

(注2) 下記の指定物件については、複数の市町村に所在するため※印のものを代表として上記の件数とする。

指定別	種別	名称	所在地
国指定	史跡	明恵紀州遺跡卒都婆	※有田川町・湯浅町・有田市
		高野参詣道	※高野町・かつらぎ町・九度山町・橋本市
		熊野参詣道	※海南市・高野町・有田市・広川町・御坊市・田辺市・上富田町・白浜町・すさみ町・串本町・那智勝浦町・新宮市
		熊野三山	※新宮市・那智勝浦町・田辺市
		大峯奥駈道	※田辺市・新宮市
		道成寺	※日高川町・御坊市
県指定	名勝	南方曼陀羅の風景地	※田辺市・上富田町・白浜町・串本町
		才オウナギ生息地	※白浜町・上富田町・田辺市
	無形民俗文化財	河内祭の御舟行事	※串本町・古座川町
		史跡 鹿ヶ瀬峠	※日高町・広川町
		史跡 船戸山古墳群	※岩出市・和歌山市
名勝	玉川峡	※九度山町・橋本市	
	熊野の田掻競牛	※那智勝浦町・串本町・古座川町	
無形民俗文化財	有田川の鶉飼	※有田川町・有田市	
	紀州備長炭製炭技術	※田辺市・日高郡・西牟婁郡・東牟婁郡	

指定文化財等件数

1 有形文化財

令和5年4月21日現在

種 別	国指定		県指定
	重要文化財	国宝	
有形文化財	395	36	311
建造物	85	7	59
美術工芸品	310	29	252
絵画	71	9	43
彫刻	103	5	68
工芸品	72	4	89
書跡・典籍	42	9	14
古文書	10	1	10
考古資料	8	1	23
歴史資料	4	—	5

(注)重要文化財の件数は、国宝の件数を含む

2 記念物

種 別	国指定		県指定
	史跡 名勝天然記念物	特別史跡 名勝天然記念物	
記念物	58	2	187
史跡	31	1	99
名勝	10	—	5
天然記念物	15	—	80
名勝・史跡	—	—	—
名勝・天然記念物	2	1	3

(注)史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む

(注)国指定の地域を定めないものは除く

3 民俗文化財

種 別	国指定		県指定
民俗文化財	8	—	88
有形民俗文化財	1	—	15
無形民俗文化財	7	—	73

4 無形文化財

種 別	国指定		県指定
無形文化財	0	—	1

5 伝統的建造物群保存地区

種 別	国選定		県選定
伝統的建造物群保存地区	1	—	0

6 文化的景観

種 別	国選定		県選定
文化的景観	1	—	0

合 計 (1~6)	463	38	587
-----------	-----	----	------------

7 登録有形文化財

種 別	国登録	—
登録有形文化財(建造物)	318	—
登録有形民俗文化財	1	—

8 登録記念物

種 別	国登録	—
登録記念物	6	—

17-02-00 指定文化財国宝（建造物）

県文化遺産課

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
根来寺多宝塔（大塔）	1基	昭27.11.22	岩出市根来	根来寺	室町明応～天文
長保寺本堂	1棟	昭28.03.31	海南省下津町上	長保寺	鎌倉 延慶4
附 厨子	1基				
長保寺多宝塔	1基	昭28.03.31	海南省下津町上	長保寺	室町 正平12
長保寺大門	1棟	昭28.03.31	海南省下津町上	長保寺	室町 嘉慶2
附 扁額	1面				
善福院釈迦堂	1棟	昭28.03.31	海南省下津町梅田	善福院	鎌倉 嘉暦2
金剛峯寺不動堂	1棟	昭27.03.29	伊都郡高野町高野山	金剛峯寺	鎌倉 後期
金剛三昧院多宝塔	1基	昭27.11.22	伊都郡高野町高野山	金剛三昧院	鎌倉 貞応2

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
和歌山城岡口門	1棟	昭32.06.18	和歌山市一番丁	和歌山市	江戸 元和7
附土塀	1棟				
東照宮	7棟	大05.05.24	和歌山市和歌浦西	東照宮	江戸 元和7
本殿、石の間、拝殿	(1棟)				
附宮殿	1基	昭40.05.29			
附棟札	3枚	昭40.05.29			
唐門	(1棟)	大05.05.24			
東西瑞垣	(2棟)	大05.05.24			
楼門	(1棟)	昭40.05.29			
東西回廊	(2棟)	昭40.05.29			
天満神社本殿	1棟	大05.05.24	和歌山市和歌浦西	天満神社	桃山 慶長11
附棟札	8枚	昭41.06.11			
天満神社楼門	1棟	昭10.05.13	和歌山市和歌浦西	天満神社	桃山 慶長10
天満神社	2棟	昭49.05.21	和歌山市和歌浦西	天満神社	桃山 慶長年間
末社 多賀神社本殿	(1棟)				
末社 天照皇太神宮 豊受大神社宮本殿	(1棟)				
護国院多宝塔	1基	明41.04.23	和歌山市紀三井寺	護国院	室町 文安6
附棟札	1枚	昭41.06.11			
護国院鐘楼	1棟	明41.04.23	和歌山市紀三井寺	護国院	桃山
護国院楼門	1棟	明41.04.23	和歌山市紀三井寺	護国院	室町
加太春日神社本殿	1棟	昭06.12.04	和歌山市加太	加太春日神社	桃山 慶長元
附棟札	14枚	昭41.06.11			
旧柳川家住宅	2棟	昭44.03.12	和歌山市岩橋紀伊風土記の丘	和歌山県	江戸 文化4
主屋	(1棟)				
前蔵	(1棟)	昭45.06.17			
附家相図	1枚	昭45.06.17			
旧谷山家住宅	1棟	昭44.03.12	和歌山市岩橋紀伊風土記の丘	和歌山県	江戸 寛延2
附棟札	1枚				
旧中筋家住宅	6棟	昭49.02.05	和歌山市祢宜	楳本吉子 楳本孝子 竹田充子	江戸 末期
主屋	(1棟)				
附板絵図	1枚				
表門	(1棟)				
長屋蔵	(1棟)				
北蔵	(1棟)				
内蔵	(1棟)				
御成門	(1棟)				
附土塀	3棟				
阿弥陀寺本堂 (旧紀伊藩台徳院靈屋)	1棟	平30.8.17	和歌山市鳴神	阿弥陀寺	江戸 寛永10
附棟札	2枚				
附寄進帳	1冊				
根来寺大師堂	1棟	昭16.05.08	岩出市根来	根来寺	室町 明德2
附厨子及び須弥壇		昭41.06.11			
根来寺	6棟	令01.09.30	岩出市根来	根来寺	
大伝法堂	(1棟)				江戸 文政7
附棟札	2枚				
附板札	4枚				
光明真言殿	(1棟)				江戸 享和元

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
大門	(1棟)				江戸 弘化2
不動堂	(1棟)				江戸 中期
附 厨子	1基				
行者堂	(1棟)				江戸 中期
聖天堂	(1棟)				江戸 享保21
附 板札	3枚				
増田家住宅	2棟	昭44.03.12	岩出市曾屋	増田裕	
主屋	(1棟)				江戸 宝永3
附 棟札	2枚				
表門	(1棟)				江戸 正徳2
附 祈祷礼	2枚				
旧和歌山県会議事堂	1棟	平29.7.31	岩出市根来	和歌山県	明治 明治31
附 棟札	1枚				
附 弊串	2本				
鞆淵八幡神社本殿	1棟	昭11.04.20	紀の川市中鞆淵	鞆淵八幡神社	室町 寛正3
附 棟札	8枚	昭41.06.11			
鞆淵八幡神社大日堂	1棟	昭06.01.19	紀の川市中鞆淵	鞆淵八幡神社	室町
附 厨子	1基	昭41.03.12			
粉河寺	4棟	平08.12.10	紀の川市粉河	粉河寺	
本堂	(1棟)				江戸 享保5
附 指図	3枚				
附 文書	1紙				
千手堂	(1棟)				江戸 宝暦10
中門	(1棟)				江戸 天保3
附 棟札	1枚				
大門	(1棟)				江戸 宝永4
旧名手本陣妹背家住宅	3棟	昭44.03.12	紀の川市名手市場	紀の川市	
主屋	(1棟)				江戸 享保3
米蔵	(1棟)				江戸
南倉	(1棟)				江戸
三船神社	3棟	昭44.03.12	紀の川市桃山町神田	三船神社	
本殿	(1棟)				桃山 天正18
附 棟札	3枚				
摂社丹生明神社本殿	(1棟)				桃山 慶長4
附 棟札	3枚				
摂社高野明神社本殿	(1棟)				桃山 慶長4
附 棟札	4枚				
附 棟札	8枚				
利生護国寺本堂	1棟	昭40.05.29	橋本市隅田町下兵庫	利生護国寺	室町 前期
旧高野口尋常高等小学校校舎	1棟	平26.01.27	橋本市高野口町名倉	橋本市	昭和 昭和12
附 門	3所				
石垣	1基				
長保寺鎮守堂	1棟	大03.04.17	海南市下津町上	長保寺	鎌倉 後期
三郷八幡神社本殿	1棟	昭19.09.05	海南市下津町黒田	三郷八幡神社	室町 永禄2
附 棟札	5枚	昭41.06.11			
地藏峰寺本堂	1棟	昭49.05.21	海南市下津町橋本	地藏峰寺	室町 永正10以前
福勝寺	2棟	平03.05.31	海南市下津町橋本	福勝寺	
本堂	(1棟)				室町 永正12以前

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
附 棟札	3枚				
求聞持堂	(1棟)				江戸 慶安3
附 棟札	1枚				
附 厨子	1基				江戸 万治2
附 鐘楼	1棟				江戸 慶安3頃
琴ノ浦温山荘	3棟	平22.06.29	海南市船尾字矢ノ島	公益財団法人 琴ノ浦温山荘園	
主屋	(1棟)				大正 大正4
附 御幣	1本				
浜座敷	(1棟)				大正 大正2
茶室	(1棟)				大正 大正9
附 伴待部屋	1棟				
正門	1棟				
中門	1棟				
西冠木門	1棟				
南冠木門	1棟				
北冠木門	1棟				
浄妙寺本堂	1棟	明37.08.29	有田市宮崎町小豆島	浄妙寺	鎌倉 後期
浄妙寺多宝塔	1基	明37.08.29	有田市宮崎町小豆島	浄妙寺	鎌倉 後期
熊野本宮大社	3棟	平07.12.26	田辺市本宮町本宮	熊野本宮大社	
第一殿・第二殿 (西御前・中御前)	(1棟)				江戸 享和元
附 棟札	1枚				
第三殿(証誠殿)	(1棟)				江戸 後期
第四殿(若一王子)	(1棟)				江戸 文化4
附 棟札	1枚				
鬮雞神社	6棟	平29.02.23	田辺市東陽	鬮雞神社	
本殿	(1棟)				江戸 寛文1
西殿	(1棟)				江戸 元文2
上殿	(1棟)				江戸 前期
中殿	(1棟)				江戸 延享5
下殿	(1棟)				江戸 延享5
八百萬殿	(1棟)				江戸 延享5
附 棟札	6枚				
旧西村家住宅	1棟	平22.06.29	新宮市新宮上熊野	新宮市 西村山林株式会社	大正 大正3
附 南外塀	1棟				
北外塀	1棟				
宅地					
野上八幡宮本殿	1棟	昭19.09.05	海草郡紀美野町小畑	野上八幡宮	室町 元龜3
附 棟札	1枚	昭19.09.05			
野上八幡宮拝殿	1棟	昭19.09.05	海草郡紀美野町小畑	野上八幡宮	桃山 天正元
附 棟札	3枚	昭41.06.11			
野上八幡宮 撰社武内神社本殿	1棟	昭19.09.05	海草郡紀美野町小畑	野上八幡宮	室町 元龜3頃
附 棟札	1枚	昭41.06.11			
野上八幡宮 撰社平野今木神社本殿	1棟	昭19.09.05	海草郡紀美野町小畑	野上八幡宮	室町 元龜3
附 棟札	5枚	昭41.06.11			
野上八幡宮 撰社高良玉垂神社本殿	1棟	昭19.09.05	海草郡紀美野町小畑	野上八幡宮	桃山 天正6
附 棟札	1枚	昭41.06.11			

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
十 三 神 社	3棟	昭44.03.12	海草郡紀美野町野中	十三神社	
本殿	(1棟)				桃山
摂社丹生神社本殿	(1棟)				室町 後期
摂社八幡神社本殿	(1棟)				室町 永禄4
丹生都比売神社楼門	1棟	明41.04.23	伊都郡かつらぎ町上天野	丹生都比売神社	室町 明応8
丹生都比売神社本殿	4棟	昭40.05.29	伊都郡かつらぎ町上天野	丹生都比売神社	室町 文明元～明治34
附 宮殿	4基				
宝来山神社本殿	4棟	昭18.06.09	伊都郡かつらぎ町萩原	宝来山神社	桃山 慶長19
附 棟札	4枚				
丹生官省符神社本殿	3棟	昭40.05.29	伊都郡九度山町慈尊院	丹生官省符神社	室町 永正14(第1,2殿) 天文10(第3殿)
附 宮殿	4基				
附 棟札	2枚				
慈尊院弥勒堂	1棟	昭40.05.29	伊都郡九度山町慈尊院	慈尊院	鎌倉 後期
附 石露盤宝珠	1組				
附 棟札	17枚				
金剛峯寺奥院経蔵	1棟	大11.04.13	伊都郡高野町高野山	金剛峯寺	桃山 慶長4
金剛峯寺徳川家霊台	2棟	大15.04.19	伊都郡高野町高野山	金剛峯寺	
家康霊屋	(1棟)				江戸 寛永18
附 厨子	1基	昭38.07.01			
秀忠霊屋	(1棟)				江戸 寛永10
附 厨子	1基	昭38.07.01			
金剛峯寺山王院本殿	3棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	金剛峯寺	
丹生明神社	(1棟)				室町 大永2頃
高野明神社	(1棟)				室町 大永2
総社	(1棟)				室町 大永2
附 鳥居及び透塀					
金剛峯寺大門	1棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	金剛峯寺	江戸 宝永2
附 棟札	1枚				
金剛三昧院経蔵	1棟	大11.04.13	伊都郡高野町高野山	金剛三昧院	鎌倉 貞応頃
金剛三昧院 客殿及び台所	1棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	金剛三昧院	江戸 前期
金剛三昧院 四所明神社本殿	1棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	金剛三昧院	室町 天文21
普賢院四脚門	1棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	普賢院	江戸 寛永頃
松平秀康及び同母霊屋	2棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	蓮花院	
秀康霊屋	(1棟)				桃山 慶長12
附 宝篋印塔	5基				
秀康母霊屋	1棟				桃山 慶長9
附 宝篋印塔	2基				
上杉謙信霊屋	1棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	清浄心院	江戸 前期
角長(加納家住宅)	11棟	令04.12.12	有田郡湯浅町湯浅	加納長兵衛	
主屋	(1棟)				江戸 天保12頃
土蔵	(1棟)				明治 中期
穀蔵	(1棟)				江戸 末期
麹室	(1棟)				明治39
仕込蔵	(1棟)				江戸 末期
醤油蔵	(1棟)				江戸 末期
樽蔵	(1棟)				江戸 末期

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
醤油蔵（北）	（1棟）				大正12
醤油蔵（南）	（1棟）				明治 後期
角蔵	（1棟）				明治44
辰巳蔵	（1棟）				江戸 慶應2
佐竹義重霊屋	1棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	清浄心院	桃山 慶長4
附 宝篋印塔	5基				
広八幡神社本殿	1棟	昭04.04.06	有田郡広川町上中野	広八幡神社	室町 応永20頃
附 棟札	8枚	昭22.02.26			
広八幡神社本殿	1棟	昭04.04.06	有田郡広川町上中野	広八幡神社	室町 明応2
附 棟札	11枚	昭22.02.26			
広八幡神社本殿	1棟	昭04.04.06	有田郡広川町上中野	広八幡神社	室町 文亀2
附 棟札	6枚	昭22.02.26			
広八幡神社本殿	1棟	昭22.02.26	有田郡広川町上中野	広八幡神社	江戸 慶安5
広八幡神社拜殿	1棟	昭22.02.26	有田郡広川町上中野	広八幡神社	江戸 宝永元
附 棟札	3枚				
広八幡神社楼門	1棟	昭22.02.26	有田郡広川町上中野	広八幡神社	室町 文明7
法蔵寺鐘楼	1棟	昭22.02.26	有田郡広川町上中野	法蔵寺	室町 中期
濱口家住宅	9棟	平26.09.18	有田郡広川町広	東濱植林株式会社	
主屋	（1棟）			広川町	江戸 後期
本座敷	（1棟）				江戸 文化11頃
御風楼	（1棟）				明治 後期
新蔵	（1棟）				明治 明治30頃
文庫	（1棟）				明治 明治27
南米蔵	（1棟）				江戸 末期
北米蔵	（1棟）				明治 明治27
大工部屋	（1棟）				明治 明治30
左官部屋	（1棟）				明治 前期
附 新文庫	1棟				大正 後期
附 煉瓦塀	5基				明治 明治30頃
宅地					
長楽寺仏殿	1棟	平03.05.31	有田郡有田川町植野	長楽寺	桃山 天正5
附 棟札	1枚				
薬王寺観音堂	1棟	昭19.09.05	有田郡有田川町小川	薬王寺	室町 貞和3
附 厨子	1基	昭41.06.11			
附 棟札	3枚	昭41.06.11			
白岩丹生神社本殿	1棟	昭30.06.22	有田郡有田川町小川	白岩丹生神社	室町 永禄3
附 棟札	12枚				
法音寺本堂	1棟	大06.04.05	有田郡有田川町岩野河	法音寺	室町 康正3
附 厨子	1基	昭41.06.11			
附 棟札	1枚	昭41.06.11			
鈴木家住宅	1棟	昭44.03.12	有田郡有田川町中峯	鈴木芳徳	江戸 天明5
附 棟札	1枚				
安楽寺多宝小塔	1基	昭28.03.31	有田郡有田川町二川	安楽寺	室町 前期
吉祥寺薬師堂	1棟	大06.04.05	有田郡有田川町粟生	吉祥寺	室町 応永34
附 厨子	1基	昭41.06.11			室町 明応11
附 棟札	2枚	昭41.06.11			

名	称	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
雨錫寺	阿弥陀堂	1棟	平03.05.31	有田郡有田川町杉野原	雨錫寺	室町 永正11以前
道成寺	本堂	1棟	明41.04.22	日高郡日高川町鐘巻	道成寺	室町 正平12
	附棟札	2枚	昭41.06.11			
道成寺	仁王門	1棟	明41.04.23	日高郡日高川町鐘巻	道成寺	江戸 元禄7
那智山	青岸渡寺本堂	1棟	明37.02.18	東牟婁郡那智勝浦町那智山	那智山青岸渡寺	桃山 天正18
	附厨子	1基	昭41.06.11			
那智山	青岸渡寺塔	1基	昭28.03.31	東牟婁郡那智勝浦町那智山	那智山青岸渡寺	鎌倉 元亨2
熊野那智大社		8棟	平07.12.26	東牟婁郡那智勝浦町那智山	熊野那智大社	
	第一殿（滝宮）	（1棟）				江戸 嘉永7
	第二殿（証誠殿）	（1棟）				江戸 嘉永6
	第三殿（中御前）	（1棟）				江戸 嘉永6
	第四殿（西御前）	（1棟）				江戸 嘉永4
	第五殿（若宮）	（1棟）				江戸 嘉永7
	第六殿（八社殿）	（1棟）				江戸 嘉永6
	御県彦社	（1棟）				江戸 慶応元
	鈴門及び瑞垣	（1棟）				江戸 末期

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
旧小早川梅吉氏住宅	1棟	昭44.04.23	和歌山市岩橋紀伊風土記の丘	和歌山県	江戸 18世紀後期
旧谷村まつ氏住宅	1棟	昭44.04.23	和歌山市岩橋紀伊風土記の丘	和歌山県	江戸 18世紀後期
護国院本堂	1棟	昭49.04.09	和歌山市紀三井寺	護国院	江戸 宝暦9
附 須弥壇	1基				
附 厨子	1基				
附 棟札	1枚				
護国院	7棟	平28.03.15	和歌山市紀三井寺	護国院	
開山堂	(1棟)				江戸 前期
附 厨子	1基				
六角堂	(1棟)				江戸 後期
大師堂	(1棟)				江戸 寛政11
附 棟札	1枚				
三社権現	(3棟)				江戸 中期
書院	(1棟)				江戸 後期
木ノ本八幡神社本殿	1棟	昭49.12.09	和歌山市西庄	木本八幡宮	江戸 元和5
附 宮殿	1基				
附 棟札	3枚				
力侍神社	2棟	昭54.06.09	和歌山市川辺	力侍神社	
本殿	(1棟)				江戸 寛永元
摂社八王子神社本殿	(1棟)				江戸 寛永11
総持寺	3棟	平14.05.21	和歌山市梶取	総持寺	
総門	(1棟)				江戸 17世紀中期
附 左右袖塀	2棟				
本堂	(1棟)				江戸 安政6
鐘楼	(1棟)				江戸 17世紀中期
旧大村家住宅長屋門	2棟	平30.3.30	和歌山市岡山丁	和歌山市	江戸 末期
志磨神社本殿	1棟	令04.02.16	和歌山市中之島	志磨神社	江戸 延宝6
附 棟札	26枚				
附 獅子・狛犬	1対				
感應寺	2棟	令04.02.16	和歌山市鷹匠町	感應寺	
七面堂本殿（旧三十番神堂）	1棟				江戸 寛永4
七面堂拝殿	1棟				江戸 中期
正覚寺の多宝小塔	1基	昭40.04.14	岩出市高塚	正覚寺	江戸 中期
上岩出神社本殿	1棟	昭44.07.14	岩出市北大池	上岩出神社	桃山 文禄3
荒田神社本殿	1棟	平07.04.11	岩出市森	荒田神社	江戸 前期
西田中神社	2棟	昭48.05.16	紀の川市中井阪	西田中神社	
羊宮神社本殿	(1棟)				室町 後期
八幡神社本殿	(1棟)				江戸 寛永12
東田中神社境内社	1棟	昭49.12.09	紀の川市打田	東田中神社	桃山
旧竹房神社本殿					

名称	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
粉河寺 童男堂	1棟	昭40.04.14	紀の川市粉河	粉河寺	江戸 17世紀中期
十禅律院	4棟	平15.03.18	紀の川市粉河	十禅律院	
本堂	(1棟)				江戸 文政12
附棟札	1枚				
附指図	2枚				
附木積目録	1冊				
庫裡	(1棟)				江戸 18世紀中期
附指図	1枚				
附唐紙見積図	1枚				
護摩堂	(1棟)				江戸 文政元
附絵図	1枚				
塗上門	(1棟)				江戸 文政8
名手八幡神社	3棟	平20.06.24	紀の川市穴伏	名手八幡神社	
丹生神社本殿	(1棟)				江戸
八幡神社本殿	(1棟)				明治
天満神社本殿	(1棟)				明治
相賀大神社石燈籠	1基	昭40.04.14	橋本市市脇	相賀神社	室町 正平10
地藏寺の五輪塔	1基	昭38.07.30	橋本市高野口町名倉	地藏寺	室町 正平11
石造宝篋印塔	1基	昭44.07.14	海南市下津町橋本	地藏峰寺	鎌倉 後期
長保寺客殿	1棟	昭45.05.25	海南市下津町上	長保寺	江戸 安永8
紀州藩霊殿	1棟	昭45.05.25	海南市下津町上	長保寺	江戸 寛文7
且来八幡神社本殿	1棟	昭52.03.16	海南市且来	且来八幡神社	桃山
藤白神社本殿	1棟	平09.04.23	海南市藤白	藤白神社	江戸 寛文3
附棟札	1枚				
高原熊野神社本殿	1棟	昭36.04.18	田辺市中辺路町高原	高原熊野神社	室町 天文13
国吉熊野神社塔	1基	昭40.09.20	海草郡紀美野町田	熊野神社	室町 前期
石造宝篋印塔	1基	昭37.02.13	海草郡紀美野町小畑	野上八幡宮	桃山
野上八幡神社絵馬殿	1棟	昭37.02.13	海草郡紀美野町小畑	野上八幡宮	桃山
薬師堂厨子	1基	昭40.09.20	伊都郡かつらぎ町御所	御所区	室町 前期
石造五輪卒塔婆群	4基	昭40.04.14	伊都郡かつらぎ町上天野	丹生都比売神社	鎌倉～室町 (正応6正安4享保3延元元)
宝来山神社殿	2棟	昭46.03.22	伊都郡かつらぎ町萩原	宝来山神社	江戸 前期
石造宝篋印塔	2基	昭46.07.13	伊都郡かつらぎ町上天野	丹羽真理子	室町 前期
石造五輪塔	1基	昭46.07.13	伊都郡かつらぎ町大久保祇園境内	大久保常会	室町 永徳4
神願寺本堂	1棟	平11.07.09	伊都郡かつらぎ町萩原	神願寺	江戸 文政13
地藏堂	1棟	平19.06.12	伊都郡かつらぎ町花園北寺	北寺区	桃山 天正17
附棟札	2枚				
附地藏堂修覆勸化寄進物之記	1枚				
附板本尊	1枚				
慈尊院	5棟	平05.04.13	伊都郡九度山町慈尊院	慈尊院	
築地塀(西門含む)	(4棟)				室町 天文9
北門	(1棟)				室町 天文9

名称	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
慈尊院多宝塔	1基	平06.04.20	伊都郡九度山町慈尊院	慈尊院	江戸 寛永元
善名称院	3棟	平28.03.15	伊都郡九度山町九度山	善名称院	
本堂	(1棟)				江戸 安政3
附厨子	1基				
土砂堂	(1棟)				江戸 明和9
大安上人廟所	(1棟)				江戸 安永3
附多宝小塔	1基				
不動院書院	1棟	昭38.07.30	伊都郡高野町高野山	不動院	桃山
常喜院校倉	1棟	昭38.07.30	伊都郡高野町高野山	常喜院	江戸 寛永年間
石造五輪塔	4基	昭40.04.14	伊都郡高野町高野山	西南院	鎌倉 弘安4~弘安10
石造多層塔	1基	昭40.04.14	伊都郡高野町高野山	遍照光院	鎌倉
金剛峯寺	9棟	昭40.04.14	伊都郡高野町高野山	金剛峯寺	
大主殿	(1棟)				江戸 文久2
奥書院	(1棟)				江戸 文久2
経蔵	(1棟)				江戸 延宝7
鐘楼	(1棟)				江戸 元治元
真然堂	(1棟)				江戸 寛永17
護摩堂	(1棟)				江戸 文久3
山門	(1棟)				江戸 文久2
会下門	(1棟)				江戸 末期
かご堀	(1連)				江戸 末期
石造宝篋印塔	1基	昭53.08.18	有田郡湯浅町栖原	施無畏寺	室町 観応2
施無畏寺	4棟	平09.04.23	有田郡湯浅町栖原	施無畏寺	
本堂	(1棟)				江戸 貞享3
附棟札	2枚				
開山堂	(1棟)				江戸 明暦元
附棟札	1枚				
鐘楼	(1棟)				江戸 中期
鎮守社	(1棟)				江戸 中期
深専寺	4棟		有田郡湯浅町湯浅	深専寺	
本堂	(1棟)	平10.04.15			江戸 寛文3
附須弥壇	1基				
附棟札	4枚				
惣門	(1棟)	平21.03.17			江戸 元文2
庫裡及び玄関	(1棟)	平21.03.17			江戸 文化4
書院	(1棟)	平21.03.17			江戸 文政9
附棟札	1枚				
旧栖原家住宅	3棟	令05.04.21	有田郡湯浅町湯浅	湯浅町	
主屋	(1棟)				明治7
文庫蔵	(1棟)				江戸 末期

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
土蔵	(1棟)				明治 前期
広八幡神社舞殿	1棟	昭54.06.09	有田郡広川町上中野	広八幡神社	江戸 明和2
野田の宝篋印塔	1基	昭38.07.30	有田郡有田川町野田	禪長寺	室町 貞和2
沼谷の板碑	1基	昭48.05.16	有田郡有田川町沼谷大蔵神社境内	沼谷区	室町 正平19
歓喜寺下品堂	1棟	平24.07.20	有田郡有田川町歓喜寺	歓喜寺	江戸 延宝2
附棟札	2枚				
道成寺三重塔	1基	昭46.03.22	日高郡日高川町鐘巻	道成寺	江戸 宝暦13
道成寺書院	1棟	昭46.03.22	日高郡日高川町鐘巻	道成寺	江戸 元禄15
下阿田木神社本殿	1棟	昭49.12.09	日高郡日高川町皆瀬	下阿田木神社	室町 明応3
附棟札	1枚				
安養寺の 自然石板状卒塔婆	6基	昭41.12.09	日高郡みなべ町芝	安養寺	鎌倉 文永2
須賀神社本殿	3棟	昭43.06.27	日高郡みなべ町西本庄	須賀神社	江戸 享保5~6
附棟札	32枚				
日神社本殿	1棟	昭38.03.26	西牟婁郡白浜町十九淵	日神社	江戸 中期
附棟札	8枚				
阿弥陀寺大師堂	1棟	昭56.07.13	東牟婁郡那智勝浦町南平野	阿弥陀寺	室町 永正6

第1表 危険物製造所等数調(完成検査済証交付施設
18-00-00

県危機管理・消防課
令和5年3月31日現在

製造所等の別 消防本部等別	計	製造所	貯蔵所														取扱所						事業所数	
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所					屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	14KLを超える	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種取扱所	第2種取扱所	移送取扱所	特定移送取扱所	一般取扱所		
					準特定屋外タンク	特定屋外タンク	地中タンク	岩盤タンク	海上タンク															
和歌山市	1,671	63	1,231	230	384	24	7	0	0	0	56	139	1	336	74	85	377	151	10	0	2	0	214	498
海南市	559	13	444	48	261	45	70	0	0	0	2	19	1	83	23	30	102	29	1	3	4	0	65	73
橋本市	108	3	66	29	8	0	0	0	0	0	3	13	0	5	1	8	39	22	0	0	0	0	17	67
有田市	552	33	466	10	324	30	136	0	0	0	4	16	0	105	24	7	53	25	0	0	0	0	28	55
御坊市	113	1	74	26	13	0	6	0	0	0	1	16	1	15	0	2	38	19	0	0	0	0	19	58
田辺市	279	0	167	46	25	0	0	0	0	0	2	48	0	44	0	2	112	75	4	0	0	0	33	131
新宮市	123	0	69	6	9	0	0	0	0	0	1	23	0	28	0	2	54	38	0	0	0	0	16	71
紀美野町	22	0	7	1	1	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	1	15	10	0	0	0	0	5	17
高野町	28	0	22	2	0	0	0	0	0	0	2	18	0	0	0	0	6	4	0	0	0	0	2	23
有田川町	89	0	47	12	2	0	0	0	0	0	4	17	0	11	0	1	42	29	1	0	0	0	12	64
白浜町	150	0	98	6	17	0	0	0	0	0	14	42	0	15	0	4	52	34	0	0	0	0	18	89
那智勝浦町	78	0	54	3	10	0	0	0	0	0	5	20	0	16	0	0	24	16	0	0	0	0	8	41
串本町	79	0	52	8	13	0	0	0	0	0	1	17	3	5	0	5	27	20	0	0	0	0	7	39
那賀(組)	237	2	138	25	21	0	0	0	0	0	6	25	0	54	4	7	97	65	0	0	0	0	32	133
伊都(組)	230	9	165	12	68	0	0	0	0	0	8	22	2	51	5	2	56	27	0	0	0	0	29	81
湯浅広川(組)	79	0	48	4	12	0	0	0	0	0	0	15	1	15	0	1	31	22	0	0	0	0	9	36
日高広域(組)	225	1	144	32	34	0	0	0	0	0	1	27	5	32	1	13	80	50	0	0	0	0	30	103
消防本部計	4,622	125	3,292	500	1,202	99	219	0	0	0	111	480	14	815	132	170	1,205	636	16	3	6	0	544	1,579
未設置計	11	0	6	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	5	3	0	0	0	0	2	5
許可施設数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
合計	4,634	125	3,298	500	1,204	99	219	0	0	0	111	482	14	816	132	171	1,211	639	16	3	7	0	546	1,584

火薬類関係事業所一覧

県危機管理・消防課
令和5年3月31日

市町村	火 薬 庫 (棟 数)					販 売		煙 火	
	1級	2級	3級	煙火	実包	火薬	銃砲	製造	販売
海 南 市 消 防 本 部									
橋 本 市 消 防 本 部	2								
有 田 市 消 防 本 部									
御 坊 市 消 防 本 部						1	1		
田 辺 市 消 防 本 部	2		1			2	2		
新 宮 市 消 防 本 部						1			
紀 美 野 町 消 防 本 部									
那 賀 消 防 組 合	1		3			1	1		
高 野 町 消 防 本 部									
伊 都 消 防 組 合									
湯 浅 広 川 消 防 組 合	4					1	1		
有 田 川 町 消 防 本 部				4				1	1
日 高 広 域 消 防 組 合									
白 浜 町 消 防 本 部	2					1			
串 本 町 消 防 本 部	1								
那 智 勝 浦 町 消 防 本 部	3								
太 地 町									
県 (本 庁 所 管)	3		1	1		1	1		
合 計	18	0	5	5	0	8	6	1	1

高圧ガス災害予防計画

20-00-00 高圧ガス・液化石油ガス関係事業所一覧

県危機管理・消防課

※高圧ガス関係事業所は、和歌山市へ権限移譲していない。 令和5年3月31日

区分 所管	高圧ガス保安法						液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	
	製造施設				貯蔵	販売	販売	保安機関
	一般	液石	コンビ	一般・液石 兼業				
和歌山市消防局							91	84
海南市消防本部	10	3			4	22	21	17
橋本市消防本部	12	1			9	31	8	8
有田市消防本部	9	2			6	38	22	20
御坊市消防本部	4	1			5	18	3	4
田辺市消防本部	21	5			9	83	18	18
新宮市消防本部	2	4		1	2	32	12	12
紀美野町消防本部	2					10	11	6
那賀消防組合	26	6		1	15	56	26	22
高野町消防本部	1				1	6	2	2
伊都消防組合	4				2	44	17	16
湯浅広川消防組合	8	1			2	21	12	12
有田川町消防本部	8	1			2	20	14	13
日高広域消防事務組合	14	1			5	20	19	18
白浜町消防本部	16	1			4	21	5	7
串本町消防本部	17				6	45	12	12
那智勝浦町消防本部	2	3			2	11	9	9
太地町							3	3
県（本庁所管）	76	8	5		33	394	17	32
合計	232	37	5		107	872	322	315

毒物劇物災害予防計画

21-01-00 毒物・劇物製造者等一覧

県業務課

製造所名称	製造所所在地	主な製造品目
花王(株)和歌山工場	和歌山市湊1334	塩酸、メタノール、硫酸、ジテシル(ジメチル)アンモニウム=クロリド、2-アミノエタノール、ジエチレントリアミン、トリエチレントラミン、2-(2-アミノエチルアミノ)エタノール
日本製鉄(株)	和歌山市湊1850	硫酸、アンモニア
(株)浜野商店	和歌山市田尻529-3	メタノール
(株)野際商店	和歌山市新通6-23	アンモニア、過酸化水素、硫酸
富士化学工業(株)	和歌山市中之島1570	酒石酸アンチモニルナトリウム、酒石酸アンチモニルカリウム
明友産業(株)和歌山工場	和歌山市小雑賀3-4-71	硫酸、メタノール、4-メチルベンゼンスルホン酸
小畑産業(株)	和歌山市中123	硫酸、水酸化ナトリウム
野際産業(株)	和歌山市東釘貫丁2-63	塩酸、硫酸、過酸化水素、蓚酸、水酸化ナトリウム、ハラフェレンジアミン、メタノール、フッ化水素、アンモニア、塩素酸ナトリウム、重クロム酸カリウム、重クロム酸ナトリウム、ホルムアルデヒド
大新化成工業(株)	和歌山市小雑賀1-1-75	パラフェニレンジアミン、パラフェニレンジアミン硫酸塩
大岩石油(株)青倉倉庫	和歌山市湊青岸坪1342-38	メタ・パラクレゾール
南海化学(株)和歌山工場	和歌山市小雑賀1-1-38	塩素、水酸化ナトリウム、塩酸
エヌシー環境(株)	和歌山市湊1342	硫酸、水酸化ナトリウム
新中村化学工業(株)	和歌山市有本687	水酸化ナトリウム、2-ヒドロキシプロピル=アクリラート
本州化学工業(株)和歌山工場	和歌山市小雑賀2-5-115	フェノール、クレゾール、2-tertブチル-5-メチルフェノール、有機シアン化合物
スガイ化学工業(株)和歌山事業所西工場	和歌山市湊1280	2-4-ジクロロ- α - α - α -トリフルオロ-4'-ニトロメタルエンシルホニアリド、tertブチル-(E)-4-(1,3ジメチル-5-フェノキシ-4-ヒドロキシ)リルメチレン-4-アミノキシメチル)ベンゾアート
白元アース(株)和歌山工場	和歌山市小雑賀1-1-27	4-プロモ2-(4-クロロフェニル)-1-エトキシメチル-5-トリフルオロメチルピロール-3-カルボニトリル、2-メチルピフェニル-3-イルメチル=(1RS・2RS)-2-(Z)-(2-クロロ-3・3・3-トリフルオロ-1-プロパニル)-3・3-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
エアウォーター(株)機能材料ユニット和歌山工場	和歌山市湊1850	硫酸
南海染料製造(株)	和歌山市宇須4-4-7	硫酸
小西化学工業(株)	和歌山市小雑賀3-4-77	塩酸、硫酸、有機シアン化合物
北広ケミカル(株)南工場	和歌山市塩屋1-5-14	水酸化ナトリウム
笠野興産(株)	和歌山市井ノ口550-1	フェノール、無水酢酸、エチレンジアミン
(株)三宝化学研究所和歌山工場	和歌山市小雑賀3-4-63	4-シアノビフェニル-4-イル=4-[6-(アクリロイルオキシ)ヘキシル]オキシ)ベンゾアート
ATNグラフィック・テクノロジー(株)	和歌山市湊1342	硫酸
サンワ南海リサイクル(株)	和歌山市湊1342	フッ化水素、塩酸、硝酸、硫酸、水酸化ナトリウム
三木理研工業株式会社	和歌山市栄谷13-1	アクリルアミド
有限会社畑野化成研究所	和歌山市栄谷22-17	有機シアン化合物
北広ケミカル株式会社桃山工場	紀の川市桃山町調月713-18	水酸化ナトリウム、水酸化カリウム
理工協賛株式会社 橋本工場	橋本市紀ノ光台二丁目1番2号	蓚酸、硝酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、1水素2弗化アンモニウム、ふっ化アンモニウム、ジテシル(ジメチル)アンモニウム=クロリド
株式会社ユニカル 橋本営業所	橋本市小峰台2丁目9番9	水酸化ナトリウム、蓚酸、硝酸
セイカ(株)海南工場	海南市藤白758	2-クロロアニリン
泰豊化成産業株式会社団地倉庫	海南市岡田302	トルエン(小分け)
ENEOS和歌山石油精製(株)海南工場	海南市藤白758	硫化水素ナトリウム
大日本除虫菊(株)和歌山工場	海南市下津町丸田1180-23	シフルトリン
ENEOS(株)和歌山製油所	有田市初島町浜1000	トルエン、キシレン
阪和工業(株)	有田郡湯浅町吉川195-7	塩化亜鉛
ライオンケミカル(株)新堂作業所	有田市新堂133-1	ビフェントリン
岡本商店	西牟婁郡上富田町南紀の台11-27	塩化水素

輸入業営業所名称	営業所所在地	主な輸入品目
博永(株)	和歌山市中之島1712	ヘタナフトール、マラカイトグリーン、パラフェニレンジアミン、1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン、2-シアノ-4-ニトロアニリン、6-フロモ-2-シアノ-4-ニトロアニリン、ジエチル-3,5,6-トリクロル-2-ピリジルチオホスフェイト
セイカ(株)	和歌山市南汀丁8	2-クロロアニリン、2-クロロニトロベンゼン、1-クロロ-4-ニトロベンゼン
(株)ウィルコーポレーション	和歌山市中之島1712	4-シアノ-4'-ヒドロキシビフェニル、2-メチルブチロニトリル
室産業(株)	和歌山市中之島1277	アクリル酸、ジメチル硫酸、メチルエチルケトン、ヒドラジン、水酸化ヒドラジン、2-フルオロフェニルアセトニトリル、3-ニトロタロニトリル
笠野興産(株)	和歌山市井ノ口550-1	アクリルアミド
(株)キワ	和歌山市東蔵丁4	ピフェントリン、三酸化アルミニウム
西本工機(株)	和歌山市屋形町3-10	3-(アミノメチル)ベンジルアミン、N-(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン、3-アミノメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシルアミン、3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン、ヘキサ-1,6-ジアミン
セイカ(株)海南工場	海南市藤白758	2-クロロアニリン
ENEOS(株)和歌山製油所	有田市初島町浜1000	トルエン
ハバジツ日本株式会社和歌山工場	紀の川市長田中460	レゾルシノール
株式会社ユニカル 橋本営業所	橋本市小峰台2丁目9番9	水酸化ナトリウム、蔞酸、硝酸

	事業所名	許可・届出区分
1	日本赤十字社 和歌山医療センター	許可使用者
2	日本製鉄株式会社 関西製鉄所 和歌山地区	許可使用者
3	独立行政法人国立病院機構 和歌山病院	許可使用者
4	独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	許可使用者
5	医療法人 西村会 向陽病院	許可使用者
6	株式会社 新日本科学 薬物代謝分析センター	許可使用者
7	公立 那賀病院	許可使用者
8	公立大学法人 和歌山県立医科大学	許可使用者
9	公立大学法人 和歌山県立医科大学附属病院	許可使用者
10	東洋検査工業株式会社 インフラ技術センター	許可使用者
11	新宮市立医療センター	許可使用者
12	橋本市民病院	許可使用者
13	紀南病院	許可使用者
14	医療法人 昭陽会 和歌山南放射線科クリニック	許可使用者
15	和歌山労災病院	許可使用者
16	和歌山県環境衛生研究センター	届出使用者
17	和歌山県農業試験場	届出使用者
18	加賀エアロシステム株式会社	届出使用者
19	和歌山県防災航空センター	届出使用者
20	岡崎工業株式会社 和歌山科学研究センター	表示付認証機器届出使用者
21	日鉄テクノロジー株式会社 関西事業所	表示付認証機器届出使用者
22	有限会社和歌山アナライズ	表示付認証機器届出使用者
23	協同組合 中紀環境科学	表示付認証機器届出使用者
24	和建技術株式会社	表示付認証機器届出使用者
25	和歌山市消防局	表示付認証機器届出使用者
26	由良ドック株式会社	表示付認証機器届出使用者
27	和歌山県警察本部警備部機動隊	表示付認証機器届出使用者
28	消防テクノス株式会社	表示付認証機器届出使用者
29	藤本製薬株式会社 和歌山工場	表示付認証機器届出使用者
30	西村工業株式会社	表示付認証機器届出使用者
31	一般財団法人 雑賀技術研究所	表示付認証機器届出使用者
32	医療法人 昭陽会 和歌山南放射線科クリニック	表示付認証機器届出使用者
33	株式会社阪和総合防災	表示付認証機器届出使用者

34	航空自衛隊 第5警戒隊	表示付認証機器届出使用者
35	三友防災有限会社	表示付認証機器届出使用者
36	大成建設株式会社 近畿道江住地区改良工事作業所	表示付認証機器届出使用者
37	株式会社 安藤・間 安宅トンネル作業所	表示付認証機器届出使用者
38	西村工業株式会社 粉河作業所	表示付認証機器届出使用者
39	益田工業有限会社 国道24号栗栖地区管渠補修工事作業所	表示付認証機器届出使用者
40	岡本土石工業株式会社 生コンクリート部 新宮工場	表示付認証機器届出使用者
41	株式会社 日比野生コン 新宮工場	表示付認証機器届出使用者
42	セントラルコンクリート株式会社	表示付認証機器届出使用者
43	西松建設株式会社 南紀芝山出張所	表示付認証機器届出使用者
44	株式会社 日比野生コン 勝浦工場	表示付認証機器届出使用者
45	奥村組土木興業株式会社 紀北東道路中津川地区改良工事	表示付認証機器届出使用者
46	西村工業株式会社 和歌山岬道路平井地区工食用道路設置工事	表示付認証機器届出使用者
47	有限会社 マルヤマ三紀商会	表示付認証機器届出使用者
48	株式会社 夏山組 池田地区築堤その他工事	表示付認証機器届出使用者
49	日鉄住金ビジネスサービスと和歌山株式会社	表示付認証機器届出使用者
50	株式会社 ケイ・エステクノロジー	表示付認証機器届出使用者
51	株式会社 合同興業 京奈和自動車道法面復旧等整備工事事務所	表示付認証機器届出使用者
52	テッラ地質	表示付認証機器届出使用者
53	有限会社 ボウキョウ	表示付認証機器届出使用者
54	すさみ串本道路サング台中央線北地区改良工事	表示付認証機器届出使用者
55	株式会社 葵消防設備	表示付認証機器届出使用者
56	大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー 南部導管部 保全チーム 他工事と和歌山グループ	表示付認証機器届出使用者
57	大豊建設株式会社 あやの台造成作業所	表示付認証機器届出使用者
58	株式会社 上田労働衛生コンサルタント	表示付認証機器届出使用者
59	日本赤十字社 和歌山医療センター	表示付認証機器届出使用者
60	木下建設株式会社 有田海南道路2号橋P3下部他工事作業所	表示付認証機器届出使用者
61	株式会社 上平建設 現場	表示付認証機器届出使用者
62	戸田建設株式会社 大阪支店 東地トンネル工事作業所	表示付認証機器届出使用者
63	鉄建建設株式会社 大阪支店 すさみ中平見トンネル作業所	表示付認証機器届出使用者

(原子力規制委員会資料)

災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル
～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～

和歌山県
環境管理課

平成29年3月

災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル

～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～

< 目 次 >

1 目的	1
2 本マニュアルで対象とするアスベスト	1
3 県及び市町村の役割の整理	1
4 災害時におけるアスベスト処理の流れ	5
(1) 被災建築物の解体に係るフロー（吹付けアスベストあり） ※1	5
(2) 被災建築物の解体に係るフロー（吹付けアスベスト不明及び吹付けアスベストなし） ※1	6
(3) 被災建築物の解体に係るフローの注釈	7
(4) 注意解体の作業計画における飛散防止措置（作業計画に含めるべき事項）	7
(5) 注意解体の事前協議と届出	9
ア 「吹付けアスベストあり」で立入不可のため飛散防止対策が取れない建築物（上記①）	9
イ 「吹付けアスベスト不明」で立入不可のため飛散防止対策が取れない建築物（上記②）	9
ウ 注意解体の事前協議に要する資料	9
エ 大気汚染防止法に係る届出	9
オ 注意解体時の近隣住民への周知	9
(6) 注意解体に係る立入検査	9
(7) 災害時のアスベスト飛散に係る情報の共有	11
5 各項目に係る説明	12
(1) 平常時の準備	12
ア 平常時① アスベスト台帳（吹付けアスベストが使われている建築物のリスト）の作成	12
イ 平常時② 災害時のアスベストを含む廃棄物の処理方法	13
ウ 平常時③ ボランティアの粉じん暴露防止対策	13
エ 平常時④ アスベスト対応マスクの自助備蓄に係る周知啓発	13
オ 平常時⑤ 公務で従事する者向けのアスベスト対応マスクの備蓄	13
(2) 被災後早急に実施すべき措置<災害発生時の対応（災害発生直後～1ヶ月後）>	14
ア 災害時① 飛散の恐れのある場所への対応	14
イ 災害時② 国へのアスベスト対応マスク支援の要請	14
ウ 災害時③ 住民及び災害復興従事者の粉じん暴露防止対策	15
エ 災害時④ 応急危険度判定	15
(3) 復興期に平常時と同様に実施すべき措置<災害復興時の対応（災害発生1ヶ月～1年後）>	15
ア 災害時⑤ 建築物の解体作業時の飛散防止対策	15
イ 災害時⑥ アスベスト対応マスクの確保	16
ウ 災害時⑦ 復興作業従事者及びボランティアの作業従事者記録	16
エ 災害時⑧ アスベスト大気濃度測定	19
6 参考資料	20
(1) 東日本大震災の被災地において活動するボランティア等に対する防じんマスク着用 の周知徹底等について （環境省通知 平成 23 年 4 月 28 日付け環水大大発第 110428003 号）	20
(2) 東日本大震災による津波により打ち上げられた船舶の解体等作業における 大気汚染防止法の取扱いについて （環境省通知 平成 23 年 6 月 30 日付け環水大大発第 11063001 号）	24
(3) アスベスト対応マスクの備蓄についての考え方	25
(4) 環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」	26
(5) 環境省「廃石綿が混入した災害廃棄物について」	27
(6) 特定粉じん排出等作業に係る周知チラシ案	30

1 目的

阪神・淡路大震災で建築物の解体やがれき処理に要した半年程度の間、アスベスト（注1）を含む粉じんが舞い上がり、誰もがアスベストを吸い込む危険性があった。しかし、当時は、アスベストによる健康被害が、住民や作業者にまで認識されておらず、解体工事現場での散水の徹底や防じんマスクを着用する認識もなかったため、飛散防止対策及び暴露防止対策が不十分であった。

一方、高濃度のアスベストを吸い込んだ作業者の肺がんの症例や少量の暴露であっても30年から40年の潜伏期間を経て中皮腫を発症する症例が報告されており、今後もアスベスト暴露による影響として、長期の潜伏期間を経て健康被害が顕在化し中皮腫などの患者が増加することが予想される。

本マニュアルは、近いうちに発生が予想される南海トラフ地震等の巨大災害を想定し、平常時及び災害時において、県及び市町村が連携して対応することにより住民、災害ボランティア及び復興作業従事者のアスベスト健康被害を防止することを目的として作成したものである。

市町村は、県が作成した「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル」を参照し、各自の地域防災計画及び災害対応マニュアル等に内容を反映するとともに、必要な体制の整備をお願いしたい。

なお、本マニュアルの内容は、平成28年度に県が市町村等と協力して作成したアスベスト台帳（P12参照）を活用し、下記の資料を参考、引用して「平常時における準備」「災害発生時の対応」及び「災害復興時の対応」について取りまとめたものである。

（注1）本マニュアルでは、「アスベスト」と「石綿」は同じ意味で用いている。石綿含有廃棄物など固定化した複合名詞や省庁のマニュアル中で「石綿」を含む記載がある場合を除き、一般的な用語として「アスベスト」を使用している。

参考：

環境省 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月）

環境省 「平成23年3月11日以降に発出したアスベストに関連する通知文等」

http://www.env.go.jp/jishin/asbestos_notifications.html

国土交通省 「建築物石綿含有建材調査マニュアル」（平成26年11月）

県 「和歌山県災害廃棄物処理計画」（平成27年7月）

2 本マニュアルで対象とするアスベスト

本マニュアルにおいて対策を講じる対象は、飛散性の高い吹付けアスベスト（レベル1）としている。石綿含有断熱材等（レベル2）、石綿含有成形板等（レベル3）もアスベストの飛散防止の対策は必要であるが、飛散性がレベル1より低く、また、使用されている箇所が多いため災害時において、全てを把握し、対策を実施するのは困難であることから、飛散性が高く暴露するリスクが高い吹付け石綿（レベル1）を対象としている。

3 県及び市町村の役割の整理

下記の内容を基本として、県と市町村が連携して対応するものとする。

時系列	市町村の役割	県の役割
平常時の準備 P12	①アスベスト台帳の作成（平成28年度作成） 県と連携してアスベスト台帳（注2）の作成を行った。	①アスベスト台帳の作成（平成28年度作成） （環境管理課、建築住宅課） アスベスト台帳（注2）の作成を行った。 平常時、災害時それぞれのアスベスト飛散防止対策に活用する。
P13	②アスベストを含む廃棄物（注3）の処理方法 災害廃棄物のうち、アスベストを含む廃棄物についても、仮置場候補地を選定するとと	②アスベストを含む廃棄物の処理方法 （循環型社会推進課） 県内の圏域毎に一定規模の災害廃棄物の仮置場候補地を選定しておく。

時系列	市町村の役割	県の役割
P13	<p>もに、分別、収集、運搬及び処分の方法を策定する。</p> <p>③ボランティアの暴露防止対策 ボランティア募集担当部署（市町村社会福祉協議会等）と調整し、ボランティア募集時にアスベスト対応マスクを持参するよう周知する。</p>	<p>③ボランティアの暴露防止対策 （環境管理課） ボランティアコーディネータへのアスベスト安全教育を実施する。</p>
P13	<p>④アスベスト対応マスクの自助備蓄の周知啓発 広報誌等で周知啓発を実施する。</p>	<p>④アスベスト対応マスクの自助備蓄の周知啓発 （環境管理課） テレビ、ラジオ等での周知</p>
P13	<p>⑤公務で従事する者向けのアスベスト対応マスクの備蓄</p>	<p>⑤公務で従事する者向けのアスベスト対応マスクの備蓄（災害時支援要員の派遣元となる所属）</p>

(注 2) アスベスト台帳とは、和歌山県が国交省「建築物石綿含有建材調査マニュアル」に基づき、吹付けアスベストが使用されている建築物の所在地、所有者、構造等を市町村毎にとりまとめたものをいう。

(注 3) 本マニュアルのアスベストを含む廃棄物とは、建築物その他の工作物の解体又は補修等に伴って生じた廃棄物のうち、重量比 0.1%を超えてアスベストを含有するものをいう。（レベル 1～3）

時系列	市町村の役割	県の役割
<p>災害発生直後 ～1ヶ月後</p> <p>被災後、早急に 実施すべき措置</p> <p>P14</p> <p>※アスベスト台 帳作成のための 調査方法につい ては、P12参照。</p> <p>P14</p> <p>P15</p> <p>P15</p>	<p>①飛散の恐れのある場所への対応</p> <p>ア アスベスト台帳を活用し、アスベスト飛散のおそれのある地域を重点的に対応する。</p> <p>イ アスベスト台帳で「吹付けアスベストあり」の建築物（県内約170棟（うち和歌山市約60棟））の所有者に対し、1)建築物の利用による健康被害を防止する目的で、建築物の被害状況の点検とアスベスト飛散防止対策を要請し、2)建築物の解体等を実施する時の特定粉じん排出等作業実施届出を指導する旨のチラシを配布する。</p> <p>ウ アスベスト台帳で「吹付けアスベスト不明」の建築物（県内約1200棟（うち和歌山市約330棟））の付近のアスベスト飛散を防止するため、建築物を解体又は補修する際の事前調査及び特定粉じん排出等作業実施届出について指導する。</p> <p>エ 吹付けアスベストを使用している建築物で、飛散防止対策（封じ込め又は囲い込み）を実施している建築物を避難所として利用する場合は、点検を行い、アスベストの飛散の恐れのないことを確認する。</p> <p>②国へのアスベスト対応マスク支援の要請</p> <p>③住民及び災害復興従事者の粉じん暴露防止対策</p> <p>建築物の被害が出ている地域での活動の際にアスベスト対応マスクを着用することを呼びかけるチラシを作成し、ボランティアへの配布や避難所での掲示を行う。</p> <p>④応急危険度判定</p> <p>アスベスト台帳で、「吹付けアスベストあり」又は「吹付けアスベスト不明」の建築物の調査においては、判定従事者の暴露防止のため、アスベスト対応マスク着用を指導する。</p>	
<p>災害復興 1ヶ月後～1年後</p> <p>復興期に平常時 と同様に実施す べき措置</p> <p>P15</p> <p>P16</p>	<p>⑤解体作業時の飛散防止対策</p> <p>住民から、粉じん苦情があった場合は、作業者に対し散水の措置を求める。</p> <p>⑥アスベスト対応マスクの確保</p>	<p>⑤解体作業時の飛散防止対策 （環境管理課、保健所）</p> <p>大気汚染防止法の届出のある現場は、平常時と同様に、以下の建材を扱う場合に立入検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹付けアスベスト（レベル1） ・煙突用断熱材（レベル2） <p>注意解体（注4）の作業現場は、注意解体の作業計画どおり実施されているかを確認する。</p> <p>住民及び市町村から粉じんに係る情報提供があった場合は、作業者に散水の措置を求めるとともに、アスベスト台帳を確認し、当該建築物が「吹付けアスベストあり」及び「吹付けアスベスト不明」で特定粉じん排出等作業実施届出書が提出されていない場合、立入検査を実施する。</p> <p>⑥アスベスト対応マスクの確保</p>

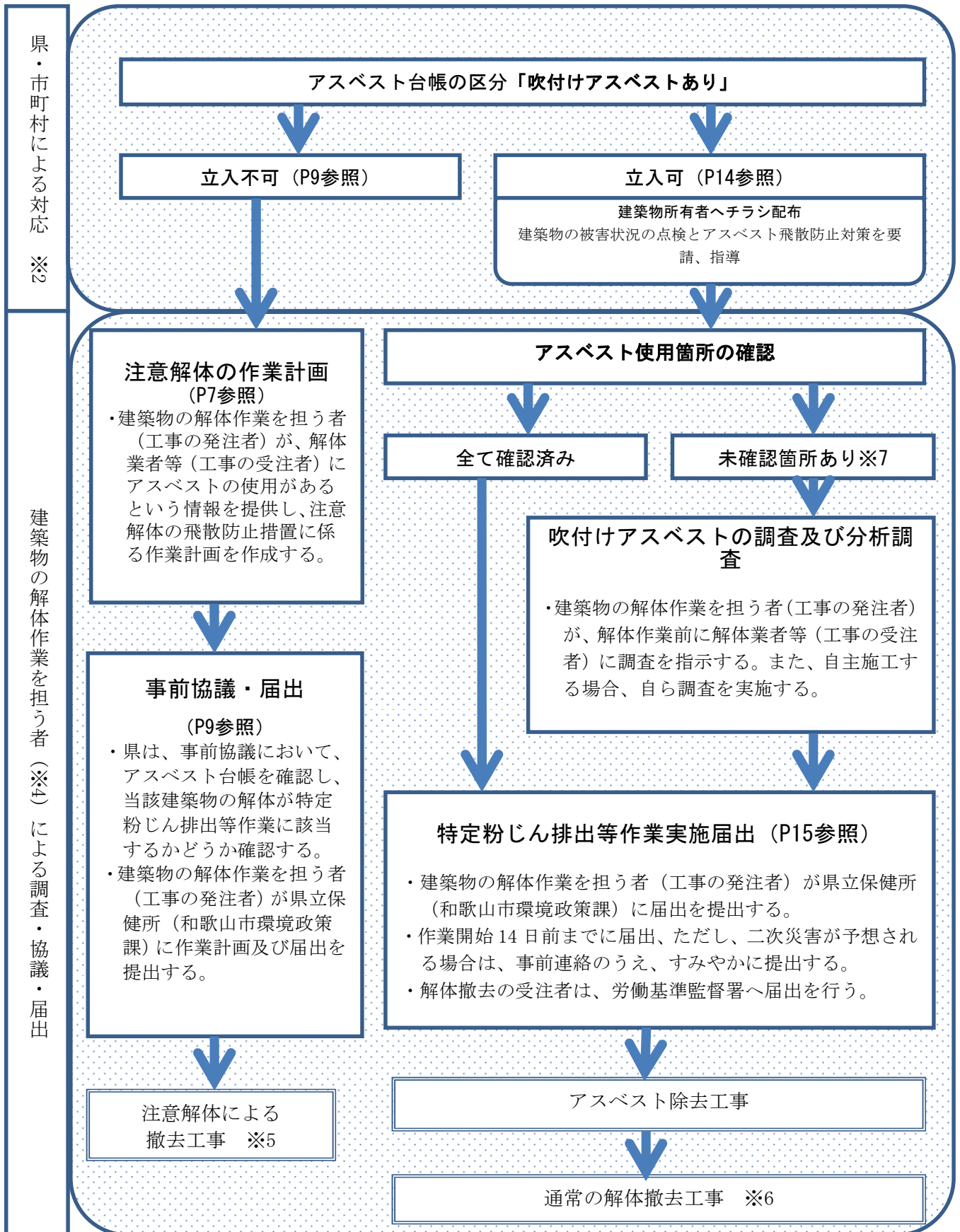
時系列	市町村の役割	県の役割
P16	⑦作業従事者記録の作成と保管	(環境管理課及び災害時支援要員の派遣元となる所属) ⑦作業従事者記録の作成と保管 (災害時支援要員の派遣元となる所属)
復興期に実施する措置 P19	⑧一般環境の粉じん測定と結果の公表 県から提供された粉じん測定の結果を必要に応じて、避難所で住民及びボランティアに周知し、アスベスト対応マスク着用の注意喚起を実施する。	⑧環境中の粉じん測定と結果の公表 (環境管理課、保健所) 粉じん測定は、繊維状粒子自動測定器または総繊維数濃度測定(PCM法)にて実施する。 繊維状粒子自動測定器の測定により、10本/L(注5)を超えた場合は、アスベスト飛散の恐れがあるので、すみやかに、測定した場所から半径500m以内の避難所で、市町村職員を通じて、アスベスト対応マスクの着用を呼びかける。

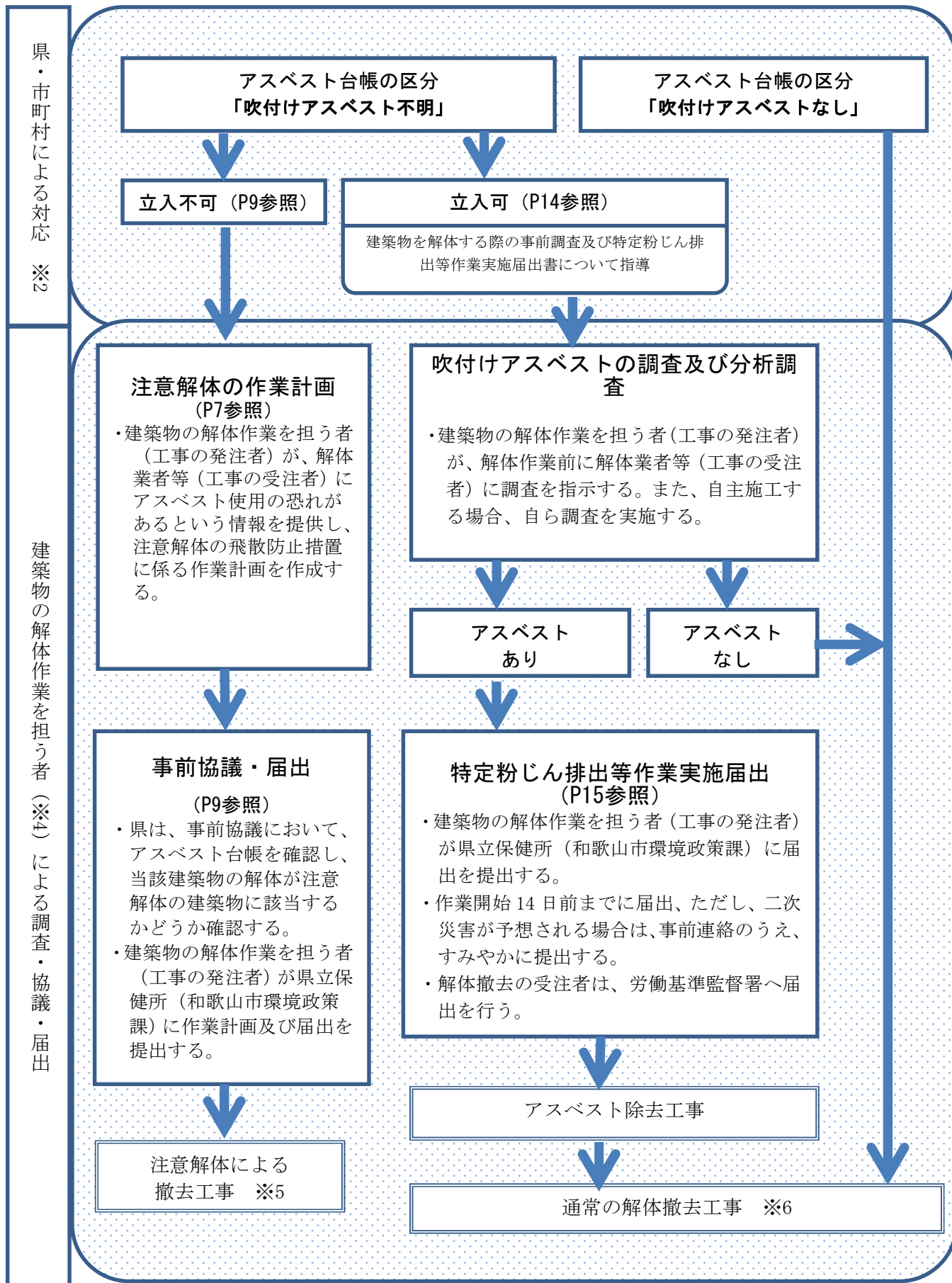
(注4) 注意解体については、7ページ4 (3) の※5を参照。

(注5) 環境省「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」

4 災害時におけるアスベスト処理の流れ

(1) 被災建築物の解体に係るフロー（吹付けアスベストあり） ※1





(3) 被災建築物の解体に係るフローの注釈

- ※1 石綿含有断熱材等（レベル2）、石綿含有成形板等（レベル3）もアスベストの飛散防止の対策は必要であるが、飛散性がレベル1より低く、また、使用されている箇所が多いため災害時において、全てを把握し、対策を実施するのは困難であることから、飛散性が高く暴露するリスクが高い吹付け石綿（レベル1）を対象としている。
- ※2 大規模災害では、同時多発的に建築物の倒壊が発生することを想定し、県及び市町村で連携して確認することを想定している。
- ※3 応急危険度判定とは、地震等により被災した建築物について、その後の地震等による倒壊の危険性及び建築物の部材の落下等の危険性を速やかに判定し、建築物の利用者に情報提供することにより二次災害を防止することを目的とするもの。（応急危険度判定士が診断を実施）
- ※4 建築物の解体作業を担う者とは、原則、建築物所有者であるが、阪神・淡路大震災や東日本大震災では、大手企業の所有建築物など一部を除き、特例で被災家屋の解体が災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の対象となり、市町村が当該補助金を活用して建築物の解体作業を担った事例がある。よって、市町村が建築物所有者に代わり作業を担う場合は、本フローに沿った対応が必要と考えられる。
- ※5 注意解体とは、アスベストが使用されている又は使用されている恐れがあり、立入不可能である建築物について、大気汚染防止法施行規則別表第七の上欄三の区分に基づき、散水等の飛散防止措置を講じて解体を実施すること。注意解体の詳細は、(4) 「注意解体の作業計画における飛散防止措置（作業計画に含めるべき事項）」を参照。
- ※6 通常の解体撤去工事を行う場合でも、粉じん飛散防止のため散水による湿潤化が必要。
- ※7 アスベスト台帳は、目視調査等で調査可能な範囲で調査を行い作成したものであるため、調査できていない箇所が存在する可能性がある。

(4) 注意解体の作業計画における飛散防止措置（作業計画に含めるべき事項）

対象	実施事項
作業員への配慮	<ol style="list-style-type: none">1 作業従事者には、吹付けアスベストの使用の可能性があることを伝達し、石綿障害予防規則第27条に規定される特別教育を受けさせること。また、その旨を記録に残すこと。2 保護具として、取換式アスベスト対応マスク（RL3）、使い捨ての作業衣及びゴーグル型保護メガネ（半面形マスク使用の場合）を着用させること。なお、アスベスト対応マスクのフィルター及び使い捨ての作業衣は、1日1回以上交換すること。3 工事中にアスベストが発見された場合には、従事者全員を石綿除去作業に従事した者として法令に定める40年間記録として保存すること。4 従事者の希望があった場合には、特殊健康診断を事業者等の負担において受けさせること。
近隣への配慮	解体等作業の実施に当たっての掲示は、平常時においても実施されているところであるが、災害時においては、より分かりやすい場所へ確実な設置を行うとともに、近隣住民への周知に努めること。アスベストが無い場合でも無い旨を掲示すること。

対象	実施事項
飛散防止措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の四方は、建築物の高さ+2m以上の高さ（最低高 3m）の万能鋼板又は防じんシートによって養生すること。 2 工事期間中は常に散水を行うこと。（薬液散布・固化が望ましい）
新たな吹付けアスベストへの対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 解体事前調査が不可能であった場所が、解体の進行に伴い調査が可能となった場合には、速やかに調査を行い、吹付けアスベストを発見した場合には作業計画を変更すること。 2 解体作業中にも、できる限り不明箇所の調査を行えるように作業計画を作成すること。

引用：環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」 P69

(5) 注意解体の事前協議と届出

注意解体とは、アスベストが使用されている又は使用されている恐れがあり、立入不可能である建築物について、大気汚染防止法施行規則別表第七の上欄三の区分に基づき、散水等の飛散防止措置を講じて解体を実施することをいう。建築物の解体作業を担う者（工事の発注者）は、解体業者等（工事受注者）にアスベスト使用の有無に係る情報を提供し、アスベストが使用されている又は使用されている恐れがあり、当該建築物に立入ることが不可能である場合には、注意解体の事前協議を大気汚染防止法に係る指導官庁である県立保健所（和歌山市環境政策課）及び石綿障害予防規則に係る指導官庁である労働基準監督署で行う。

なお、注意解体時の判断は、アスベスト台帳を確認し、以下のとおり解体の指導を行う。（P5 被災建築物の解体に係るフロー（吹付けアスベストあり） ※1参照。）

- ①「吹付けアスベストあり」の建築物については、吹付けアスベスト使用建材がある。
- ②「吹付けアスベスト不明」の建築物については、吹付けアスベスト使用建材の使用可能性が高い。
- ③「吹付けアスベストなし」の建築物については、吹付けアスベスト使用建材の使用可能性がない。

ア 「吹付けアスベストあり」で立入不可のため飛散防止対策が取れない建築物（上記①）

吹付けアスベスト使用建材の使用があるが、隔離養生等の飛散防止対策が取れないため、注意解体を行うとともに、近隣住民へ周知に努める。（「オ 注意解体時の近隣住民への周知」参照。）

イ 「吹付けアスベスト不明」で立入不可のため飛散防止対策が取れない建築物（上記②）

吹付けアスベスト使用建材の使用可能性があるが、隔離養生等の飛散防止対策が取れないため、注意解体を行う。

ウ 注意解体の事前協議に要する資料

1	現地の位置図	住宅地図及び道路地図などで、所在地がわかるもの
2	現地の写真	建築物の外観を4方向以上から撮影したもの
3	建築物の構造と見取り図	平面図及び立面図で立入不可能範囲の明示したものと手書き可
4	過去の書面調査の結果	過去にアスベスト調査をした結果がわかるもの
5	作業計画	飛散防止措置を講じて具体的な作業を行う手順がわかるもの

エ 大気汚染防止法に係る届出

注意解体の届出については、特定粉じん排出等作業実施届出書の様式に事前協議で使用した書類を添付し、施主（工事の発注者）が県立保健所（和歌山市環境政策課）へすみやかに届出を行う。

なお、本届出は、平常時においては作業開始の14日前までに行うこととなっている。しかしながら、大気汚染防止法第18条の15第1項ただし書きにより、緊急時は事後の提出になっても構わないが、早急に提出されるよう県立保健所（和歌山市環境政策課）は、働きかけること。

オ 注意解体時の近隣住民への周知

注意解体を実施する場合は、通常の解体等作業時のような隔離養生等の飛散防止対策を行うことができないため、平常時に行っている掲示板の設置を行うとともに、近隣住民への周知に努める。

(6) 注意解体に係る立入検査

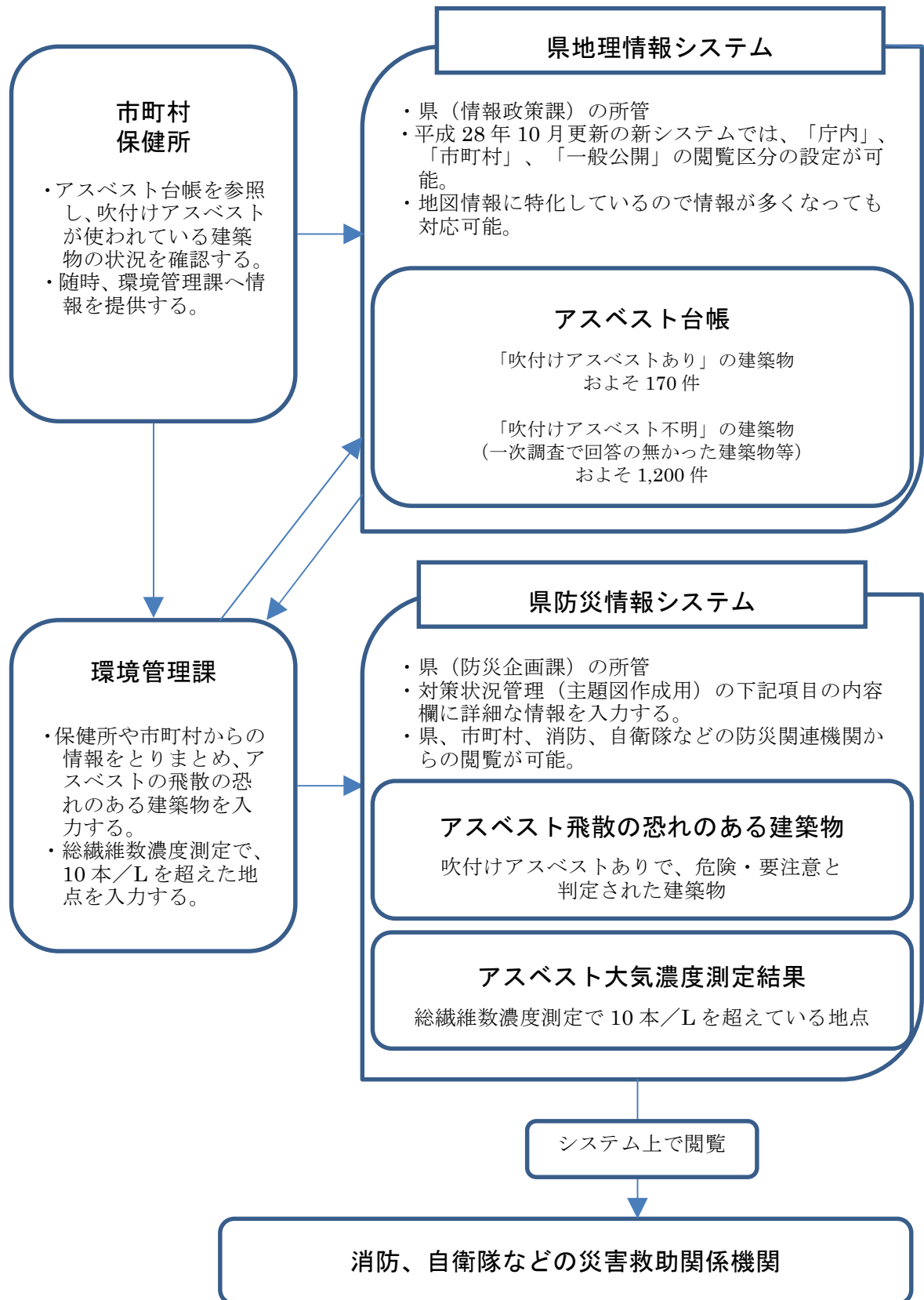
注意解体の届出を受けた現場のうち、避難所から500m以内にある建築物を含む現場について

は、注意解体の作業中を選び、作業現場の敷地境界付近で、環境管理課及び保健所による繊維状粒子自動測定器による測定を実施し、粉じん中の繊維数濃度を測定する。（測定する時間、頻度、回数については、災害の規模に応じて環境管理課で判断するものとする。）

繊維状粒子自動測定器の測定により総繊維数濃度で 10 本/L を超えた場合は、アスベスト飛散の恐れがあるので、すみやかに、測定した場所から 500m 以内にある避難所において、市町村職員や避難所運営スタッフを通じて、アスベスト飛散の注意喚起とアスベスト対応マスクの着用を呼びかける。

また、県防災情報システムに 10 本/L を超えた地点を入力し、消防、自衛隊などの災害救助機関にも情報を提供する。

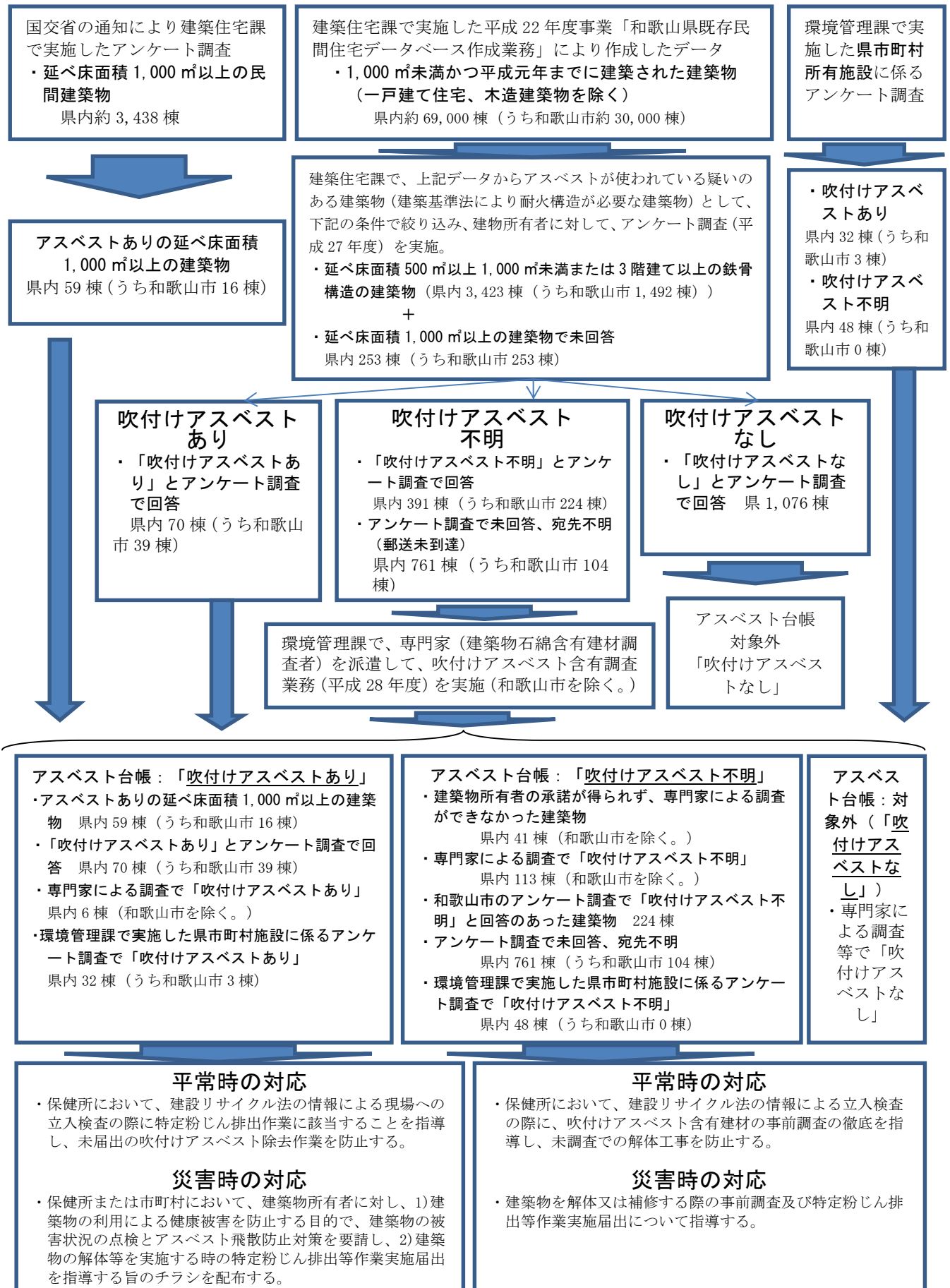
(7) 災害時のアスベスト飛散に係る情報の共有



5 各項目に係る説明

(1) 平常時の準備

ア 平常時① アスベスト台帳（吹付けアスベストが使われている建築物のリスト）の作成



※ アスベスト台帳は、建築住宅課（和歌山市建築指導課）のアンケート調査並びに環境管理課の現地調査及びアンケート調査により作成した。アンケート調査においては未回答・宛先不明があること、現地調査においては調査の承諾が得られなかった建築物及び天井裏等の目視調査ができない箇所があったことから、アスベスト台帳は、あくまでも調査可能範囲で作成したものであることに留意すること。

イ 平常時② 災害時のアスベストを含む廃棄物の処理方法

(7) 市町村

災害時のアスベストを含む廃棄物の処理方法について、下記の資料を参考に検討し、各市町村の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に反映する。また、通常の処理能力を超える大規模な災害廃棄物の発生を想定し、仮置場候補地を選定する。

和歌山県災害廃棄物処理計画 震災：P79, P83, P84, P90 風水害：P127, P131, P132, P136

6 参考資料(4) : 環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」
https://www.env.go.jp/air/asbestos/man_disaster/full.pdf

6 参考資料(5) : 環境省「廃石綿が混入した災害廃棄物について」
https://www.env.go.jp/jishin/saigai_ishiwata.pdf

(4) 県

県内の圏域毎に一定規模の災害廃棄物の仮置場候補地を選定する。

ウ 平常時③ ボランティアの粉じん暴露防止対策

(7) 県

和歌山県災害ボランティアセンターのボランティアコーディネータ研修会（年1回）において、アスベスト安全教育を実施する。

参考：ボランティアコーディネータとは、災害時においてボランティア活動希望者と現地の被災者等のニーズを照会して、ボランティア活動希望者の活動内容、日程、人員等を調整する役割を担う者で、主に市町村の社会福祉協議会の職員が担当している。

(4) 市町村

ボランティア募集担当部署（市町村社会福祉協議会等）と調整し、ボランティア募集時にアスベスト対応マスクを持参するように周知する。

エ 平常時④ アスベスト対応マスクの自助備蓄に係る周知啓発

(7) 県

県民の友やテレビ、ラジオなどでアスベスト対応マスクの自助備蓄の周知啓発をする。

(4) 市町村

アスベスト対応マスクの自助備蓄に係る周知啓発をする。

オ 平常時⑤ 公務で従事する者向けのアスベスト対応マスクの備蓄

(7) 県

公務で復興作業に従事する職員を対象にアスベスト対応マスクの備蓄をする。

(例) 備蓄をしている課室と対象者

環境管理課 : 解体作業の立入検査や環境測定に従事する職員

建築住宅課 : 応急危険度判定で県が派遣する職員及びボランティア

循環型社会推進課 : 災害廃棄物処理の支援で県が派遣する職員

(4) 市町村

a 公務で復興作業に従事する職員を対象にアスベスト対応マスクの備蓄をする。

(例) 応急危険度判定に従事する職員

消防、災害救助に従事する職員

- b 各市町村でアスベスト対応マスクの備蓄を進める場合は、実際に粉じんが多い場所で活動する職員の人数を見込んで数量を確保する。その際の目安として、1日1個の計算で、（対象人数）×（6ヶ月間の従事予定日数）と想定される。

参考：東日本大震災の被災地においてアスベスト対応マスクが入手困難になった事例から6ヶ月としている。

- c アスベスト対応マスクは、使い捨て式防じんマスクとフィルタ交換式防じんマスクがあり、備蓄及び特定の者が連続使用をするのであれば、フィルタ交換式防じんマスクを推奨する。

使い捨て式防じんマスクは、「静電ろ過材」を使用しているため、保存期限（製造から3～5年）がありローテーションを図る必要があることから、防災訓練などでアスベスト対応マスクの自助備蓄の周知啓発を図る目的での配布やインフルエンザ予防対策で窓口職員が着用するなどの活用が考えられる。

(2) 被災後早急に実施すべき措置＜災害発生時の対応（災害発生直後～1ヶ月後）＞

ア 災害時① 飛散の恐れのある場所への対応

(7) 県・市町村

a アスベスト台帳で「吹付けアスベストあり」の建築物

保健所または市町村において、建築物所有者に対し、1)建築物の利用による健康被害を防止する目的で、建築物の被害状況の点検とアスベスト飛散防止対策を要請し、2)建築物の解体等を実施する時の特定粉じん排出等作業実施届出を指導する旨のチラシを配布する。

チラシの参考例

6 参考資料(6)：特定粉じん排出等作業に係る周知チラシ案

国土交通省 「建築物のアスベスト安全対策の手引き」（平成27年8月）

<http://www.mlit.go.jp/common/001112453.pdf>

厚生労働省・国土交通省・環境省 「石綿による環境汚染・健康障害をなくそう！」

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/pamph/dl/110720.pdf>

b アスベスト台帳で「吹付けアスベスト不明」の建築物

建築物を解体又は補修する際の事前調査及び特定粉じん排出等作業実施届出について指導する。

（詳細は、P15「5 (3) ア 災害時⑤ 建築物の解体作業時の飛散防止対策」参照。）

また、建設リサイクル法の届出が提出された場合は、当該建築物がアスベスト台帳で「吹付けアスベスト不明」であれば、元請業者及び発注者に対して、事前調査及び特定粉じん排出等作業実施届出について指導する。

(4) 県

アスベスト飛散の恐れのある建築物について、県防災情報システムの「対策状況管理（主題図作成用）」で、「アスベスト飛散の使用可能性の高い建物」の入力項目を設定して、被害情報（位置、状況等）を入力する。

イ 災害時② 国へのアスベスト対応マスク支援の要請

(7) 県

県は、必要に応じて、国（環境省又は厚生労働省）に対して、アスベスト対応マスクの支援を要請する。

参考：熊本地震では、国（環境省及び厚生労働省）が、公益社団法人日本保安用品協会

に要請し、使い捨てアスベスト対応マスクが熊本県に無償で届けられた。

ウ 災害時③ 住民及び災害復興従事者の粉じん暴露防止対策

(7) 県・市町村

アスベスト台帳において「吹付けアスベストあり」及び「吹付けアスベスト不明」の建築物の被害が出ている地域での活動の際には、アスベスト対応マスクを着用するように、ポランティアに配布するチラシや避難所での掲示物により行う。

応急措置として、実際にアスベストが露出している場合は、市町村職員や自治会関係者を通じて、建築物所有者に連絡を取り、ビニールシート等での養生または散水を指導する。

所有者不明の場合は、周辺で活動する住民及び職員、近隣の避難所にいる住民に向けて、解体作業を施工し、粉じんが発生している被災建築物の周辺に近寄らないとともにアスベスト対応マスク着用を促す掲示をするなどの周知を行う。

エ 災害時④ 応急危険度判定

(7) 県・市町村

アスベスト台帳で、「吹付けアスベストあり」又は「吹付けアスベスト不明」の建築物の調査においては、判定従事者の暴露防止のため、アスベスト対応マスク着用を指導する。

(3) 復興期に平常時と同様に実施すべき措置＜災害復興時の対応（災害発生1ヶ月～1年後）＞

ア 災害時⑤ 建築物の解体作業時の飛散防止対策

(7) 県

a 届出について

大気汚染防止法第18条の15に基づく特定粉じん排出等作業実施届については、平常時同様、届出の指導を行う。なお、大気汚染防止法の届出は、同法第18条の15のただし書きの規定に基づき、事後でも認める。

なお、災害により倒壊した建築物を解体する行為（全壊した建築物を撤去する行為を含む。）は、大気汚染防止法第2条でいう「解体」に該当するため、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出の対象となる。（環境省大気環境課確認。）

津波により打ち上げられた船舶の解体作業については、船舶の機関室内の断熱材や吹付け材としてアスベストが使用されている場合は、工作物の扱いで届出を指導する。（P24「6参考資料(2)」参照。）

参考：船舶におけるアスベストは、機関室内の配管、断熱材、内装材（吹付け材）として使用されている恐れがある。（平成18年（2006年）9月以降に建造された船舶、船体がFRP製の小型船舶については、アスベストは使用されていない。）

b 立入検査について

(a) 大気汚染防止法第18条の15の規定による届出のある現場

飛散性アスベストの除去等を伴う場合は、大気汚染防止法で定める作業基準を満たした作業をしているかを立入検査票に沿って元請けの責任者に確認する。

(b) 注意解体の作業現場

注意解体の作業計画どおり実施されているかを確認する。

(c) その他の現場

住民及び市町村から粉じんに係る情報提供があった場合は、作業者に散水の措置を求めるとともに、立入検査票に沿って元請けの責任者に確認する。

(4) 市町村

a 苦情があった場合の対応について

住民から、粉じん苦情があった場合は、解体事業者に対し散水の措置を求める。

b 届出について

市町村が建築物所有者等に代わって建築物の解体を行う場合は、事前にアスベスト台帳で「吹付けアスベストあり」又は「吹付けアスベスト不明」に該当するか確認し、P5「4 (1) 被災建築物の解体に係るフロー（吹付けアスベストあり） ※1」又はP6「4 (2) 被災建築物の解体に係るフロー（吹付けアスベスト不明及び吹付けアスベストなし） ※1」を参照し、必要な対応を行う。

なお、解体等を行う場合に、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出が必要な建築物等は、以下のとおり。

- (a) アスベスト台帳で「吹付けアスベストあり」で立入不可の建築物
- (b) アスベスト台帳で「吹付けアスベストあり」で立入可の建築物
- (c) アスベスト台帳で「吹付けアスベスト不明」で立入不可の建築物
- (d) アスベスト台帳で「吹付けアスベスト不明」で立入可の建築物であって、事前調査の結果、吹付けアスベストの使用がある建築物

(e) 津波により打ち上げられた船舶

津波により打ち上げられた船舶の解体作業については、船舶の機関室内の断熱材や吹付け材としてアスベストが使用されている場合は、工作物の扱いで特定粉じん排出等作業実施届出書を県立保健所（和歌山市環境政策課）に提出する。建築物の解体作業だけでなく、沿岸部では、津波により打ち上げられた船舶の解体作業についてもアスベストの飛散の恐れがあることに留意して、飛散防止対策を講ずる。（6 参考資料(2) を参照。）

c アスベストを含む廃棄物（レベル1～3）の処理について

アスベストを含む廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び和歌山県災害廃棄物処理計画に従い、適正に処理する。（P13「5 (1) イ 平常時② 災害時のアスベストを含む廃棄物の処理方法」参照。）

イ 災害時⑥ アスベスト対応マスクの確保

(ア) 市町村

アスベスト台帳において「吹付けアスベストあり」及び「吹付けアスベスト不明」の建築物の被害が出ている地域においては、住民のアスベスト暴露防止のために、県と連携してアスベスト対応マスクの確保に努める。

(イ) 県

市町村の状況に応じて、マスクの製造メーカー等に問い合わせるなどの方法でアスベスト対応マスクの確保に努める。

参考：東日本大震災の事例では、環境省から被災した自治体に対して、防じんマスクの確保の促進を図る通知が発出されている。（環境省通知 平成23年4月28日付け環水大大発第110428002号）

ウ 災害時⑦ 復興作業従事者及びボランティアの作業従事者記録

(ア) 県・市町村

復興作業に携わる者について、作業従事者記録を残す。

作業従事者記録で記載すべき項目は、石綿障害予防規則第35条で規定されている項目とする。

a 災害ボランティア

自発的意志で復興作業に従事する者。労働災害の対象外となるが、市町村での記録の保管を推奨。

様式は、ボランティア申込み書などを使用し、保管期間は、40年間を目安とする。

b 復興作業従事者（公務による従事者）

公務で災害時派遣要員などで復興作業に従事する者。公務災害の申請資料となるため、下記のアスベスト（石綿）を含む粉じん作業従事者記録を参考に任命権者又は派遣元となる所属の長の責任で作成し、40年間保管する。

c 復興作業従事者（民間事業者）

民間の解体事業者など復興作業に従事する者。石綿障害予防規則第35条において、事業者の責任で記録し、従事しないこととなった日から40年間保存することが義務化されている。（指導権限は労働基準監督署であるが、復興作業を委託する際は適切に対応できているか留意する。）

<参考：公務で復興作業に従事する者の作業従事者記録の様式例>

アスベスト（石綿）を含む粉じん作業従事者記録（40年間保管すること）

所属・職・氏名：

住所：

連絡先（電話番号）：

従事した期間	作業場所 建築物名 現場名	従事した作業内容 (具体的に)	同時期に 従事した 者の氏名	使用した保護具	本人印 または 自署	責任者 印
○年○ 月○日 から○ 年○月 ○日迄	○○市 ○○付近	がれき片付け作業	環境課 紀州 一 郎	(○) 使い捨て防じんマスク [DS2 ・ N95] () 取り替え式防じんマスク () その他 []		
○年○ 月○日 から○ 年○月 ○日迄	○○市○○ ○○ビル	解体工事の立ち会 い	(株)○建設 和歌 花 子	() 使い捨て防じんマスク [DS2 ・ N95] () 取り替え式防じんマスク (○) その他 [サージカルマスク]		
○年○ 月○日 から○ 年○月 ○日迄	○○市○○	一次仮置き場での 分別作業	県庁循環 型社会推 進課 ○○	() 使い捨て防じんマスク [DS2 ・ N95] (○) 取り替え式防じんマスク () その他 []		
年 月 日 から 年 月 日迄				() 使い捨て防じんマスク [DS2 ・ N95] () 取り替え式防じんマスク () その他 []		

※ この表への記入は、粉じんによる健康モニタリングの基礎資料及びあなたが将来じん肺やアスベスト関連の病気になった時に公務災害や労働災害の補償等を受ける際の証明になります。

エ 災害時⑧ アスベスト大気濃度測定

(7) 県

総繊維数濃度測定（PCM法）または繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）を用いて、測定を実施する。測定結果が、10本/Lを超える場合は、ただちに周辺の作業員への注意喚起及び市町村に情報提供を行う。

また、県防災情報システムに測定日時、場所、結果を入力する。測定結果は、ホームページで、市町村や一般の方に情報提供する。ホームページに掲載するのは、総繊維数濃度測定にて測定した日時、場所、測定結果とする。

また、繊維状粒子自動測定器による測定結果は公式値ではないことを記載して掲載する。

測定方法	総繊維数濃度測定（PCM法）	繊維状粒子自動測定器による測定
長所	環境省の公定法となる測定方法なので、測定結果を公式値として扱える。	測定結果がその場で判明するので、現場ですぐに飛散防止措置などの指導が可能となる。
短所	測定結果が判明するまで数日を要する。	測定結果は、PCM法に比べ若干高く出る傾向にあり、また、衣類等の繊維くずも検出することがある。 公式値として扱えない。
測定方法及び結果判明までに要する時間	試料採取に4時間、その後、位相差顕微鏡による計数観察をするので測定結果が出るまで数日を要する。	30分間測定。 測定器の設定で連続測定も可能。
主な測定地点	被災した住民等へのばく露防止と住民の不安解消の観点から選定する地点。 ・避難所、仮設住宅、授業が行われている学校等の周辺 ※地点の選定については、代表的な地点として、県の判断で選定する。	測定結果がすぐに必要となる地点 ・アスベストを含む建材が使用されている 建築物の解体現場の敷地境界 ・がれきの撤去作業現場の敷地境界 リアルタイムでアスベストを含む粉じんの飛散を監視する必要がある地点 ・アスベストを含む災害廃棄物を保管する一時保管場所の敷地境界
測定器の台数	3台 試料採取に用いるエアースンプラー 県環境衛生研究センターに配備	4台 繊維状粒子自動測定器 (リアルタイムファイバーモニター) 岩出、海南、田辺、新宮の各保健所に配備
測定情報の公開及び利用	安全情報として扱う。 環境省へ報告するとともに県のホームページ上で公開する。 10本/Lを超えている場所は、下回るまで同じ場所で測定を継続する。	危険（注意喚起）情報として扱う。 10本/Lを超えている場所は、改善指導を行うとともに、関係部署で情報共有し、周辺で活動する住民及びボランティアを対象に注意喚起とアスベスト対応マスク着用を周知する。

6 参考資料

(1) 東日本大震災の被災地において活動するボランティア等に対する防じんマスク着用の周知徹底等について（環境省通知 平成 23 年 4 月 28 日付け環水大大発第 110428003 号）

環水大大発第 110428003 号
平成 23 年 4 月 28 日

都道府県
各 大気環境担当部（局）長 殿
政令市

環境省水・大気環境局大気環境課長

東日本大震災の被災地において活動するボランティア等
に対する防じんマスク着用の周知徹底等について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により広範囲にわたる地域で甚大な被害が発生し、多くの建築物等が損壊するとともに、膨大な量の災害廃棄物が発生したところであり、今後の災害復旧工事における建築物等の解体・改修工事やがれきの処理に伴い、アスベストを始めとする粉じんの飛散が懸念されています。

平成 23 年 4 月 27 日に公表したアスベスト大気濃度調査に係る予備調査の結果（別添 1）においては、アスベスト濃度は通常の一般大気環境とほぼ変わらなかったことから、アスベストはそれほど飛散していないと考えられます。しかし、他と比較して総繊維数濃度が高い測定地点もあったことから、一般粉じんが相当程度飛散している場所もあると考えられます。アスベスト以外の一般粉じんでも健康に影響を及ぼす可能性があり、今後、被災地が乾燥していくことやがれき処理及び建築物等の解体作業が本格的に始まること等も考慮すると、防じんマスクの着用の徹底が必要です。

環境省においては、平成 23 年 4 月 5 日付け環水大大発第 110405001 号「東日本大震災の被災地におけるアスベストに関する正しい知識の普及啓発と使い捨て式マスクの無償配布について」により、アスベスト対策に関する正しい知識の被災した住民等への普及啓発の促進についてお願いしておりました。しかし、全国からボランティアが被災地に入り、ボランティア活動が活発になっている状況から、アスベストを始めとする粉じんのばく露が懸念されます。

このため、ボランティア等へのアスベストを始めとする粉じんのばく露防止とボランティア等が有する不安への対応のより一層の徹底を図るため、下記のご対応をお願いします。

記

1. ボランティア等に対する防じんマスク着用の周知徹底について

(1) 被災した地方公共団体にご対応願いたい事項

環境省においては、環境省ホームページのトップの「東日本大震災への対応について」のページ内で、アスベスト対策に関する情報提供※1 を行っていますので、ボランティア等に紹介するなど、積極的に活用して下さい。

また、貴自治体のボランティア担当の内部部局だけでなく、管下市町村のボランティアの受入窓口等に対して本通知の内容についての情報提供を行うとともに、適宜その内容を印刷した上で配布・掲示する、あるいは、貴自治体及び管下市町村で運営しているツイッター等の民間ソーシャルメディアを活用するなど、あらゆる手段を活用して周知徹底に努めて下さい。

※1 該当URL : <http://www.env.go.jp/jishin/index.html#asbestos>

(2) 被災した地方公共団体以外の地方公共団体にご対応願いたい事項

全国から多数のボランティアが被災地に入り、活動を行っていますが、ボランティアが防じんマスク等を持参しないまま活動を行う可能性もあります。

そのため、貴自治体におかれましては、被災地に入る予定のボランティアに対し、防じんマスク等の装備を持参の上、被災地に入るように注意喚起をお願いします。

2. 防じんマスクの正しい着用方法の周知徹底について

防じんマスクは正しく着用しないと十分な性能を発揮しないことが知られております。

そのため、防じんマスクの取扱説明書に従い、正しく着用するよう周知徹底をお願いします。また、環境省では、防じんマスクの正しい着用について解説したチラシ（別添2）をホームページ上で掲載※2 しておりますので、1. に準じたご対応をお願いします。

なお、（社）日本保安用品協会では、防じんマスクの正しい着用方法について指導を行う保護具アドバイザーの派遣等も行っているとのことですので、必要に応じて活用して下さい。

※2 該当URL：http://www.env.go.jp/jishin/attach/asbestos_mask-set.pdf

粉じんのばく露を防ぐために

正しく防じんマスクを装着しましょう

適切な性能を有する防じんマスクを使いましょう

以下のいずれか一つ以上の合格・認定を受けた防じんマスクを使いましょう。

- ・ 厚生労働大臣の型式検定
例: DS2マスク 等
- ・ NIOSH規格
例: N95マスク 等
- ・ 欧州規格(EN149)
例: FFP2マスク 等

間違った防じんマスクのつけ方に注意しましょう

(使い捨て式防じんマスクについて「悪い例」の紹介)



しめひもが片側はずれている

マスクが上下逆さま

しめひもが首元で2本がけになっている

しめひもを加工して耳かけ式にしている

防じんマスクをつけた時の注意点について

しっかりと顔に密着させましょう

- マスクの変形・破損が無いことを確認した上で取扱説明書に従って装着を行う。
- しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する

顔に密着しているか確認しましょう

- 取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう。
- もし、漏れ込みが感じられた場合は
 - ①マスクの位置を調節する
 - ②しめひもの長さを調節する 等
 を行って再度確認してください

※注意事項

- ・防じんマスクの規格は性能に応じた種類がありますので作業内容に応じた防じんマスクを選択して下さい。
- ・酸素濃度18%未満の作業環境では絶対に使用しないで下さい。
- ・使用中にマスクが損傷したり、呼吸が苦しくなったり等の場合には速やかに安全な場所へ移動してください

資料出典: (社)日本保安用品協会
日本呼吸用保護具工業会
スリーエムヘルスケア(株)

マスクのつけ方 (N95の例)

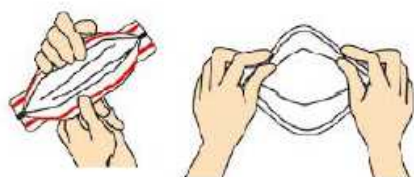
1) カップ型

- ① マスクの鼻あてを指のほうにして、ゴムバンドが下にたれるように、カップ状に持ちます。
- ② 鼻あてを上にしてマスクがあごを包むようにかぶせます。
- ③ 上側のゴムバンドを頭頂部近くにかけます。
- ④ 下側のゴムバンドを首の後ろにかけます。
- ⑤ 両手で鼻あてを押さえながら、指先で押さえつけるようにして鼻あてを鼻の形に合わせます。
- ⑥ 両手でマスク全体をおおい、息を強く出し空気が漏れていないかユーザーシールチェックを行います。



マスクのつけ方（N95の例）

2) 3つ折



- ① マスクの上下を確認し、広げます。ノーズワイヤにゆるやかなカーブをつけます。



- ② 鼻とあごを覆います



- ③ マスクを押さえながら上ゴムバンドを頭頂部へ、下ゴムバンドを首まわりにつけます。



- ④ マスクを上下に広げ、鼻とあごを確実に覆います。



- ⑤ 両手の指で鼻あてが鼻に密着するように軽く押しします。



- ⑥ 両手でマスクを覆い、空気漏れをチェックして密着のよい位置にマスクを合わせます。

職業感染制御研究会（JRGOICP）



マスクのつけ方（N95の例）

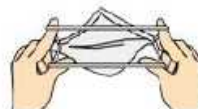
3) くちばし型



- ① マスクを上下に下げ、ノーズワイヤにゆるいカーブをつけます。



- ② マスクを上に掲げ、ゴムバンドをたらしめます。



- ③ 人差し指と親指で2本のゴムバンドを分けます。



- ④ ゴムバンドを指で把持しながら、顎の下にマスクを当てます。



- ⑤ ゴムバンドを引き上げ、頭頂部と首の後ろにバンドをかけます。



- ⑥ 2本のゴムの角度は90度になるようにします。



- ⑦ ノーズワイヤを指で押し当て、鼻の形に合わせる。



- ⑧ ユーザーシールチェックを行い、フィットを確認します。

職業感染制御研究会（JRGOICP）



(2) 東日本大震災による津波により打ち上げられた船舶の解体等作業における大気汚染防止法の取扱いについて（環境省通知 平成 23 年 6 月 30 日付け環水大大発第 11063001 号）

環水大大発第 110630001 号

平成23年6月30日

都道府県
各 大気環境担当部(局)長殿
政令市

環境省水・大気環境局大気環境課長

東日本大震災による津波により打ち上げられた船舶の解体等作業
における大気汚染防止法の取扱いについて

日ごろ、大気環境保全行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、東日本大震災による津波により多数の船舶が打ち上げられており、これらの船舶の中には石綿が使用されているものも想定されることから、船舶の解体・改修作業においては、その作業の場所から石綿が排出され、又は飛散することを防止する必要があります。

通常、運行している船舶については、大気汚染防止法(以下「法」という。)第2条第12項に規定する建築物その他の工作物に該当しないため、法の適用を受けていないところですが、当該船舶(鋼製の船舶に限る)については、人工的作為は加わっていないものの土地に接着していることから、法第2条第12項に規定する工作物として、法に準じて取り扱うこととしました。

については、法に基づく特定粉じん排出等作業の規制として、①原則として作業開始前の14日前までに作業実施の届出を提出する。②特定粉じん排出等作業を実施する際には作業基準を遵守する必要がありますので、関係事業者への指導等の対応をしていただくようお願いします。

なお、別添のとおり関係団体の長宛て通知しましたので、申し添えます。

(3) アスベスト対応マスクの備蓄についての考え方



防じんマスクとは、労働安全衛生法に係る厚労省の指針（平成 24 年 5 月 9 日 技術上の指針 公示第 19 号）において、粉じん作業を行う際に着用が求められるマスクのこと。

災害時にアスベスト対応マスクが必要とされる期間及び場所は下記のとおり

期間：災害発生時から復興作業が行われる期間

場所：がれき撤去作業現場、解体作業現場、災害廃棄物の一時保管場所の周辺

主なアスベスト対応マスクの種類

マスクの種類	使い捨て式防じんマスク	フィルタ取替式防じんマスク
写真	 (上図のマスクは DS2 マスク)	 (上図のマスクは RL3 マスク)
主な規格	DS2 マスク（厚労省国家検定合格品） 粉じん捕集効率 95%以上 N95 マスク（米国規格） 粉じん捕集効率 95%以上 ※労働安全衛生法では、N95 マスクのがれき処理作業現場での使用は、認められていないが、東日本大震災ではマスク不足のため、期間を限定して、特例で認められた。	RL3 マスク（厚労省 国家検定合格品） 粉じん捕集効率 99.9%以上 RL2 マスク（厚労省 国家検定合格品） 粉じん捕集効率 95%以上 ※アスベストを直接取り扱う作業に従事する場合は、RL3 マスクの着用が求められる。
特長	フィルタは、主に「静電ろ過材」を使用している。 フィルタの保存期限が設定されていて、保存期限を過ぎると粉じん捕集効率が低下する恐れがある。 参考 保存期限 (規格、メーカーにより異なります。) DS2 マスク・・・製造から約 3 年 N95 マスク・・・製造から約 5 年	フィルタは、主に「メカニカルフィルタ」を使用している。 保存期限は、概ね製造日から 10 年と設定されていますが、保存による粒子捕集効率の低下はほとんどありません。
入手方法	<平常時> ホームセンターや業務用作業着を取り扱う店舗で販売。 平常時でも在庫はあまり多くなく、小売りでは、1 個あたり 300~500 円。 <災害時> 需要が急増することにより、供給が滞る恐れがある。 東日本大震災では半年から 1 年程度、入手困難な時期が継続	業務用の資材を扱う店舗で販売。 小売りはほとんどない。 (参考) 県の購入実績 マスク本体 重松製作所：DR80L4N 5,184 円 フィルタ (2 個組) 重松製作所：L4N 1,060 円

※災害時のアスベスト対応マスクに係る対応
住民

- ・・・自助備蓄で対応してもらうように周知する。要配慮者（呼吸器に疾患がある方、乳幼児）については、健康な人より影響が出る恐れがあるので必要な分を確保する必要がある。

災害ボランティア

- ・・・ボランティア募集時にアスベスト対応マスクを持参するように周知する。
ただし、実際に粉じんの多い場所での作業に従事する方でアスベスト対応マスクを持参していない方については備蓄で対応する必要がある。
(県社会福祉協議会に災害ボランティアのアスベスト対応マスクの備蓄を呼びかけ)

復興作業従事者（がれき撤去等の委託事業者）

- ・・・受託事業者で準備。労働安全衛生法及び石綿障害予防規則で雇用主に義務

復興作業従事者（県及び市町村職員）

- ・・・任命権者の責任で職員のアスベスト暴露防止を講ずる必要がある。

(4) 環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」

https://www.env.go.jp/air/asbestos/man_disaster/full.pdf

廃石綿が混入した災害廃棄物について

石綿が使用されていた建築物等が災害により倒壊したことにより廃棄物として処理されることとなったものの処理方法は、次のとおり。

被災場所、一時保管場所における取扱いについて

- 吹き付け石綿等の廃石綿及び廃石綿の付着・混入が疑われるものについては、石綿の飛散を防止するため、散水等により、十分に湿潤化する。
- 災害廃棄物から吹き付け石綿等の廃石綿若しくは廃石綿の疑いのある物を除去等回収した場合にあっては、次のとおり取扱う。
 - ・ プラスチック袋を用いてこん包した上で、フレコンバック等丈夫な運搬容器に入れ、他の廃棄物と混合することがないように区別して保管、運搬する。
 - ・ 保管場所には、廃石綿の保管場所である旨表示する。

処理について

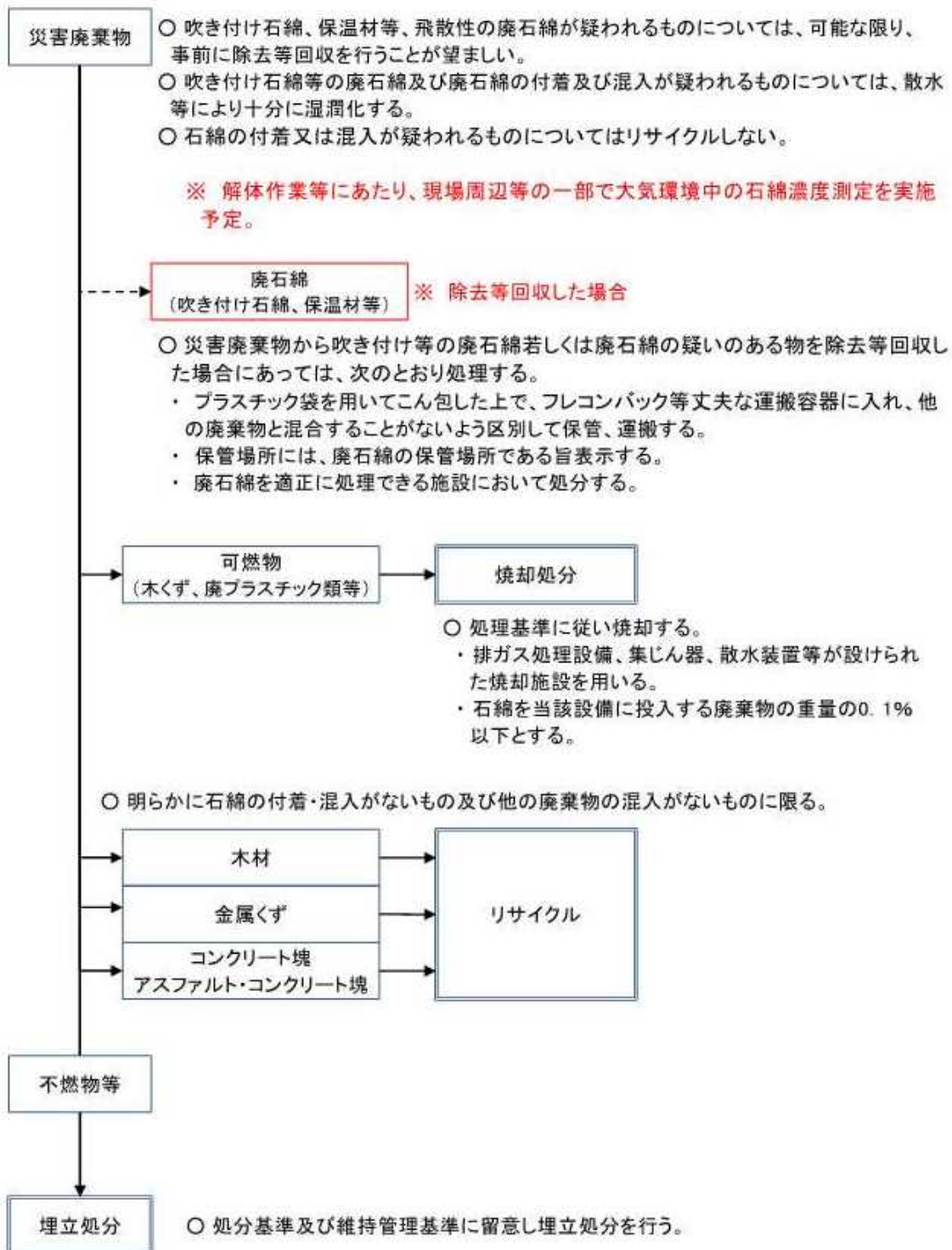
- 吹き付け石綿等の廃石綿若しくは廃石綿の疑いのある物については、適正に処理できる施設において処分する。
 - 可燃物(木材、紙くず、プラスチック類等。石綿の付着が疑われるもの及び石綿の付着が微量であるものを含む。)については、排ガス処理設備、集じん器、散水装置等が設けられた焼却施設を用いて焼却することが可能である。
 - 石綿の付着・混入が疑われるもの又は倒壊した建築物等であって石綿が付着していないことが確認できないものについては、リサイクルせず、焼却処分又は埋立処分を行う。
 - 吹き付け石綿等の廃石綿若しくは廃石綿の疑いのある物を埋め立てた場合にあつては、その位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。
- ※ 石綿含有スレート等、非飛散性の石綿含有廃棄物についても、同様に取扱うことが望ましい。

(参考)

1. 廃掃法上の取扱いについて石綿が使用されていた建築物等が災害によって倒壊したことにより廃棄物として処理されることとなったものは、石綿建材除去事業(大気汚染防止法に規定する特定粉じん排出等作業に相当)に伴って排出された廃棄物ではないことから、吹き付け石綿等であっても、廃掃法施行令第2条の4第5号に規定する「廃石綿等」(特別管理産業廃棄物)には該当しないこと。
2. 建築物の解体等作業であって、当該作業が大気汚染防止法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業に該当する場合には、同法に規定している作業基準によること。なお、建築物等における石綿飛散防止対策に関しては「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成19年8月 環境省)(※)を参考にされたい。
(※<http://www.env.go.jp/air/asbestos/indexa.html>)
3. 石綿が使用されていた建築物等の解体作業等による石綿飛散の有無の確認や住民の不安解消を目的として、建築物の解体及び廃石綿が混入した災害廃棄物の処理現場の周辺等の一部において大気環境中の石綿濃度について調査を実施することを予定している。

廃石綿が混入した災害廃棄物について(処理フロー)

(被災地、一時保管場所)



※ 石綿スレート等、非飛散性の石綿含有廃棄物についても同様に取扱うことが望ましい。

建築物所有者様へ

●建築物を引き続き使用する場合

和歌山県が実施した調査により、この建築物には飛散性の高い吹付けアスベストが使用されています。

つきましては、アスベスト飛散による健康被害を防止するために、以下の措置が必要です。下記連絡先までお知らせください。

◆ 建築物の被害状況の点検

<点検方法の一例>目視による確認等（主なアスベスト使用部位：鉄骨耐火被覆材、天井断熱材及び機械室吸音材等）

◆ 吹付けアスベスト飛散防止対策

<飛散防止対策の一例>ブルーシート等での吹き付けアスベスト損傷部分の囲い込み

※ 点検又は飛散防止対策を行う時は、アスベスト対応マスクを着用して暴露防止に努めてください。

●建築物を解体又は補修する場合

和歌山県が実施した調査により、この建築物には飛散性の高い吹付けアスベストが使用されています。この建築物を解体又は補修するときは、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出が必要となります。下記連絡先までお知らせください。

【問い合わせ先】

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課 電話：073-441-2688

〇〇保健所衛生環境課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

<改訂履歴>

版数	制 定 日	改 訂 履 歴
初版	平成 29 年 3 月 27 日	初版制定

※毎年度、下記の見直しを行い、必要に応じてマニュアルを改訂するものとする。

- ・ P11 災害時のアスベスト飛散に係る情報の共有
(災害時の情報の共有について、県関係課及び市町村防災担当との間で適切な手法を検討して反映)
- ・ P12 アスベスト台帳の内訳棟数
(アスベスト台帳の更新、解体された建築物を台帳から消去するなどの手入れを含む。)
- ・ 平常時の準備における対策内容
(国の中央環境審議会の答申や平成 27 年度のアスベスト対策に係る行政評価結果を参考に、平常時にできる対策の見直し)

災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル
～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～

発行・編集 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課企画指導班

電話 073-441-2688 F A X 073-441-2689

巨大地震発生時の有害物質で汚染された
災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル
【津波発生時の対策】（第4版）

和歌山県

令和4年3月

巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び
津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】

<目次>

1 本マニュアルの概要	1
(1) 本マニュアルの対象	1
ア 汚染災害廃棄物等	1
イ 対象有害物質	1
ウ 対象事業者	1
エ 対象市町村	2
2 平常時の対応	2
(1) 巨大地震発生時の有害物質に汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアルの策定及び更新	2
ア 県及び対象市町村	2
イ 対象事業者	2
(2) 対象有害物質貯蔵事業所に関する情報の把握	2
ア 県及び対象市町村	2
イ 対象事業者	2
(3) 対象有害物質流出防止対策	2
(4) 資機材の準備	3
(5) 対象有害物質流出時の対応方法の検討	3
ア 対象有害物質汚染範囲の推定	3
イ 汚染災害廃棄物等を円滑に処理するための事前準備	3
3 災害発生時の対応	4
(1) 被災状況の把握	4
ア 対象事業者	4
イ 県	4
(2) 被災時の応急対策	4
ア 対象有害物質の流出防止措置	4
イ 対象有害物質が事業所敷地外へ流出した場合の応急措置及び結果の報告	4
(3) 住民への広報	4
ア 対象事業者	4
イ 対象市町村	5
4 災害発生後の対応	5
(1) 対象有害物質汚染状況の調査	5
ア 調査内容	5
(2) 周辺住民の健康への配慮	6
(3) 汚染災害廃棄物等の処理	6

ア 収集運搬.....	6
イ 一次仮置場における保管	6
ウ 有効利用・処分.....	7

1 本マニュアルの概要

近年発生が予想されている南海トラフ巨大地震及び東海・東南海・南海地震等の災害に伴い、有害物質が流出し災害廃棄物及び津波堆積物を汚染することが懸念される。

大規模災害発生時には、国、県、市町村及び事業者が協力して災害廃棄物及び津波堆積物の処理を行うことも想定される。有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物に起因する2次汚染による人の健康被害を防止するため、事前に県、市町村及び有害物質を貯蔵する事業者で、有害物質の貯蔵状況等の情報を共有し、災害時に必要な対応を協議するとともに、役割分担を明確にして、有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物を適正に処理することが必要である。

これらを踏まえ、県では、災害廃棄物及び津波堆積物の適正処理の観点から、対策が必要な有害物質を選定し、津波被害想定地域においてそれらを貯蔵する事業者を対象事業者として選定した。

さらに、県では、上記の対象事業者の選定結果を元に、対象事業者が所在する市町村及び対象事業者との協議を行い、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物等の処理マニュアル」を策定した。

また、上記市町村及び対象事業者は、県が作成した「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物等の処理マニュアル」を参照し、各自の地域防災計画及び災害対応マニュアル等に反映するとともに必要な体制を整備する。

なお、本マニュアルは、県循環型社会推進課が作成した「和歌山県災害廃棄物処理計画」に記載されている「処理に注意が必要な廃棄物」のうち、「有害物質が付着した災害廃棄物及び津波堆積物」の適正処理の観点から、関係法令等を基に関係者の役割及び対応方法等を具体的に示したものである。

(1) 本マニュアルの対象

ア 汚染災害廃棄物等

以下イで示す対象有害物質が付着した災害廃棄物及び津波堆積物（対象有害物質貯蔵事業所敷地外にあるものに限る。）を対象とする。（以下「汚染災害廃棄物等」という。）

（※） 事業所敷地内については、災害時に対象事業者が対策を講じる。

イ 対象有害物質

災害廃棄物及び津波堆積物の適正処理の観点から、対策が必要な有害物質である以下(ア)及び(イ)の物質を対象有害物質とする。（以下「対象有害物質」という。別添資料1「対象有害物質一覧」参照。）具体的には、別添資料2「対象有害物質貯蔵事業所と津波被害想定地域合成地図」に示す有害物質を対象とする。

(ア) 災害廃棄物処理に係る物質

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（以下「判定基準省令」という。）

別表第1に掲げる物質

(イ) 津波堆積物処理に係る物質

土壌汚染対策法第2条に規定する特定有害物質

ウ 対象事業者

津波被害想定地域において対象有害物質を貯蔵する事業者とする。（以下「対象事業者」

という。) 具体的には、別添資料 2「対象有害物質貯蔵事業所と津波被害想定地域合成地図」に示す事業者をいう。

エ 対象市町村

上記イの対象有害物質を貯蔵する事業所が所在し、津波被害が想定される市町村とする。(以下「対象市町村」という。) 具体的には、別添資料 2「対象有害物質貯蔵事業所と津波被害想定地域合成地図」に示すとおり、和歌山市、海南市及び有田市を対象市町村とする。

2 平常時の対応

(1) 巨大地震発生時の有害物質に汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアルの策定及び更新

ア 県及び対象市町村

県は、汚染災害廃棄物等を適正に処理するため、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を策定し、対象市町村及び対象事業者と共有しておく。

また、県は、対象有害物質貯蔵事業所の情報を毎年確認し、必要に応じてマニュアルを見直し、更新するとともに、対象市町村及び対象事業者においてマニュアルの内容を反映していない場合は、意見交換を行う。

対象市町村は、県が作成したマニュアルを参考に、地域防災計画及び災害廃棄物処理計画等の中に汚染災害廃棄物等の処理に係る内容を盛り込んでおく。

イ 対象事業者

対象事業者は、県が作成したマニュアルを参考に、対象事業者の災害対応マニュアル等の中に汚染災害廃棄物等の処理に係る内容を盛り込んでおく。

(2) 対象有害物質貯蔵事業所に関する情報の把握

ア 県及び対象市町村

県は、県内の対象有害物質貯蔵事業所と津波被害想定地域の合成地図を作成し、対象市町村と共有しておく。

対象市町村は、県が取りまとめた対象有害物質貯蔵事業所と津波被害想定地域の合成地図により、管内の対象有害物質貯蔵状況を事前に確認しておく。

イ 対象事業者

対象事業者は、安全データシート(SDS: Safety Data Sheet)には、化学物質の物性、安全性、事故時の対処方法等が記載されており、事故対応に有用であるため、あらかじめ貯蔵している対象有害物質に関する SDS を県及び対象市町村に提出しておく。

また、対象事業者は自ら貯蔵している対象有害物質の性状、流出時に住民がとるべき対応等について、あらかじめ周辺住民に周知しておく。

(3) 対象有害物質流出防止対策

対象事業者は、津波到来による対象有害物質流出防止のため、緊急遮断弁等の対策に努める。

(4) 資機材の準備

対象事業者は、対象有害物質の流出の初期対応として、有効な中和剤・吸着剤等の資機材を常備し、定期的に点検し、必要に応じて更新しておく。また、対象有害物質の性状に応じて、検知器、オイルマット、オイルフェンス、土のう、予備タンク及び流出液貯留槽等を速やかに設置できるよう保管しておく。

(5) 対象有害物質流出時の対応方法の検討

事業所敷地外へ流出した事業所周辺の対象有害物質汚染状況調査及び汚染災害廃棄物等の処理については、原則、対象事業者が行うこととする。

ただし、対象事業者が事業所周辺の対象有害物質汚染状況調査及び汚染災害廃棄物等の処理を実施できない場合であって、対象市町村が生活環境保全上必要と認める場合は、対象市町村が対象事業者と協力して事業所周辺の対象有害物質汚染状況調査及び汚染災害廃棄物等の処理を行う。

なお、被害が甚大で、対象市町村が事業所周辺の対象有害物質汚染状況調査及び汚染災害廃棄物等の処理を実施できない場合は、県が対象市町村及び対象事業者と協力して事業所周辺の対象有害物質汚染状況調査及び汚染災害廃棄物等の処理を実施する。

また、対象有害物質が事業所敷地外に流出した場合に備えて、以下に示す事項についてあらかじめ検討しておく。

ア 対象有害物質汚染範囲の推定

(ア) 対象事業者

対象事業者は、自ら貯蔵している対象有害物質に係る事業所周辺の汚染状況の調査について、分析方法を確認し、分析業者等を事前に選定しておく。

(イ) 県及び対象市町村

県及び対象市町村は、対象事業者が調査できない場合に備えて、管内で貯蔵されている対象有害物質について、分析機関において汚染状況調査を実施できるか検討しておくとともに、可能な限り調査に協力する。

イ 汚染災害廃棄物等を円滑に処理するための事前準備

対象事業者は、自ら貯蔵している対象有害物質に係る汚染災害廃棄物等の処理が円滑に進むように、以下(ア)及び(イ)の事項について検討し、県及び対象市町村と協力して事前に対応方法を決めておく。

(ア) 一次仮置

a 対象事業者

対象事業者は、自らの事業所から流出した対象有害物質により汚染災害廃棄物等が発生した場合に備えて、可能な範囲で自らの事業所内において汚染災害廃棄物等の一次仮置場を選定しておく。

また、対象事業者は、事業者間で汚染災害廃棄物等の一次仮置場の確保について、相互に協力できるかどうか検討しておく。

b 県及び対象市町村

県及び対象市町村は、対象事業者に代わって汚染災害廃棄物等の処理を実施する場合を想定し、汚染災害廃棄物等の一次仮置場を選定し、情報を共有しておく。

(イ) 処理方法

a 対象事業者

対象事業者は、自らの事業所で貯蔵している対象有害物質により汚染災害廃棄物等が発生した場合に備えて、事前に汚染災害廃棄物等の処理方法を検討するとともに、処理可能な業者をあらかじめリストアップ^(※)しておく。

b 県及び対象市町村

対象市町村は、管内で貯蔵されている対象有害物質により汚染災害廃棄物等が発生した場合に備えて、事前に汚染災害廃棄物等の処理方法を検討しておく。

また、対象市町村は、所有する一般廃棄物処理施設で汚染災害廃棄物等を処分できるか検討するとともに、県と協力して処理可能な事業者をあらかじめリストアップ^(※)しておく。

(※)【参考】土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業者一覧については、環境省 HP

(<http://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>)に掲載されている。

産業廃棄物処理業者一覧については、各都道府県及び政令市の HP 等で公表されている。

3 災害発生時の対応

(1) 被災状況の把握

ア 対象事業者

対象事業者は、対象有害物質の事業所敷地外への流出有無、流出量及び流出場所等について確認し、その状況を県及び対象市町村に報告する。

イ 県

県は、対象市町村、関係機関及び事業所と連絡を取り、対象有害物質の漏洩等の有無、汚染状況等必要な情報を迅速かつ的確に収集する。

(2) 被災時の応急対策

ア 対象有害物質の流出防止措置

対象事業者は、対象有害物質が事業所敷地外へ流出しないように、必要な応急措置を講ずるものとする。

イ 対象有害物質が事業所敷地外へ流出した場合の応急措置及び結果の報告

(ア) 対象事業者

対象事業者は、対象有害物質が事業所敷地外へ流出した場合、必要な措置を講ずるとともに、講じた措置の概要等及びその結果について県及び対象市町村に報告する。

(イ) 県及び対象市町村

県及び対象市町村は、対象事業者が講じた措置が十分でないと判断される場合、対象事業者に対して追加的な措置の実施及び結果報告を求めるとともに、対象事業者と協力して必要な措置を実施する。

(3) 住民への広報

ア 対象事業者

対象事業者は、対象有害物質の流出により周辺住民の健康被害が生じるおそれのある場合は、速やかに周辺住民へ広報を行うとともに、県及び対象市町村へ連絡する。

イ 対象市町村

対象市町村は、対象有害物質の流出により周辺住民の健康被害が生じるおそれのある場合は、必要に応じて対象事業者と連携して周辺住民へ広報を行う。

4 災害発生後の対応

災害発生後の汚染災害廃棄物等の処理に係る事業所周辺の対象有害物質汚染状況調査及び汚染災害廃棄物等の処理の対応主体は、2(5)に記載のとおり原則として対象事業者とする。

(1) 対象有害物質汚染状況の調査

ア 調査内容

(7) 調査対象地域

事業所敷地外であって対象有害物質による汚染可能性がある地域

(イ) 化学分析による対象有害物質汚染状況の把握

対象有害物質による汚染状況の把握は、化学分析によるものとし、以下 a のとおりサンプリングを実施する。

ただし、現地の状況等を踏まえて、適宜必要なサンプリングを行うことも可能とする。

a サンプリング方法及び回数

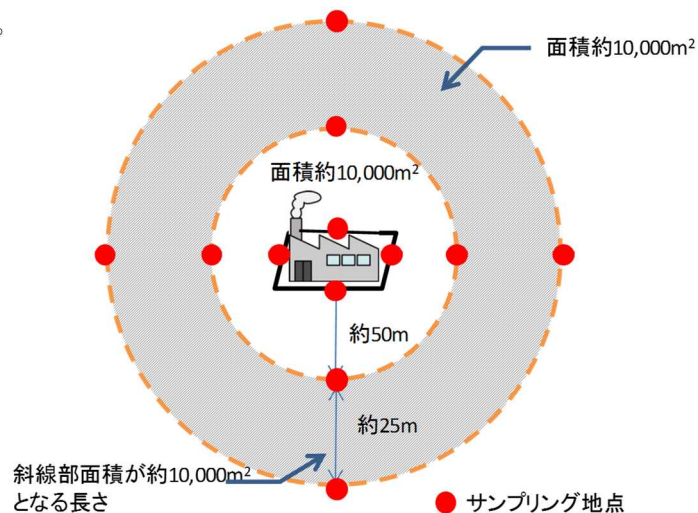
- ① 対象有害物質の事業所敷地外への流出が疑われる場合、事業所敷地境界の東西南北それぞれ1点ずつ、計4点サンプリングを行う。

サンプリングの結果、事業所敷地境界上で対象有害物質による汚染が確認されない場合は、対象有害物質の事業所敷地外への流出はないと判断する。

- ② サンプリングの結果、事業所敷地境界上で対象有害物質の汚染が確認された場合は、更に事業所を中心とした半径50m以内(*)の円上で東西南北それぞれ1点ずつ、計4点サンプリングを行う。

サンプリングの結果、対象有害物質による汚染が確認されない場合には、当該円外部の地域は対象有害物質で汚染されていないと判断する。

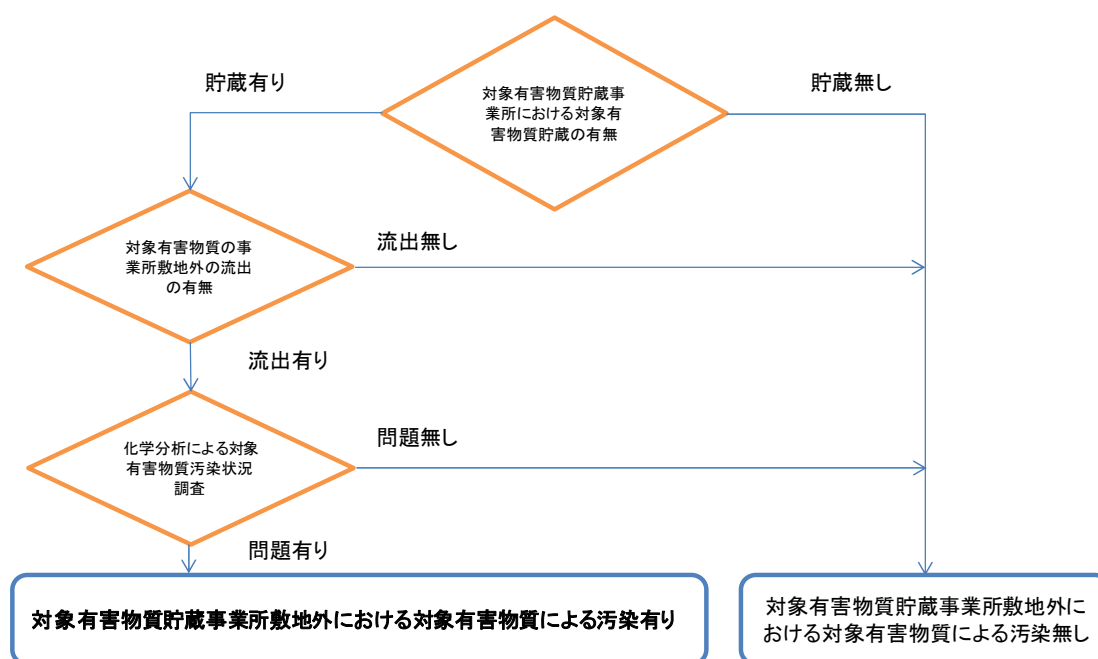
- ③ サンプリングの結果、対象有害物質による汚染が確認された場合には、当該円内部の地域は対象有害物質で汚染されていると判断し、対象有害物質による汚染範囲を推定するため、次の調査対象面積が約10,000m²以内となるようにサンプリングを行う。



(※) 「東日本大震災津波堆積物対策指針」(平成23年7月13日環境省)において、津波堆積物の組成や性状が同様なものとみなせる地域にあっては、概ね900m³毎に1回(堆積厚を10cmとすれば、約10,000m²毎(円の半径に換算すると約50m)に1地点)実施することとされている。

(ウ) 対象有害物質貯蔵事業所敷地外における対象有害物質による汚染有無判断手順

対象有害物質貯蔵事業所敷地外における対象有害物質による汚染有無については、対象有害物質貯蔵事業所の状況に応じて、下記フロー図のとおり判断するものとする。



(2) 周辺住民の健康への配慮

対象事業者は、対象有害物質の流出により汚染災害廃棄物等が発生した場合は、事業所周辺の対象有害物質汚染状況及び汚染災害廃棄物等の処理について、周辺住民へ広報するとともに、県及び対象市町村に連絡する。

(3) 汚染災害廃棄物等の処理

ア 収集運搬

収集運搬の過程において、汚染災害廃棄物等が飛散流出しない方法で収集運搬する。

イ 一次仮置場における保管

(ア) 場所

汚染災害廃棄物等の一次仮置場は、可能な限り事業所敷地内とする。事業所での一次仮置ができない場合は、事業所外で一次仮置場を確保する。

(イ) 受入方法

a 一次仮置場において汚染災害廃棄物等の仮置きを行う際には、汚染災害廃棄物等を対象有害物質毎に分別する。

- b 対象有害物質毎に分別した汚染災害廃棄物等については、一次仮置場において、がれき類、金属くず及び木くず等の災害廃棄物と津波堆積物毎にできる限り分別する。
- c 一次仮置場においては、分別後の汚染災害廃棄物等が混在することなくそれぞれ所定の場所に保管されるよう、分別毎の置場に境界区分を設ける。
- d 分別後の汚染災害廃棄物等は、対象有害物質の飛散流出等の周辺環境保全上の支障が生じないような措置を行い、適切な一次仮置を行う。

(ウ) 汚水の適正処理

汚染災害廃棄物等を一時的に保管する場合は、これらに接触した雨水が地面に浸透若しくは流出しない措置を講じる。

ウ 有効利用・処分

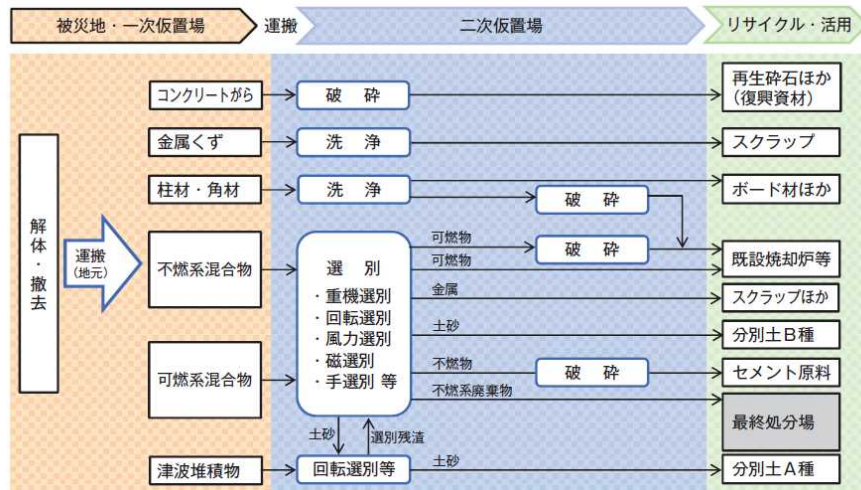
汚染災害廃棄物等は、基本的に無害化等の処理を行ったうえで復興資材等としての有効利用を優先する。

汚染災害廃棄物等の有効利用又は適正処分を行うためには、初めに汚染災害廃棄物等に混在する災害廃棄物及び津波堆積物を分別する必要がある。

分別後の災害廃棄物及び津波堆積物について、そのままの状態でも有効利用又は適正処分できない場合は、熱処理（焼却又は熔融）、浄化、不溶化等の処分を行い、基準に適合させたいえ、有効利用又は処分を行う。

～汚染災害廃棄物等の想定される処分方法について～

「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録（平成 27 年 2 月岩手県）※」（以下「処理記録」という。）において、岩手県が実施した災害廃棄物及び津波堆積物の標準的な処分方法が記載されている。



【出典：東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録（平成 27 年 2 月岩手県）※】

処理記録には、標準的な処分方法として、災害廃棄物及び津波堆積物から有効利用可能な、がれき類、金属くず、木くず及び津波堆積物を分別し、有効利用できない可燃物については焼却処分、有効利用できない不燃物については最終処分を実施したことが記載されている。

また、そのままでは有効利用できない金属くず及び木くずについては、洗浄を行い有効利用する方法も記載されており、汚染災害廃棄物等の処分にも適用できる可能性がある。

別添資料 2 「対象有害物質貯蔵事業所と津波被害想定地域合成地図」に示すとおり、現在、県内の対象事業者が貯蔵する対象有害物質の多くは、揮発性有機化合物（「ベンゼン」及び「ジクロロメタン」）及び重金属等（「六価クロム化合物」、「ほう素及びその化合物」及び「ふっ素及びその化合物」）である。

上記対象有害物質で汚染された災害廃棄物の処分方法として、洗浄又は焼却等による処分が想定される。

焼却を行う場合、揮発性有機化合物である「ベンゼン」及び「ジクロロメタン」については、焼却により分解されると考えられるが、焼却に伴い生じる「六価クロム化合物」を含む燃え殻及びばいじんについては、判定基準省令*に規定されている「埋立処分に係る判定基準」に適合させる必要がある。（「ほう素及びその化合物」及び「ふっ素及びその化合物」については、判定基準省令において「埋立処分に係る判定基準」が規定されていない。）

また、上記対象有害物質で汚染された津波堆積物の処分方法については、浄化、溶融及び不溶化等により土壌溶出基準に適合させたいうで、埋立処分を行う方法も想定される。

汚染災害廃棄物等の処分にあたっては、処理記録等も参考に、対象有害物質及び処分対象物毎に洗浄及び焼却等、適宜適切な方法を選択する。

※【参考資料】

- 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録（平成 27 年 2 月岩手県）
- 災害廃棄物処理業務の記録＜宮城県＞（平成 26 年 7 月宮城県）
- 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令

<改訂履歴>

版数	発行日	改訂履歴
初版	平成 28 年 3 月 31 日	初版発行
第 2 版	平成 30 年 7 月 9 日	別添資料 1 へのクロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）の追加。別添資料 2 の情報更新。
第 3 版	令和 3 年 2 月 24 日	p.8 2 段目 別添資料 2 の情報更新。
第 4 版	令和 4 年 3 月 29 日	別添資料 1 の一部修正（津波堆積物処理に係る物質の 1,2-ジクロロエチレン、N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジルの標記修正） 別添資料 2 の情報更新。

巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル
【津波発生時の対策】（第 4 版）

令和 4 年 3 月

発行・編集 和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境管理課

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1

TEL : 073-432-4111 (代表) 073-441-2688 (直通)

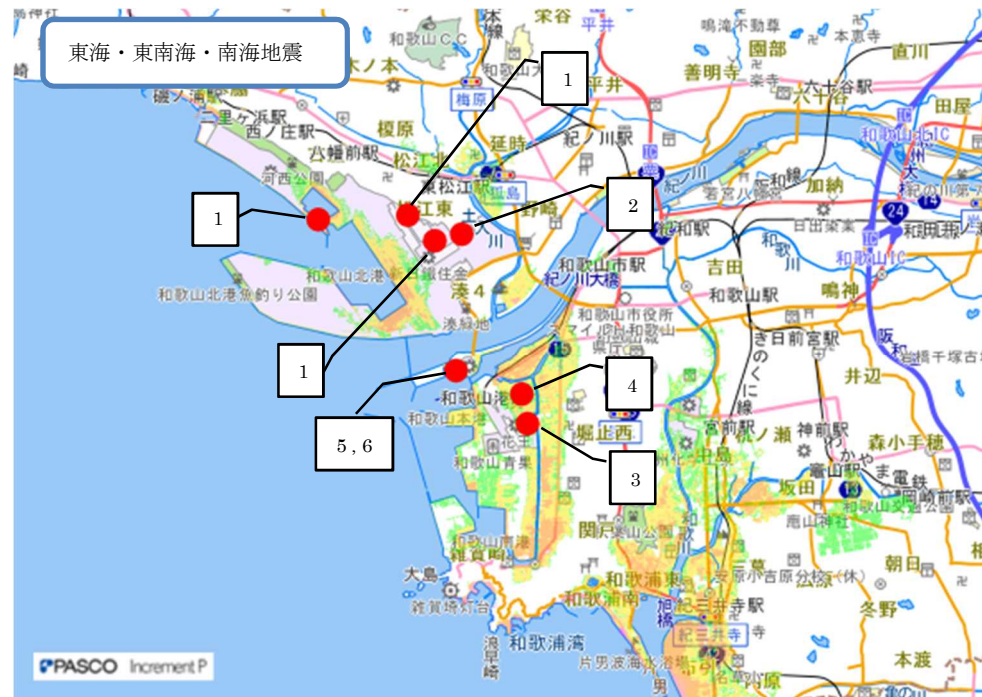
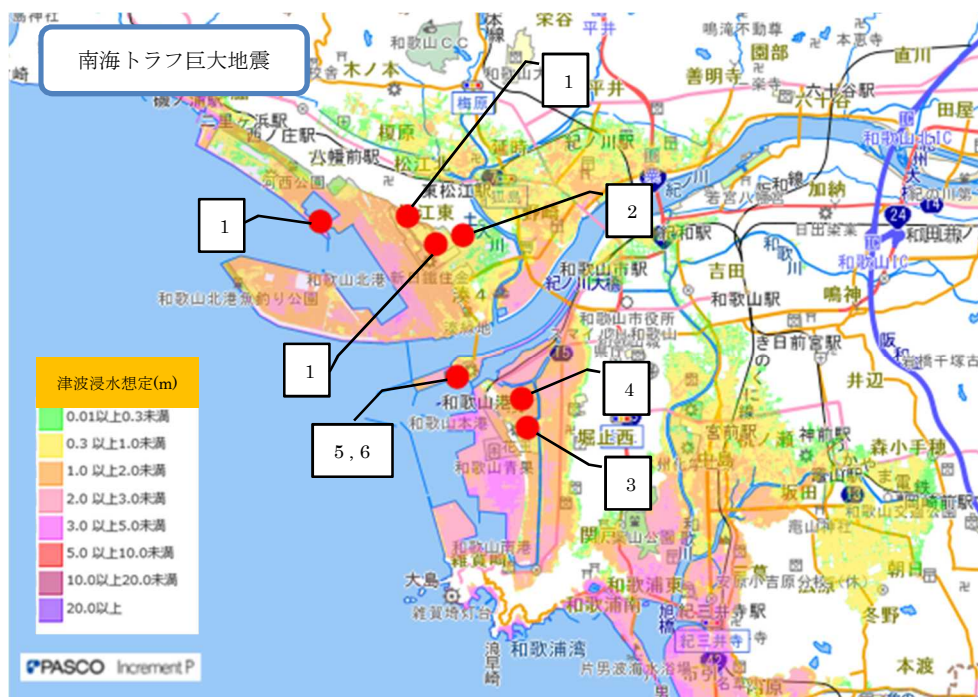
FAX : 073-441-2689

<別添資料1>対象有害物質一覧

災害廃棄物処理に係る物質	津波堆積物処理に係る物質
判定基準省令 別表第1※	土壌汚染対策法 特定有害物質 施行令第1条
アルキル水銀化合物	
水銀又はその化合物	水銀及びその化合物
カドミウム又はその化合物	カドミウム及びその化合物
鉛又はその化合物	鉛及びその化合物
有機燐化合物	有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)
六価クロム化合物	六価クロム化合物
砒素又はその化合物	砒素及びその化合物
シアン化合物	シアン化合物
ポリ塩化ビフェニル	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)
トリクロロエチレン	トリクロロエチレン
テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン
ジクロロメタン	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)
四塩化炭素	四塩化炭素
1,2-ジクロロエタン	1,2-ジクロロエタン
1,1-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)
シス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン
1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン
1,3-ジクロロプロペン	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)
テトラメチルチウラムジスルフィド(以下「チウラム」という。)	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(以下「シマジン」という。)	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)
S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート(以下「チオベンカルブ」という。)	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)
ベンゼン	ベンゼン
セレン又はその化合物	セレン及びその化合物
	ほう素及びその化合物
	ふっ素及びその化合物
1,4-ジオキサン	
	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)

※ダイオキシン類については、非意図的に発生するため除外。

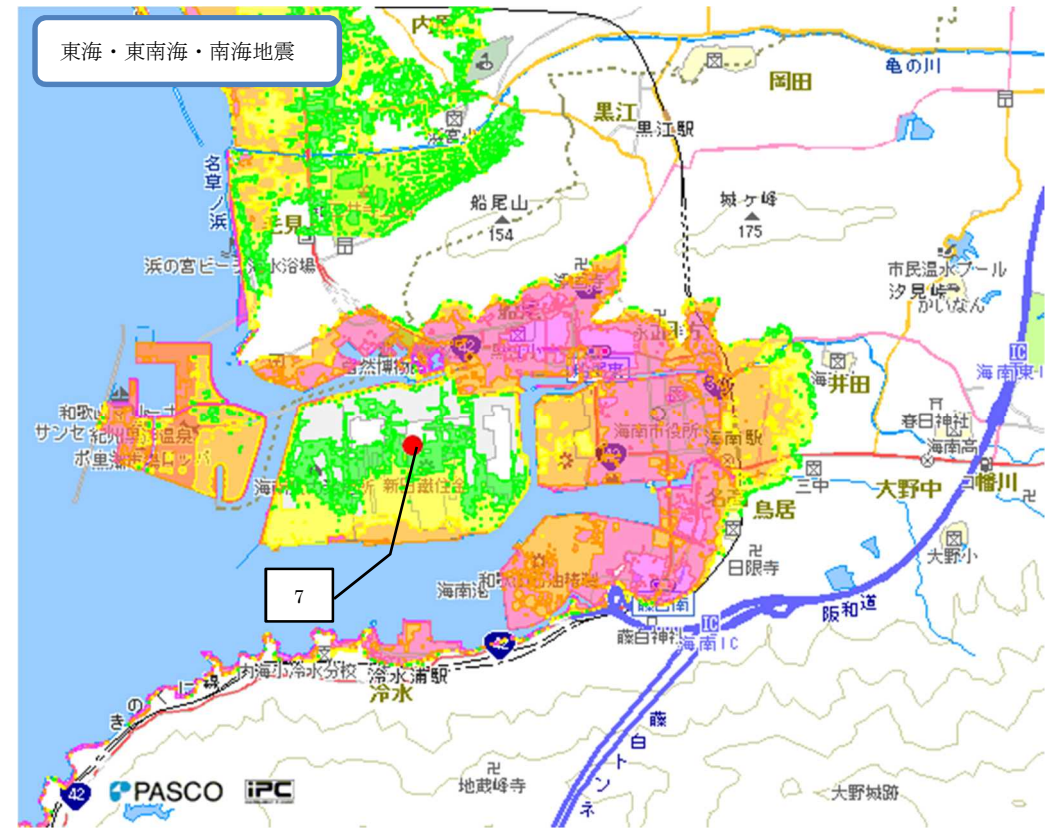
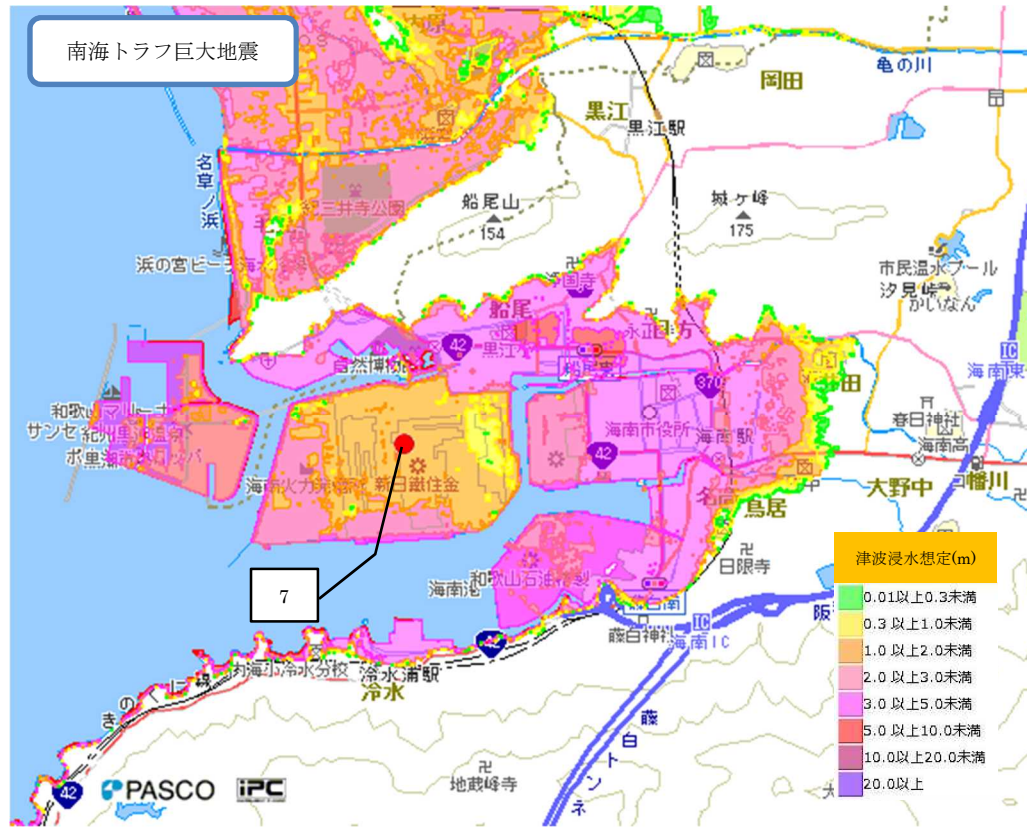
<別添資料 2>有害物質貯蔵事業所と津波被害想定地域合成地図（和歌山市）



番号	有害物質貯蔵事業所名	所在地	電話番号	有害物質名称	有害物質貯蔵能力(m ³)	有害物質詳細
1	日本製鉄株式会社関西製鉄所 (和歌山)	和歌山市湊 1850 番地	073-451-3326	六価クロム化合物	42	六価クロム
				ほう素及びその化合物	41	ホウ素
				ベンゼン	2,480	
2	株式会社オハラ・クオーツ	和歌山市湊 1850 番地	073-451-5013	ふっ素及びその化合物	73	フッ化水素酸 1%
3	花王株式会社和歌山工場	和歌山市湊 1334 番地	073-423-8151	ジクロロメタン	32	
				ほう素及びその化合物	0.5	
4	スガイ化学工業株式会社和歌山事業所西工場	和歌山市湊 1280 番地	073-423-6341	ベンゼン	36.5	
5	大岩石油株式会社青岸油槽所	和歌山市湊字青岸坪 1342-38	073-432-3362	ベンゼン	2,535	粗製ベンゼン
6	サンワ南海リサイクル株式会社	和歌山市湊 1342 番地	073-402-7300	水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、シアン化合物、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、1,4-ジオキサン	981.6	

※ 上記リストは、災害廃棄物及び津波堆積物の適正処理にあたり確認が必要な物質（判定基準省令別表第 1 及び土壌汚染対策法特定有害物質）の貯蔵施設を有する事業所で、水質汚濁防止法の有害物質貯蔵指定施設設置届出書より抜粋して作成。

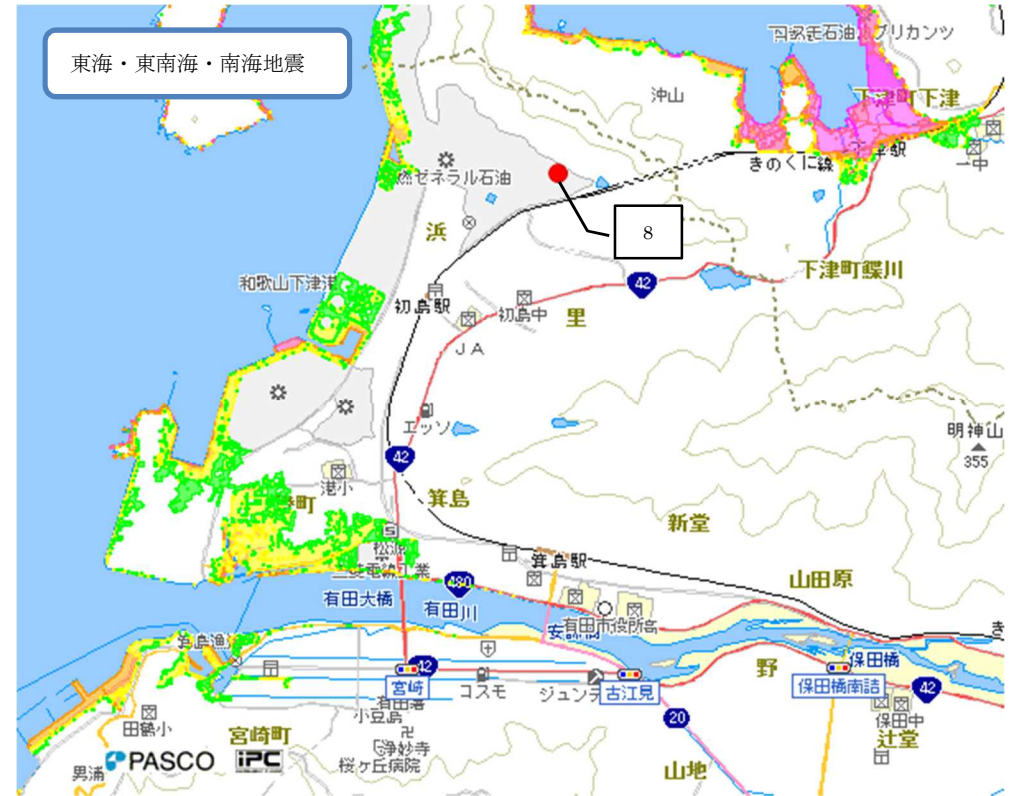
有害物質貯蔵事業所と津波被害想定地域合成地図（海南省）



番号	有害物質貯蔵事業所名	所在地	電話番号	有害物質名称	有害物質貯蔵能力(m ³)	有害物質詳細
7	日本製鉄株式会社関西製鉄所(海南)	海南省船尾 260 番地 -100	073-482-5111	ほう素及びその化合物	162.08	1.4~10.0%

※ 上記リストは、災害廃棄物及び津波堆積物の適正処理にあたり確認が必要な物質（判定基準省令別表第1及び土壌汚染対策法特定有害物質）の貯蔵施設を有する事業所で、水質汚濁防止法の有害物質貯蔵指定施設設置届出書より抜粋して作成。

有害物質貯蔵事業所と津波被害想定地域合成地図（有田市）



番号	有害物質貯蔵事業所名	所在地	電話番号	有害物質名称	有害物質貯蔵能力(m ³)	有害物質詳細
8	ENEOS 株式会社和歌山製油所	有田市初島町浜 1000番地	073-785-1406	ベンゼン	8,057	ベンゼン 100%

※ 上記リストは、災害廃棄物及び津波堆積物の適正処理にあたり確認が必要な物質（判定基準省令別表第1及び土壌汚染対策法特定有害物質）の貯蔵施設を有する事業所で、水質汚濁防止法の有害物質貯蔵指定施設設置届出書より抜粋して作成。

電力施設災害予防計画

24-00-01 各電力施設の所在地

関西電力株式会社
関西電力送配電株式会社和歌山支社

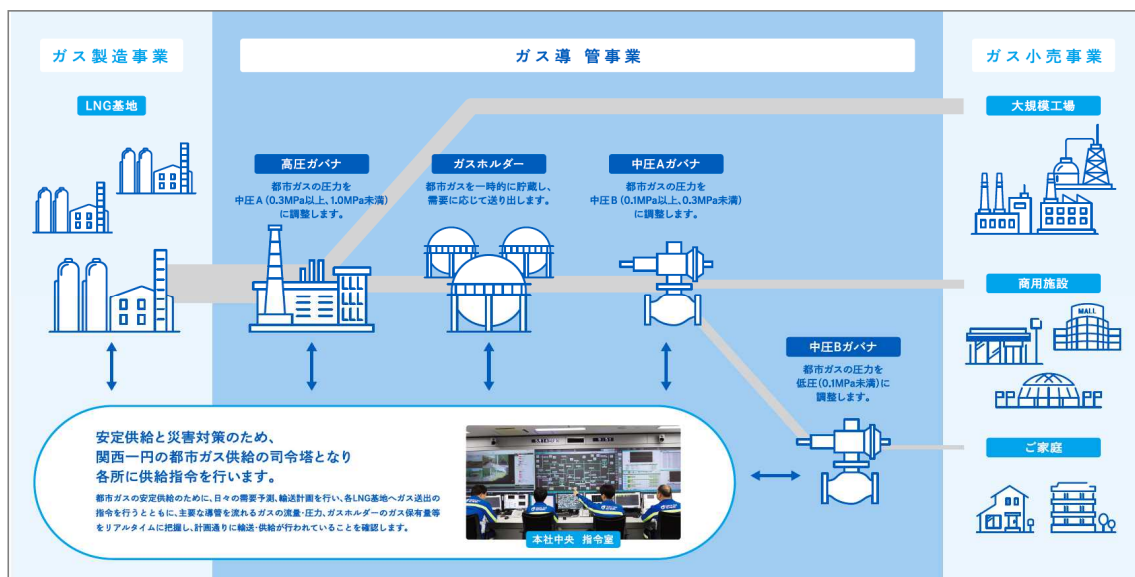
(名 称)	(郵便番号)	(住 所)
<関西電力送配電株式会社> 和歌山支社 和歌山給電制御所	640-8145 "	和歌山市岡山丁40番地 "
和歌山配電営業所	640-8145	和歌山市岡山丁40番地
橋本配電営業所	648-0072	橋本市東家6丁目7番22号
粉河技術サービスセンター	649-6531	紀の川市粉河408番地1
田辺配電営業所	646-0021	田辺市あけぼの22番地10号
御坊技術サービスセンター	644-0012	御坊市湯川町小松原458番地の2
新宮配電営業所	647-0041	新宮市野田5番63号
串本技術サービスセンター	649-3519	東牟婁郡串本町サンゴ台1060-5
和歌山電力所	640-8391	和歌山市加納348番地
田辺電力所	646-0028	田辺市高雄3丁目8番地15号
新宮電力所	647-0042	新宮市下田2丁目7番32号
<関西電力株式会社> 田辺水力センター	646-0028	田辺市高雄3丁目8番地15号
御坊発電所	644-0024	御坊市塩屋町南塩屋字富島1番地3

大阪ガスネットワークの防災対策

1. 供給システム

都市ガスの圧力をお客様の利用状況に応じて順次下げていくことで、広大な供給区域全体の様々なお客さま(大規模工場や商業施設、ご家庭など)に安全に都市ガスをお届けする供給管理システムを構築しています。

季節や時間帯に応じ日々変化するガス需要量を予測し、これらの一連の供給管理システムを24時間365日常時監視することで都市ガスの安定供給を実現しています。



2. 予防対策

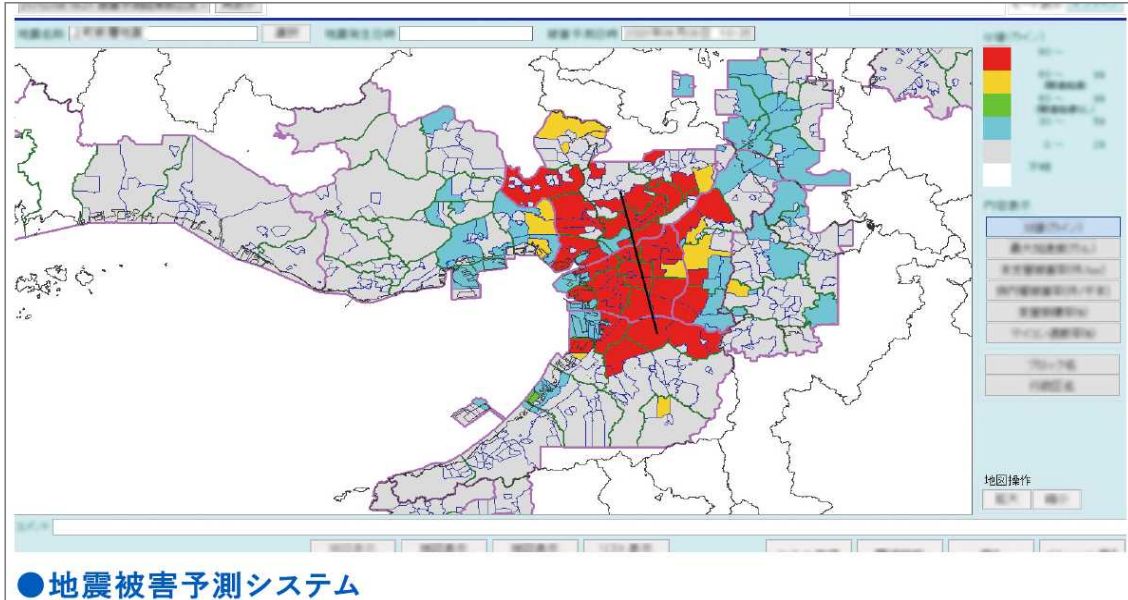
地震による被害を最小限に抑制するための設備を計画的に導入しています。

- 耐震性に優れたPE(ポリエチレン)管の採用
- 地震の揺れでガスを自動遮断するマイコンメーターの普及促進



3. 緊急対策

地震発生後速やかに地震計データの収集やガス導管の被害予測を行い、ガス漏えい等による二次災害防止を目的に、対象エリアのガス供給を停止します(約3,300基の地震計データを元に被害の大きいエリアを予測)。



4. 津波対策

南海トラフ地震では、広範囲での津波被害が想定されます。2011年の東日本大震災を教訓に万全の津波対策を実施しています。

<大阪ガスネットワーク独自システム>



●津波防災システム（ガス供給停止判断支援システム）

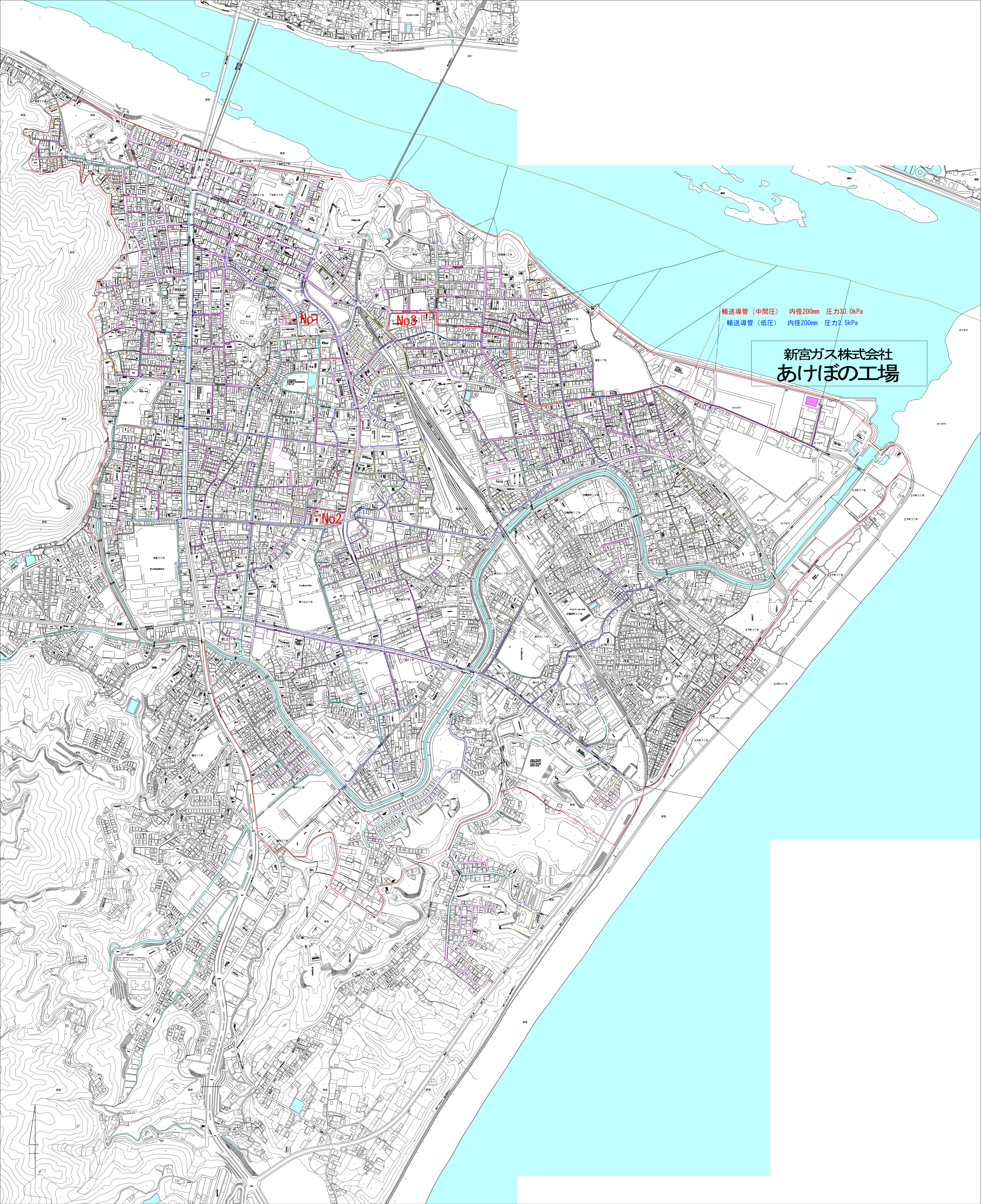
津波の状況を確認



●津波監視カメラ
（和歌山県、大阪府の沿岸部4か所に設置）

新宮ガス導管図

平成27年06月04日

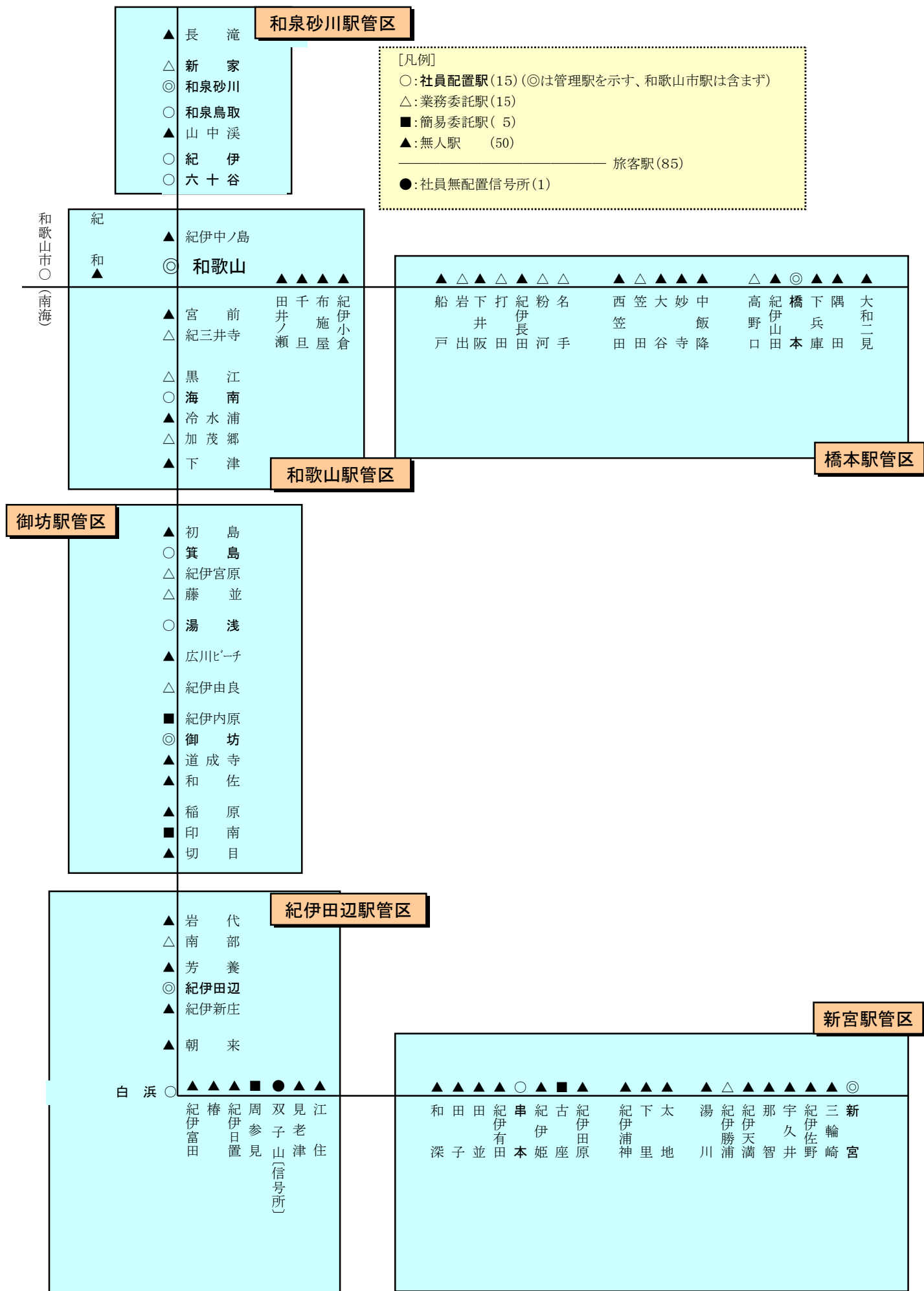


輸送導管 (中間圧) 内径200mm 圧力30.0kPa
輸送導管 (低圧) 内径200mm 圧力2.5kPa

新宮ガス株式会社
あけぼの工場

鉄道施設災害予防計画

26-00-00 西日本旅客鉄道(株)和歌山支社管内略図(2019年5月1日現在) 西日本旅客鉄道(株)和歌山支社



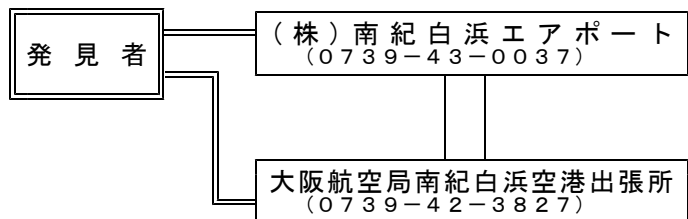
消 防 力 等				空 港 名		南 紀 白 浜 空 港	
空 港 の 消 防 力	消 火 設 備	化 学 消 防 車	泡	放 射 能 力	ℓ/分	5,300	4,500
				積 載 水 量	kg	10,500	6,100
			粉 末	放 射 能 力	kg/秒	1.5	1.5
				薬 劑 量	kg	300	200
			台	数	台	1	1
		小 型 ポ ン プ 車	放 水 能 力	ℓ/分			
			台	数	台		
		小 型 動 力 ポ ン プ	放 水 能 力	ℓ/分			
			台	数	台		
		給 水 車	積 載 水 量	kl			
	台		数	台			
	消 防 水 利	滑 走 路 地 域	貯 水 槽	基	8		
			消 火 栓	基			
		エ プ ロ ン 地 域	貯 水 槽	基	1		
			消 火 栓	基			
	大 型 消 火 器	種	類	炭酸ガス			
		個	数	2			
	消 火 薬 劑	泡	水 成 膜	ℓ	800	400	
			た ん 白	ℓ			
			合 成 界 面 活 性 劑	ℓ			
		粉	末	kg			
	救 護 設 備	救 助 工 作 車		台			
		救 急 車		台			
		レ ッ カ ー 車		台			
ク レ ー ン 車		台					
そ の 他 の 車 両		台	1				
空 港 消 防 の 実 施 者	空 港 当 局	施 設 要 員 と も		○			
		施 設 の み					
	空 港 当 局 以 外 の も の	施 設 要 員 と も					
		要 員 の み		○			
		名 称	(株)NWS				
消 防 機 関 へ の 通 報 設 備				電 話 連 絡			
空 港 当 局 が 業 務 協 定 を 締 結 し て い る 市 町 村 消 防 機 関 名				別 添 参 照			

南紀白浜空港緊急事態の通信系統

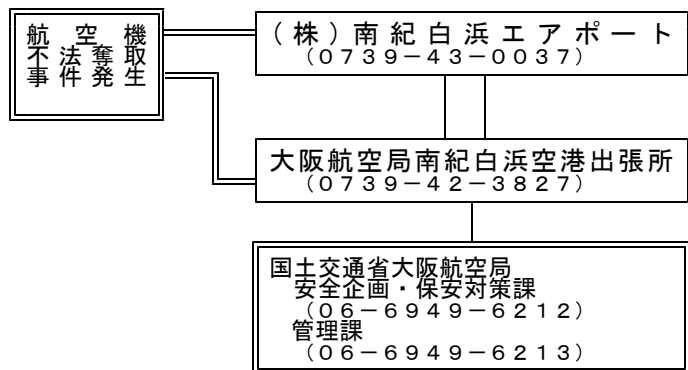
平成30年4月1日

27-02-00
《消火救難》

南紀白浜空港、県港湾空港振興課

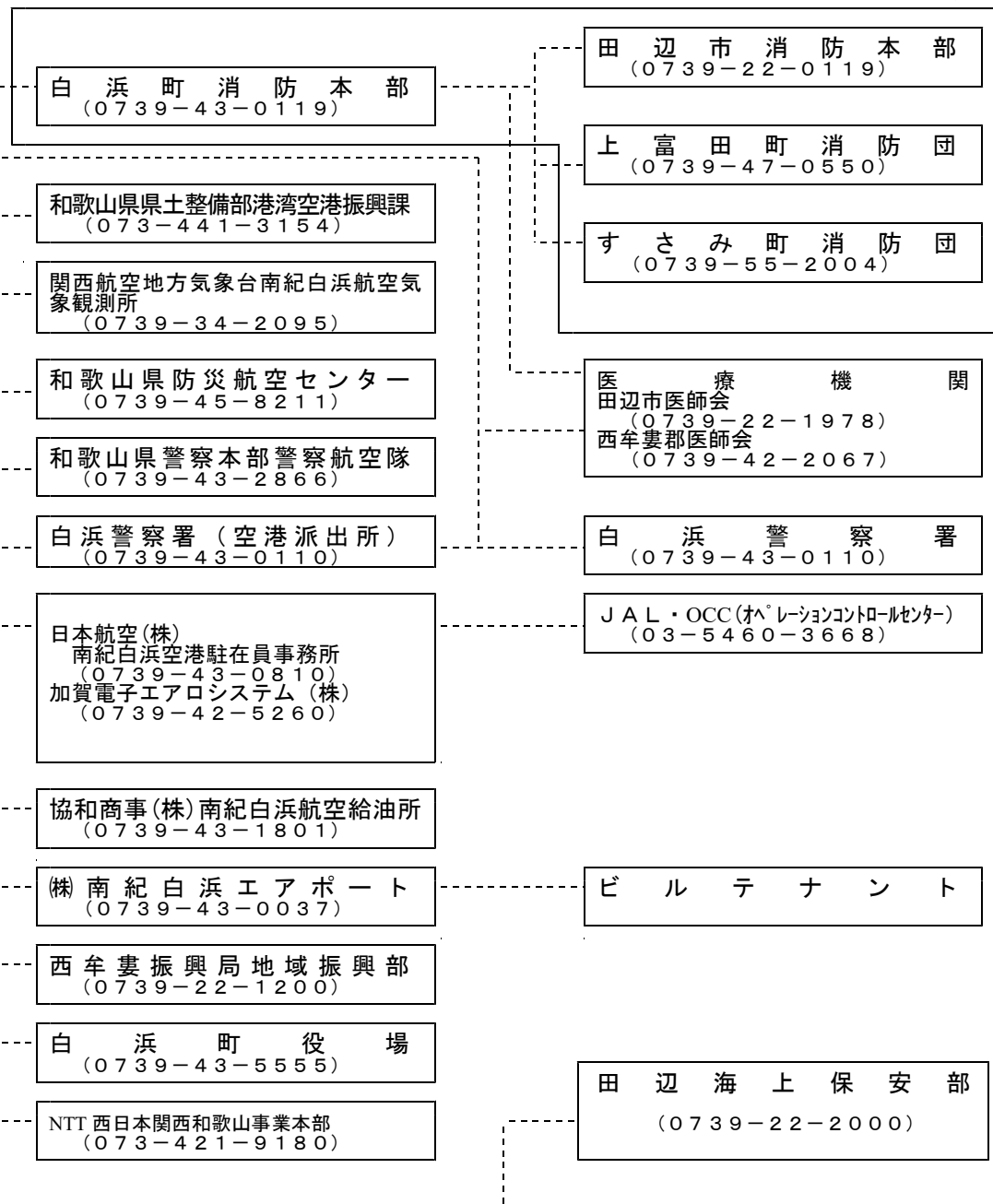


《ハイジャック》



空港周辺医療機関（救急指定）

病院	電話番号
紀南病院	22-5000
南和歌山医療センター	26-7050
田辺中央病院	24-5333
玉置病院	22-6028
白浜はまゆう病院	43-6200



観測所名	種別	所在地		流域
		市町村	字	
葛城山	雨	紀の川市	切 畑	紀の川
かつらぎ	四	かつらぎ町	妙 寺	紀の川
友ヶ島	四	和歌山市	加 太	海 上
和歌山	官署	和歌山市	男野芝丁	沿 岸
高野山	四	高野町	高 野 山	紀の川
湯 浅	雨	湯浅町	湯 浅	沿 岸
清 水	四	有田川町	清 水	有田川
護摩壇山	雨	田辺市	龍 神	日高川
龍 神	四	田辺市	湯ノ又	日高川
川 辺	四	日高川町	和 佐	日高川
本 宮	雨	田辺市	本 宮	熊野川
栗栖川	四	田辺市	栗栖川	富田川
新 宮	四	新宮市	佐 野	沿 岸
南紀白浜	三	白浜町	(無)	沿 岸
西 川	四	古座川町	西 川	古座川
色 川	雨	那智勝浦町	大 野	太田川
日置川	雨	白浜町	安 居	日置川
潮 岬	特地	串本町	潮 岬	沿 岸

平成 29 年 4 月 1 日現在

種別の説明

雨；降水量のみ観測する地域雨量観測所。

三；風向風速、気温、降水量の三要素を観測する航空気象観測所。

四；風向風速、気温、降水量、日照時間の四要素を観測する地域気象観測所。

官署；和歌山地方気象台で行う観測（上記四要素含む）を示す。

特地；潮岬特別地域気象観測所で行う観測（上記四要素含む）を示す。